

— 日英EPAの特恵関税の活用について —

日英EPA解説書



はじめに

日英EPAは、日本と英国との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「包括的経済連携協定(CEPA: Comprehensive Economic Partnership Agreement)」です。2020年10月に両政府間で署名され、2021年1月1日発効しました。物品の貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全24章からなる包括的な協定となっています。

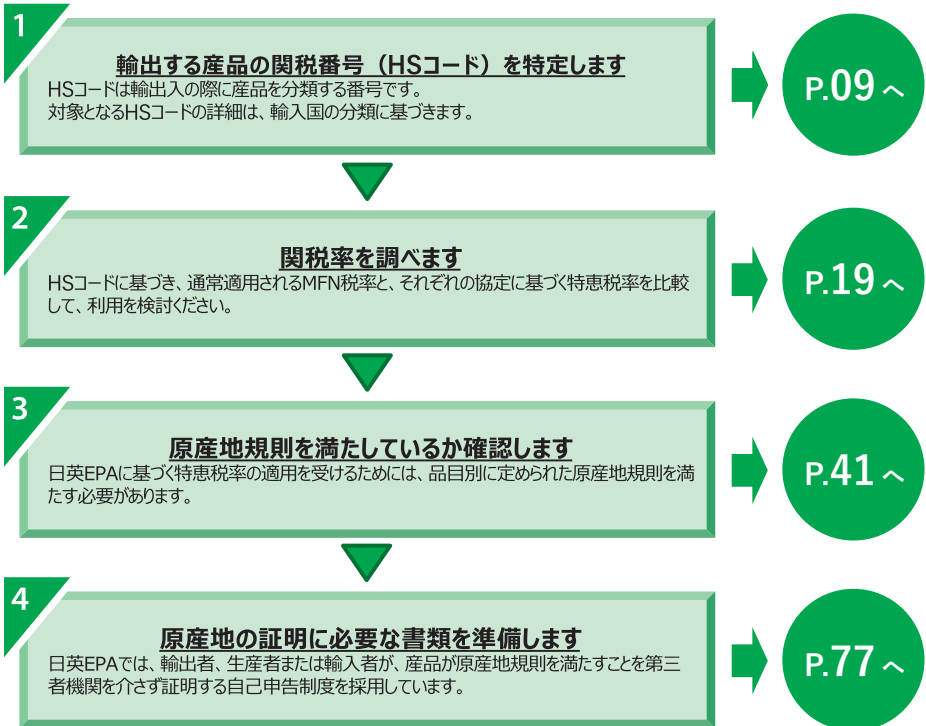
日英EPAの発効により、日EU・EPAの下で約束されていた英国への高いレベルの市場アクセスが維持又は一部改善されます。日英双方の工業製品にかかる関税が最終的に100%撤廃されるほか、英国向け農林水産物輸出でも、英国側のほとんどの関税が撤廃されます。また、日英EPAの発効時から日EU・EPAと同じ削減税率を適用する「キャッチアップ」やEU産材料やEU内の生産工程を日英のもののみならず「拡張累積」も設けられています。日EU・EPAの適用終了後も、日英EU間で密接なサプライチェーンを構築している日系企業のビジネスの継続性が確保されます。

この解説書では、最初に日英EPAの全体像を概観した上で、日英EPAに基づき、日本から英国向けの輸出時の具体的な特惠関税の利用に焦点を当てて解説しています。日英EPAの特惠関税を利用するには、まず対象となる品目の関税番号(HSコード)を特定し、関税率を調べた上で、日本又は英国の原産品であることを確認し証明する必要があります。解説書では、このような利用の流れを分かりやすくまとめました。

本解説書が、日本と英国間でビジネスを行う企業の皆様の情報収集の一助となれば幸いです。



日英 EPA 利用の流れ



■日英EPAの内容は以下を参照

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html

※本解説書に記載しているURL情報は2021年3月15日現在の情報に基づきます。

Contents



1. 日本と英国との通商関係	03
1-1 日本と英国との通商関係	04
1-2 日英EPAの全体像 ～日EU・EPAをベースにより 高度なルールを実現～	05
1-3 日英EPAによる関税撤廃・削減の概要	08
2. HSコードの特定	09
2-1 HSコードとは	10
【参考】HSコードの改正	12
2-2 HSコードの調べ方	14
3. 関税率の調べ方	19
3-1 関税率の種類	20
3-2 関税率を調べる手順	21
3-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる	23
【参考】情報技術協定(ITA)について	25
3-4-1 日英税率を調べる① ～「譲許表」の見方～	26
3-4-2 日英EPA税率を調べる② ～「区分」の確認方法～	28
3-4-3 日英税率を調べる③ ～英国側の区分～	29
【参考】キャッチアップについて	30
3-4-4 日英税率を調べる④ ～関税率の計算方法～	35
【参考】物品貿易に関するその他の留意点	36
【参考】EUの関税割当の利用残が生じた場合に 英国に低税率を適用する仕組みについて	37
【参考】「World Tariff」の使い方	38
4. 原産地規則	41
4-1-1 原産地規則の概要	42
4-1-2 原産地規則の全体像	43
4-1-3 日英EPAにおける原産性の判断基準	44
【参考】品目別原産地規則(PSR)	46
4-1-4 品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法① 関税分類変更基準	47

Contents

4-1-5	品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法②付加価値基準	51
4-1-6	品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法③加工工程基準	54
4-1-7	日EU・EPAから品目別原産地規則(PSR)を 変更した品目および変更の内容	57
4-2	品目別規則に関する例外規定	59
4-3	品目別規則に関する救済規定	60
4-3-1	累積・拡張累積(第3.5条)	60
4-3-2	デミニマスルール	63
4-3-3	繊維および繊維製品のデミニマスルール	63
4-3-4	ロールアップ	66
4-3-5	トレーシング	67
4-3-6	自動車・自動車部品の原産地規則	69
4-4	その他の特別な規定	72
4-4-1	代替性のある材料(会計の分離)	72
4-4-2	附属品等、小売用または輸送用の こん包材料及び容器の扱い	74
4-4-3	製品のセット	75
4-4-4	積送基準(変更の禁止)	76
5.	原産地手続	77
5-1	日本が締結したEPAにおける原産地証明制度	78
5-2-1	特恵待遇の要求	79
5-2-2	特恵待遇の要求 原産地に関する申告の記載事項	83
5-2-3	締約国内で行われた非原産材料への 生産および加工を付加価値に含める場合	85
5-3	軽微な誤り、表現の相違の取り扱い	86
5-4	輸入・輸出、書類保存に関する義務	87
5-5	原産地証明の根拠	88
5-6	根拠書類の一例	89
5-7	原産性の確認手続	96
5-8	秘密の取扱い・行政上の措置及び制裁	98
	その他：英国の事前教示制度	99

1 日本と英国との 通商関係

日英EPAでは、英国側で全品目のうち約99%の関税が撤廃されるほか、幅広い分野で高度なルールが実現しました。日英EPAの発効により、日EU・EPAの下で利益を得てきた日系企業が今後も継続してビジネスを行うことが可能になり、日英間のさらなる貿易・投資の促進が期待されます。

1. 日本と英国との通商関係

日英EPAでは、英国側で全品目のうち約99%の関税が撤廃されるほか、幅広い分野で高度なルールが実現しました。日英EPAの発効により、日EU・EPAの下で利益を得てきた日系企業が今後も継続してビジネスを行うことが可能になり、日英間のさらなる貿易・投資の促進が期待されます。

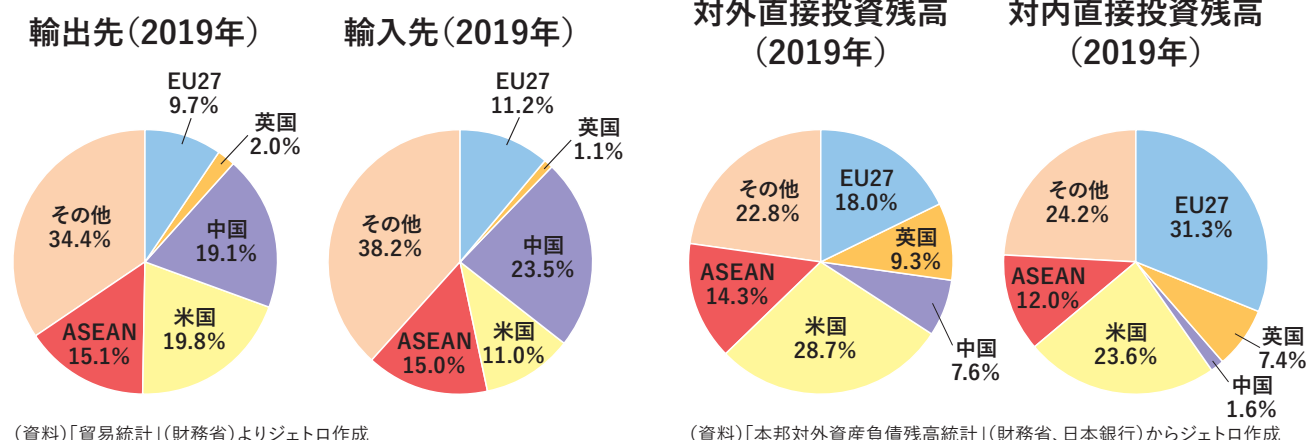
1-1 日本と英国との通商関係

日英EPAはEU離脱後の英国との間で、日EU・EPAに代わり新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです(注)。日EU・EPAは高い水準の関税撤廃や投資・サービス分野の市場アクセス改善などを定めてきましたが、日英EPAは、こうした英国への高いレベルの市場アクセス・ハイレベルなルールを英国との間でも維持するものです。これにより日EU・EPAの下で利益を得てきた日系企業が今後も継続してビジネスを行うことが可能になります。さらに、一部品目(鉄道車両や自動車部品等)で追加的な英国市場へのアクセスを確保するとともに、電子商取引などの分野では、日EU・EPAに比べてより先進的なルールが設けられており、日英EPAの下で将来、日英間の貿易・投資がさらに促進されることが期待されます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、日英EPAは自由貿易推進のメッセージを国際社会に発信するものです。また本EPAは良好な日英関係をさらに強化し、深化させていくための重要な基盤となります。

(注)これまで日英間の貿易投資には2019年2月に発効した日EU・EPAが適用されてきました。しかし、英EU間の離脱協定が定める移行期間が2020年末に終了したことに伴い、日英間の貿易投資は日EU・EPAの適用から外れました。

図表1-1 日本の貿易・投資における英国のシェア (2019年)



1-2 日英EPAの全体像 ～日EU・EPAをベースにより高度なルールも実現～

日英EPAは、全24章および関連する附属書等で構成される包括的な協定となっています。日英EPAでは日EU・EPAが規定する高度な水準のルールに加えて、後述する電子商取引などの分野で、よりハイレベルなルールが導入されました。

図表1-2 日英EPAの章立て

日英EPAにおける章	内容
第1章 総則	本協定の目的、用語の定義、WTO協定との関係
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃、削減、その他物品貿易に関するルール
第3章 原産地規則及び原産地手続	本協定に基づく特惠税率が適用される原産品の要件、手続
第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化	税関手続の透明性確保、簡素化等
第5章 貿易上の救済	輸入急増の場合等における緊急措置（セーフガード、AD等）
第6章 衛生植物検疫（SPS）措置	SPS措置に係る手続の透明性向上
第7章 貿易の技術的障害（TBT）	強制規格等を導入する際の手続きの透明性向上
第8章 サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引	サービス貿易・投資に関する内国民待遇、電子商取引のルール ^(注)
第9章 資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置	資本の移動等に関し、原則自由な移動を確保
第10章 政府調達	WTO政府調達協定をベースとした、協定で定める調達の手続きの透明性等
第11章 競争政策	反競争的行為に対する適切な措置と協力、消費者保護のルール
第12章 補助金	補助金に関する通報や協議、一部の補助金の禁止等
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業	国有企業等の物品・サービスの購入についてのルール
第14章 知的財産	知的財産権（地理的表示（GI）を含む）の保護
第15章 企業統治（コーポレート・ガバナンス）	株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素
第16章 貿易及び持続可能な開発	貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野にかかる協力等
第17章 透明性	協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表、腐敗行為の防止等
第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力	各締約国・地域内規制の透明性向上、規制にかかる協力
第19章 農業分野における協力	農産品・食品の輸出入の促進、協力
第20章 中小企業	中小企業の貿易・投資活動を支援するための情報交換、協力事項
第21章 貿易及び女性の経済的エンパワーメント	国内経済及び世界経済における女性の参加機会の増大に向けた協力
第22章 紛争解決	協定の解釈等に関する日英間の紛争を解決する際の手続
第23章 制度に関する規定	本協定運用のための合同委員会設置等の体制
第24章 最終規定	効力発生、改正等に係る手続、協定の言語等

(注) 投資保護と投資紛争解決手続については、レビュー条項が設けられた。

(資料) 外務省資料をもとに作成

■ 電子商取引ルール

日英EPAの電子商取引ルールは日EU・EPAをベースとし、情報の越境移転制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求の禁止等を新たに規定するとともに、ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムが追加されました。これらのルールは電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与し、電子商取引を促進することを目的としています。

図表1-3 電子商取引に係る主なルール

主なルール	概要・意義	日英 EPA	日 EU・EPA
電子的送信への関税不賦課	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的な送信に関税を課さない。 ● 電子商取引の自由な取引環境を確保する。 	○	○
情報の越境移転制限の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地子会社が保有する取引・従業員情報や現地消費者の購買情報、また工場・インフラの稼働情報などについて、事業の実施のために国外へ持ち出すことを制限されない。 ● 国境を越えた自由なデータ流通に基づく、多様なビジネスを確保する。 	○	(レビュー条項)
コンピュータ関連設備の設置要求の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 進出先国政府から市場アクセスの条件として、進出先国内のコンピュータ関連設備を利用したり、または設置したりすることを要求されない。 ● 不要なサーバー設置などを回避し、ビジネスコストの増大を防ぐ。 	○	(レビュー条項)
ソースコード開示要求の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 進出先国政府から製品の販売条件として、ソフトウェアのソースコード開示を要求されない。 ● 製品の競争力の源泉であるソースコードを保護する。 	○ (アルゴリズムを対象に含む)	○
暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 進出先国政府から製品の販売条件として、製品に含まれる暗号の開示や特定の暗号などの使用を要求されない。 ● 製品のセキュリティを維持するとともに、技術流出を防ぐ。 	○	
電子署名の法的有効性を否定しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子商取引の円滑化に不可欠な電子署名の有効性を確認する。 	○	○

[資料] 経済産業省資料などからジェトロ作成

■ 知的財産保護の強化

日英EPAでは効果的に知的財産を保護するため、日EU・EPAのルールに加えて、以下を約束しました。

(1) 悪意による商標出願の排除

悪意による商標の出願を拒絶・登録を取り消す権限を当局に与えることを義務化しました。悪意による商標出願とは、例えば日本の有名ブランドの商標が他国で未登録である際に、無関係な第三者がその国で当該ブランドの商標を登録しようとする出願を指します。日英両国の当局は、こうした悪意による商標出願について、出願を拒絶する又は登録を取り消す権限を有することになります。また、外国の周知商標と同一又は類似の商標が出願された場合、それが悪意による商標出願と判断された場合には拒絶・取り消され得ることも明確化しました。

(2) 特許権・意匠権保護のさらなる強化

日EU・EPAに規定される特許・意匠の排他的権利に加え、特許の排他的権利に「輸出」、意匠の排他的権利に「販売の申出」が含まれることを規定しました。また意匠権(注)の存続期間についても、日EU・EPAで定められた20年から延長され、出願日から25年となりました。

(3) デジタル環境における知的財産権の権利行使

インターネット上などデジタル環境で生じる知的財産権の侵害行為が発生した際、権利者が適切に権利行使を行い、迅速な救済を実現するための手続きを確保することが約束されました。

(注) 日英EPA上、英国について「意匠」とは、登録されたデザインのことを指します。

■ 企業内転勤などの英国での滞在に関するビジネス環境の改善

日英EPAでは、企業内転勤を理由に英国に赴任する日本国民について、英国での最長3年間の滞に加え、新たに以下の約束をしました。

- (1) 同行する家族について最長3年間の滞在を許可する
- (2) 入国や滞在期間延長の申請に対して90日以内に決定を通知する

このほか、英国で子会社や支社を設立する日本国民の投資家についても、最長1年間の滞在許可を与えることが新たに約束されました。

■ 単式蒸留焼酎の流通規制が緩和

日本において生産・瓶詰された単式蒸留焼酎について、日EU・EPAではEU域内において四合瓶(720ミリリットル)と一升瓶(1.8リットル)の流通が認められましたが、日英EPAでは、これらに加えて、五合瓶(900ミリリットル)での流通が認められるようになりました(注)。

(注) 五合瓶については、英国で国内法改正等の必要な手続きをとり、協定の効力発生後90日以内に手続完了を日本に通報することになっています。

1-3 日英EPAによる関税撤廃・削減の概要

日英EPAによる関税撤廃・削減によって、日EU・EPAの下で実現した日本から英国市場へのアクセスを維持・改善します。英国側は、全品目のうち約99%の関税を最終的に撤廃します。日本側は、約94%の関税を撤廃する予定です。

工業製品でみると、英国側の関税は、97%の品目が即時撤廃され、将来的に品目数、輸出額ベースいずれも100%の関税が撤廃される予定です。日英EPAでは日EU・EPAの即時撤廃を維持したことに加え、全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で関税削減・撤廃を行うこと（キャッチアップ）が約束されました（関税撤廃期間については、30ページ参照）。

日英EPAでは日EU・EPAと比べて、新たに鉄道用車両・同部分品、ターボジェット同部分品、電気制御盤等の23品目の即時撤廃が実現します（図表1-4）。

さらに日・英・EUにまたがるサプライチェーンにおいても日英EPAの特恵関税が活用できるよう、すべての鉱工業品についてEU産品の「拡張累積」を認める規定が約束されるなど、日本企業が継続して対英ビジネスを行う環境が整えられました（拡張累積については、60ページ参照）。

図表1-4 日英EPAで新たに即時撤廃となった品目の例

品目	HSコード(注②)	貿易額	日EU・EPA下での関税削減スケジュール
鉄道用車両・同部分品(注①)	8603.10.00	約700億円	2031年2月に完全撤廃(B12)
	8603.90.00		
	8605.00.00		
	8607.11.00		
	8607.12.00		
	8607.99.10		
	8607.99.80		
ターボジェット・同部分品(注①)	8411.12.80	約1,300億円	2022年2月に完全撤廃(B3)
	8411.82.80		
	8411.91.00		
	8411.99.00		
電気制御盤	8537.10.91	約56億円	2024年2月に完全撤廃(B5)
	8537.10.98		

(注) ①英国政府は、2021年に適用を開始したUKグローバルタリフ(UKGT)(23ページ参照)において、これらの品目を無税とすることを表明している。日英EPAでは同品目について、日英間の無税を法的に担保した。②日英EPA英国側譲許表上の関税分類による。

(資料) 経済産業省資料から作成。

農林水産物でみると、英国側の関税については、品目ベースで最終的に約98%の関税が撤廃されます。特に日本の主要な輸出関心品目である牛肉、茶、水産物などについて、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容が維持されました。

2 HSコードの 特定

HSコードは輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。日英EPAの特恵関税率はHSコードに基づき規定されていますので、税率を調べる際には、まず商品のHSコードを調べる必要があります。

2. HSコードの特定

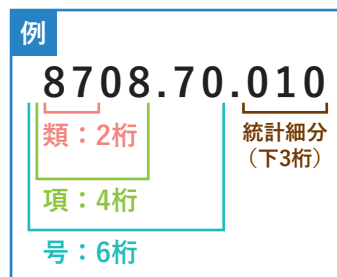
HSコードは輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことで、ほぼ全世界で利用されています。日英EPAの特恵関税率はHSコードに基づき規定されていますので、税率を調べる際には、まず商品のHSコードを調べる必要があります。

2-1

HSコードとは

HSコードとは、「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約」に基づいて定められた、輸出入の際に商品进行分类するコード番号のことです。世界税関機構(WCO)が定めた商品分類で、ほぼ全世界で採用されています。これに基づいて関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計に利用されます。HSコードの構成は、下記のとおりとなっています。

- ①「類(Chapter) 上2桁」 (例) 第87類
- ②「項(Heading) 上4桁」 (例) 第8708項
- ③「号(Subheading) 上6桁」 (例) 第8708.70号
- ④「統計細分(Statistical code) 7桁以降」 (例) .010



図表2-1 HSコードの例(自動車部品)

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

世界共通コード



日本から輸出する乗用車ホイールは「8708.70.010 (車輪並びにその部分品及び附属品)」という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表」より)



↓
HSコードの桁数が増えるにつれ、細かな品目が特定されます

<英国の関税分類>**8708.70.10.15****1～6桁目：HSコード(=全世界共通)****類(Chapter) 上2桁：第87類****項(Heading) 紙4桁：第8708項****号(Subheading) 上6桁：8708.70号****7～10桁目：10桁レベル英国国内細分(10 digit commodity code)**

21部97類で構成されているHSコード(詳しくは17-18ページ参照)は、上2桁、4桁、6桁の順番に製品分類が細分化されていて、上6桁までが世界共通のコードとして利用されています。7桁目以降の部分は統計細分と呼ばれ、国ごとに異なります。日本は統計細分の3桁を加えた、合計9桁のHSコードを定めています。英国の統計細分は4桁を加えた合計10桁のHSコードを定めています(注)。

HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度、改正が行われます。HSコードの改正については、次ページ「(参考)HSコードの改正」をご覧ください。

日英EPAは協定附属書に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められており、2017年基準(HS2017)を採用しています。

(注) 本解説書内では、関税分類の上6桁のほか、英国側の7桁以降の統計細分も便宜上、「HSコード」と表記します。

【参考】HSコードの改正

■ HSコード（共通6桁部分）は5年程度に一度、改正が行われます。今回は2017年に改正が行われ、現在、通常の貿易では2017年基準（HS2017）が利用されています。今回の改正内容は233カ所あり、内訳は農業（85カ所）、化学（45カ所）、木材（13カ所）、繊維（15カ所）、金属（6カ所）、機械（25カ所）、輸送機器（18カ所）、その他（26カ所）となっています。主な改正内容の1つは、国際連合食糧農業機関（FAO）の提案に基づく、地球規模で関心の高い環境・社会問題に関係する内容です。水産資源、森林資源などの保存の観点から、関係品目の貿易取引をより正確に把握することを目的とした改正が行われました。

化学品の分野では、化学兵器条約の下で管理されている特殊化学物質、ロッテルダム条約の下で管理されている有害な化学物質、ストックホルム条約の下で管理されている残留性有機汚染物質について、新しく号（Subheading）が導入されました。

技術革新に伴う改正分野としては、新聞印刷用紙サイズ基準の見直し、LED電球、マルチコンポーネントIC（集積回路）、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車などの新技術を考慮した見直しが行われました。

改正内容については、以下のリンクをご覧ください。

「Amendments to the Nomenclature Appended as an Annex to the Convention」(WCO)

➡ <http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/instrument-and-tools/hs-nomenclature-2017-edition/~media/97CAFB37DA7144B488DF7FB83387DC7A.ashx>

WCOが発表した2012年基準と2017年基準の比較表は以下のリンクをご覧ください。

「Correlating the 2017 Version to the 2012 Version of the Harmonized System」(WCO)

➡ http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/nomenclature/instruments-and-tools/hs-nomenclature-2017/2016/table_i_trp1712_en_rev1.pdf?db=web

一方、各国当局は2017年のHSコード改正を受け、7桁以降の統計細分を加えた国内品目表の改正を発表しています。国内品目表は不定期に改正される場合がありますので、輸出入取引を行う際には、最新のコード情報を確認することが重要です。

ページ11（前頁）のとおり、日英EPAでは日EU・EPAと同様に、2017年基準（HS2017）に従って関税撤廃・削減スケジュールが定められています。将来的なHSコードの改訂により、日本あるいは英国の法令や告示に従って国内細分表が改正される場合には、譲許表に記載の関税分類番号およびそれに対応する品名は変更の対象となることがあります。変更が発生する場合には、当該締約国が公表する対照表とともに、関税分類などを参照してください。

実際に、日本と英国の場合で具体的に比較してみましょう(図表2-2)。

例えば、「光ファイバー及び光ファイバーケーブル」について、日本では「9001.10」の後に「010」や「090」が追加されて、それぞれ「9001.10.101(ガラス製のもの)」と「9001.10.090(その他のもの)」と分類されています。一方、英国の場合には「9001.10」の後に、「1000」や「9010」などが追加されて分類がされています。日本のHSコードが9桁で構成されるのに対して、英国の下位分類は10桁であることがわかります。また、英国では「光ファイバー及び光ファイバーケーブル・バンドル(9001.10.90)」がさらに4通りの分類で区別されています。このようにHSコードの7桁目以降については、日本と英国で番号が異なることに加えて、細分そのものに違いがありますので注意が必要です。

図表2-2 日本と英国のHSコードの違い



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate				
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC
90.01	光ファイバー(束にしたものを含む。)、光ファイバーケーブル(第85.44項のものを除く。)、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ(コンタクトレンズを含む。)、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わず、取り付けたもの及び光学的に研磨していないガラス製のものを除く。)					
9001.10	光ファイバー(束にしたものを含む。)、及び光ファイバーケーブル	無税		(無税)		
	010 - ガラス製のもの					
	090 - その他のもの					
90.1.20.000	偏光材料製のシート及び板	無税		(無税)		
90.1.30.000	コンタクトレンズ	無税		(無税)		
90.1.40.000	ガラス製の眼鏡用レンズ	無税		(無税)		
90.1.50.000	その他の材料製の眼鏡用レンズ	無税		(無税)		
90.1.90.000	その他のもの	無税		(無税)		
90.02	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨していないガラス製のものを除く。)					
	対物レンズ					
90.2.11	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真機小機用のもの	無税		(無税)		
	010 - 写真機用のもの					
	090 - その他のもの					
90.2.19.000	その他のもの	無税		(無税)		
90.2.20.000	フィルター	無税		(無税)		
90.2.90.000	その他のもの	無税		(無税)		

Level	Description	VAT	Third country duty	Supplementary unit	Commodity code
-	▼ Optical fibres, optical fibre bundles and cables				90 01 10
-	- Image conductor cables	20%	2.00%		90 01 10 10 00
-	- Other				90 01 10 90
-	- - Image reverser made up from an assembly of optical fibres	20%	2.00%		90 01 10 90 10
-	- - - Polymer optical fibre with: - a poly(methyl methacrylate) core, - a cladding of fluorinated polymer, - a diameter of not more than 3.0 mm, and - a length of more than 150 m, of a kind used in the manufacture of polymer fibre cables	20%	2.00%		90 01 10 90 30
-	- - - Fibre optic plates: - uncoated and unpainted, - of a length of 30mm or more, but not more than 234.5mm, - of a width of 7mm or more, but not more than 26mm, and - of a height of 0.5mm or more, but not more than 3mm of a kind used in dental x-ray systems	20%	2.00%		90 01 10 90 40
-	- - - Other	20%	2.00%		90 01 10 90 90
-	- Sheets and plates of polarising material	20%	0.00%		90 01 20 00 00
-	- Contact lenses	20%	2.00%	kg/st	90 01 30 00 00
-	- Spectacle lenses of glass				90 01 40
-	- Spectacle lenses of other materials				90 01 50
-	- Other				90 01 90

6桁までは全世界共通

国内細分については日本と英国で異なります。

2-2

HSコードの調べ方

輸出入申告書に記載するHSコード（日本国内細分）については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます（図表2-3）。なお日英EPAの特恵税率を利用して日本から英国へ輸出する場合、英国のHSコードを調べる必要があります（ただし、前述のとおり、「号（6桁）」までは世界共通）。英国のHSコード7桁以降の関税分類の調べ方は、23ページ「3-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる」を参照してください。

- 輸出統計品目表(税関) ➡ <http://www.customs.go.jp/yusyutu/>
- 実行関税率表(税関) ➡ <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

日本のHSコードは税関のウェブサイトにある輸出統計品目表または実行関税率表で調べることができます。貿易取引の際に必要な輸出入申告書に記載する日本国内細分のHSコードは、日本からの輸出申告の場合は「輸出統計品目表」を、日本への輸入申告の場合は「実行関税率表」を参照します。

図表2-3 輸出統計品目表の見方

	統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
	番号 HS code			I	II
項(4桁)	87.11		モーターサイクル(モペッドを含むものとし、サイドカー付きであるか、ないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるか、ないかを問わない。)、及びサイドカー		
号(6桁)		8711.10	シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)、付きのもの		
国内細分 (7桁以降)		910	-- 中古のもの		NO
		920	-- その他のもの	数量単位	NO



「輸出統計品目表」
編集：輸出品目統計表編纂委員会
出版：日本関税協会



「実行関税率表」
編集：実行関税率表編纂委員会
出版：日本関税協会

この他、品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表2-4)と具体例を示している「関税率表解説・分類例規」(図表2-5)も、HSコードを調べる上で参考になります。

■ 概況品コード表(税関) <http://www.customs.go.jp/toukei/sankou/code/code.htm>

■ 関税率表解説・分類例規(税関) <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

日本関税協会が発行している『HSコードが誰でも簡単に素早く探せる HS商品インデックス』では、五十音順、関税分類順に、HSコードを調べることができます。

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表2-4)は、HSコードを調べる入り口として便利です。税関のウェブサイト上の概況品目とHSコードの対照表を参照し、当該品目が含まれるHSコードを輸出統計品目表で調べることができます。

図表2-4 概況品コード表

概況品コード 統計品目番号 対応表				
輸出 EXPORT 2016年				
概況品コード P.C.Code	単位 Unit	概況品目 Articles	統計品目番号 (HSコード) HS-Code	
(中略)				
211	MT	織物用繊維及びくず TEXTILE FIBERS, THEIR WASTE	1404.20, 5001~5003, 5101~5105, 5201~5203, 5301~5305, 5501~5507, 6309~6310, 7019.12, 7019.19-9	
21105	MT	人造繊維 SYNTHETIC FIBERS	5501~5507	
2110501	KG	(合成繊維短繊維) SYNTHETIC STAPLE FIBERS	5501, 5503, 5506	
2110503	MT	(ビスコースレーヨン短繊維) STAPLE FIBERS OF VISCOSE RAYON	5504.10	

概況品目を参照し、
HSコードを調べる



「HSコードが誰でも簡単に素早く探せる
HS商品インデックス」(改訂版)
出版: 日本関税協会

図表2-5 関税率表解説・分類例規

	関税率表解説	分類例規	
		国際例規	国内例規
(中略)			
第11部	紡織用繊維及びその製品	○	○
第50類	絹及び絹織物	○	○
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	○	○
第52類	綿及び綿織物	○	○
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	○	○
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	○	○
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	○	-

各類の詳細を参照し、号を調べる

さらに、税関のウェブサイト上の「関税率解説・分類例規」(図表2-5)を参照すると、各類詳細が確認できます。例えば、第52類の「5211 綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)」は次ページのように分類されています(図表2-6)。

図表2-6 関税率表解説・分類例規の例

52.11 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。）

－漂白してないもの

5211.11－平織りのもの

5211.12－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5211.19－その他の織物

5211.20－漂白したもの

－浸染したもの

5211.31－平織りのもの

5211.32－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5211.39－その他の織物

－異なる色の糸から成るもの

5211.41－平織りのもの

5211.42－デニム

5211.43－その他の3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）の織物

5211.49－その他の織物

－なせんしたもの

5211.51－平織りのもの

5211.52－3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの

5211.59－その他の織物

52.10 項の解説は、この項の物品に準用する。

図表2-7 関税分類(HSコードの上2桁)一覧

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く)。
第2部	植物性生産品
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマッシュ並びにインキ
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんばく系物質、変性でん粉、膠(こう)着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第41類	原皮(毛皮を除く。)及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部	紡織用繊維及びその製品
第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
第62類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部	卑金属及びその製品
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すず及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具 刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第91類	時計及びその部分品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部	雑品
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第96類	雑品
第21部	美術品、収集品及びこっとう
第97類	美術品、収集品及びこっとう

3 関税率の調べ方

輸入の際に課せられる関税率には、様々な種類があります。通常かかる税率や、日英EPAの税率の調べ方を整理していきます。

3. 関税率の調べ方

輸入の際に課せられる関税率には、様々な種類があります。通常かかる税率や、日英EPAの税率の調べ方を整理していきます。

3-1 関税率の種類

関税率は基本税率、暫定税率、協定税率、GSP特惠税率（一般・特別）、FTA/EPA特惠税率に分類されます（図表3-1）。

図表3-1 関税率の種類(日本の場合)

基本税率	全ての国に対して適用する税率。全ての品目に設定。
暫定税率	基本税率を暫定的に修正するため、一定期間に限り適用される税率。約400の品目のみに設定。
協定税率 (最恵国 (MFN) 税率)	WTO加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率。
特惠税率 (一般・特別)	一般特惠税率(GSP税率)：開発途上国・地域に対して適用される税率。約3,600の品目に対してMFN税率以下の税率を設定。 特別特惠税率(LDC税率)：後発開発途上国に対して適用される税率。
FTA/EPA 特惠税率	自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)を締結している国・地域に対して、それぞれの協定に基づいて適用される税率。

※最恵国(MFN)税率には、「基本税率」、「暫定税率」、「協定税率」のうち、いずれか低い税率が採用されます。
※特惠税率の適用は、対象となる国の原産品であるなどの条件(原産地規則)を満たす場合に限られます。

3-2 関税率を調べる手順

関税率を調べるにあたって、まずはWTO加盟国・地域への輸出時に相手国で一般的に適用される税率である「最恵国(MFN)税率」を調べます。

次に、日英EPAで規定される特惠税率(以下、日英EPA税率)を調べます。日英EPA税率を適用するためには、締約国の原産品であることが必要となり、条文中で定められた原産地規則を満たす必要があります(原産地規則については、41ページ以降を参照)。

3-3. 通常適用される税率(MFN税率)を調べます →P.23

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率(MFN税率)を調べます。

※英国輸入時に適用される関税分類や税率は英国税関の判断によります。

WTO加盟国への輸出に適用される税率

3-4. 日英EPA税率を調べます →P.26

HSコードに基づき、日英EPA税率を調べます。

通常適用される税率(MFN税率)と日英EPA税率を比較して、日英EPA税率がより低い場合には日英EPAの利用を検討してください。

英国のMFN税率と日英EPA税率の「税率逆転」

英国が2021年1月から適用を開始したMFN税率(UKグローバル・タリフ)(次項参照)は、これまでのEU対外共通関税をベースにして、一部の品目でMFN税率が削減もしくは撤廃されています。一方で、日英EPA税率は協定で規定する基準税率(ベースレート)を元に関税削減もしくは撤廃されますので、一部の関税削減品目では、日英EPA税率よりMFN税率の方が低い「逆転税率」となります。その場合、協定の第2.8条の2の規定によってより低いMFN税率が適用されますが、日英EPAの特恵申請は不要であるため、日英EPAの利用にあたっては上記手順に沿って日英EPA税率とMFN税率を比較して、特恵申請の可否を確認して下さい。

例：

HS 90112090 (顕微鏡写真用等の光学顕微鏡)

税率の種類	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
MFN税率	-	0%	0%	0%	0%	0%
日英EPA税率	B5	4.5%	3.4%	2.2%	1.1%	0%

HS 87042131 (5トン以下2500cc以上のディーゼルトラック)

税率の種類	区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
MFN税率	-	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
日英EPA税率	B7	16.5%	13.8%	11.0%	8.3%	5.5%	2.8%	0%

3-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる

MFN税率は、国や品目、削減スケジュールによって税率が変わる可能性がありますので、定期的な確認が必要です。一番確実な確認方法は輸入国の税関が公表している情報を参照することです。

日本から英国向けに輸出する際、実際のHSコード及び関税率を決定するのは、輸入国税関です。英国側のHSコードを調べる必要があります。HSコード7桁目以降の英国独自の分類ならびにMFN税率を調べるためには、英国政府のオンライン・トレード・タリフ(The Online Trade Tariff)のデータベースを参照します。このデータベースでは、英国独自の関税分類に加え、当該品目の関税率も調べることができます(図表3-2)。

■ オンライン・トレード・タリフ(英国政府)

➡ <https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>

①のホーム画面にて、「Search the tariff...」と表示された検索エンジンに、検索する品目のHSコードまたは品名を入力します。そして検索ボタンをクリックすると、②のように検索結果が表示されます。この画面から、7桁目以降で該当する品目を探し、関税率を確認します。②の画面のうち、「Third Country duty」の列に表示された税率が英国における該当品目のMFN税率です。

図表3-2 英国関税分類、MFN税率の調べ方

① The Online Trade Tariffホーム画面

Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates

From 1 January 2021, if you're bringing goods into Northern Ireland from outside the UK a goods are not 'at risk' of onward movement to the EU. If they are at risk of onward movement to the EU, you must pay the appropriate Tariff.

品目名又はHSコード(2桁~10桁)を入力し、検索ボタンをクリック

Search the tariff
Enter the name of the goods or commodity code

This tariff is for 12 January 2021 [Change date](#)

All sections

Section title	Section	Chapters
Live animals; animal products	I	1 to 5
Vegetable products	II	6 to 14
Animal or vegetable fats and oils and their cleavage products; prepared edible fats; animal or vegetable waxes	III	15
Prepared foodstuffs; beverages, spirits and vinegar; tobacco and manufactured tobacco substitutes	IV	16 to 24
Mineral products	V	25 to 27
Products of the chemical or allied industries	VI	28 to 38
Plastics and articles thereof; rubber and articles thereof	VII	39 to 40
Raw hides and skins, leather, furskins and articles thereof; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silkworm gut)	VIII	41 to 43
Wood and articles of wood; wood charcoal; cork and articles of cork; manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basket-ware and wickerwork	IX	44 to 46
Pulp of wood or of other fibrous cellulosic material; recovered (waste and scrap) paper or paperboard; paper and paperboard and articles thereof	X	47 to 49
Textiles and textile articles	XI	50 to 63
Footwear, headgear, umbrellas, sun umbrellas, walking-sticks, seat-sticks, whips, riding-crops and parts thereof; prepared feathers and articles made therewith; artificial flowers; articles of human hair	XII	64 to 67

品目名を類、項、号の順に選択し、より詳細な品目のHSコード(10桁レベル)を特定することもできる。

② 検索例

光ファイバー及びケーブル (9001.1) を検索した場合)

There are [important notes for classifying your goods](#) shown further down this page

WTO 加盟国からの輸入の際に一般的に適用される税率「実行最恵国(MFN) 税率」

[Open all headings](#) [Close all headings](#)

Level	Description	VAT	Third country duty	Supplementary unit	Commodity code
-	▼ Optical fibres, optical fibre bundles and cables				90 01 10
- -	Image conductor cables	20%	2.00 %		90 01 10 10 00
- -	▼ Other				90 01 10 90
- - -	Image reverser made up from an assembly of optical fibres	20%	2.00 %		90 01 10 90 10
- - -	Polymer optical fibre with: - a poly(methyl methacrylate) core, - a cladding of fluorinated polymer, - a diameter of not more than 3.0 mm, and - a length of more than 150 m, of a kind used in the manufacture of polymer fibre cables	20%	2.00 %		90 01 10 90 30
- - -	Fibre optic plates: - uncoated and unpainted, - of a length of 30mm or more, but not more than 234.5mm, - of a width of 7mm or more, but not more than 28mm, and - of a height of 0.5mm or more, but not more than 3mm of a kind used in dental x-ray systems	20%	2.00 %		90 01 10 90 40
- - -	Other	20%	2.00 %		90 01 10 90 90
-	Sheets and plates of polarising material	20%	0.00 %		90 01 20 00 00
-	Contact lenses	20%	2.00 %	p/st	90 01 30 00 00

なお、同データベースでは日英EPAの特恵関税率を調べることもできます。②の検索画面で品目名を選択し、さらに③の詳細画面で「import」を選択すると関税率が国・地域別に表示されます。そのうち「Japan (JP)」が日英EPAの特恵関税率を示しています。

③ 各品目の詳細画面

Commodity information for 9001101000

Switch to [Northern Ireland \(EU\) Tariff](#).

This tariff is for 12 January 2021 [Change date](#)

Section XVIII: Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; clocks and watches; musical instruments; parts and accessories thereof

L Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; parts and accessories thereof 90

L Optical fibres and optical fibre bundles; optical fibre cables other than those of headings 8544, sheets and plates of polarising material; lenses (including contact lenses), prisms, mirrors and other optical elements of any material, unmounted, other than such elements of glass not optically worked 90 01

L Optical fibres, optical fibre bundles and cables 90 01 10 00 00

L Image conductor cables 90 01 10 10 00

[Overview](#) **Import** [Export](#)

「Import」を選択する

Import measures and restrictions

Trade between the UK and [All countries](#)

► [What are the main types of tariffs and charges](#)

Measures for all countries

Country	Measure	Value	Conditions that apply	Exclusions	Start date (End date)	Footnotes
► All countries (1001)	Value added tax	20.00 %			01/09/2019	93020
► All countries (1001)	Third country duty	2.00 %			01/01/2021	
► CARIFORUM (1033)	Tariff preference	0.00 %		Haiti	01/01/2021	
► Central America (2200)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
⋮						
Georgia (GE)	Tariff preference	0.00 %				
Ghana (GH)	Tariff preference	0.00 %				
Iceland (IS)	Tariff preference	0.00 %				
Israel (IL)	Tariff preference	0.00 %				
Ivory Coast (CI)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Japan (JP)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Jordan (JO)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Kenya (KE)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Kosovo (XK)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Lebanon (LB)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Liechtenstein (LI)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Malilla (ML)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Macao (MX)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	
Moldova (MD)	Tariff preference	0.00 %			01/01/2021	

「Change date」より関税率の適用日を設定可能

900110.10.00. の日英 EPA 税率は 0%

MFN税率を調べる際には、米国のFedEx Trade Networksが提供している「World Tariff」データベースもご利用いただけます。ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。「World Tariff」の使い方については、38ページの参考画面をご覧ください。

「World Tariff」は、輸出先とHSコードを入力すると、各国の税率が分かる利用しやすいデータベースです。ただし、FedEX Trade Networksが各国から収集した2次情報になりますので、できるだけ各国当局の情報を併せて参照するようにしてください。

「World Tariff」のサービスを利用して調べる →使い方は38ページ

「ジェトロ World Tariff」

➔ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

■「World Tariff」とは

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベースです。提供元のFedEx Trade Networksとジェトロとの契約により、**日本の居住者はどなたでも無料で利用**できます。輸出先別、品目別に、最恵国(MFN)税率に加えてEPA税率等の特惠税率を調べることができます。また、輸入時にかかる諸税(付加価値税・売上税・酒税など)も調べることができます。

※実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、「UKGTデータベース」で確認するほか、輸入者等を通じ、輸入側の税関に確認することが推奨されます。

【参考】情報技術協定(ITA)について

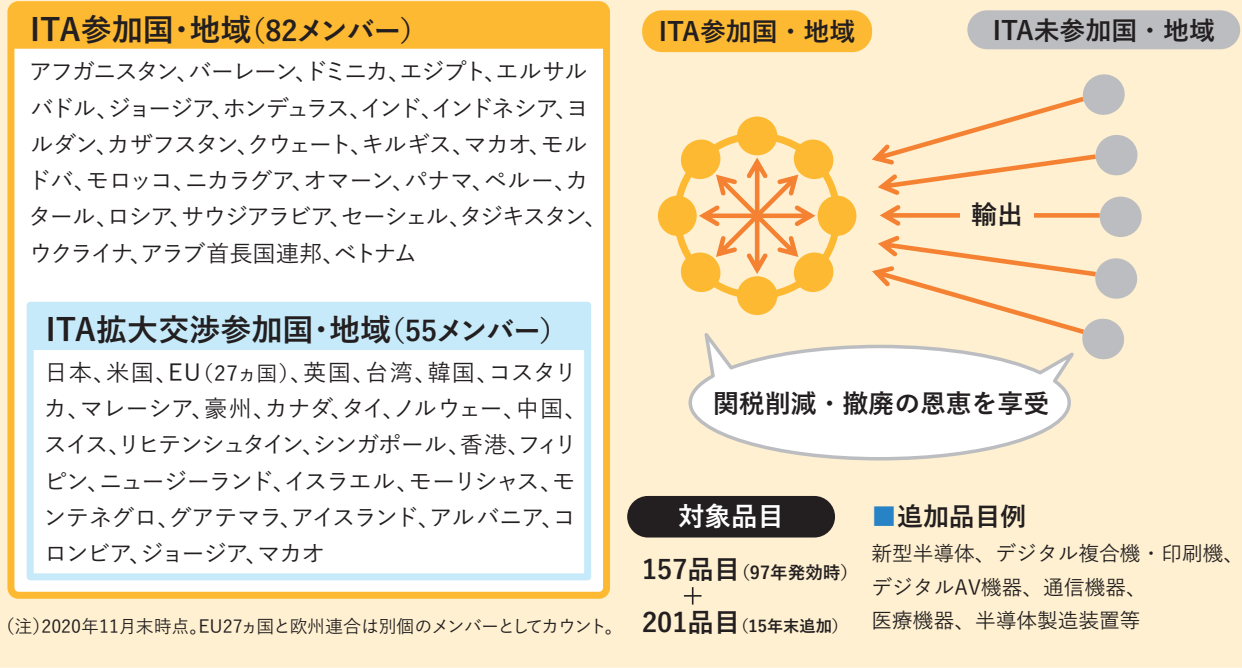
情報技術協定：ITA (Information Technology Agreement)とは、IT製品の関税撤廃等による貿易拡大を目的に、1997年に発効した複数国間協定です(図表3-3)。これにより、コンピューター類、半導体など157品目のIT関連製品の関税がゼロになり、2020年3月時点で、日本、EUおよびその加盟国を含む82メンバーが参加し、対象品目の世界貿易額の約97%をカバーしています。

※英国は、2020年12月末の移行期間終了後も、引き続きITA及び拡大ITAに参加しています。

ITAの対象品目については、ITA参加メンバーだけでなく、WTOに加盟しているITA未参加国・地域がITA参加メンバー向けに輸出する場合にも関税削減・撤廃の恩恵を受けることができます。

新たな技術開発で生まれた品目に対応するために、2012年5月より53メンバーによって拡大交渉が進められ、2015年12月にITA拡大交渉が妥結しました。従来の157品目に加え、新たにデジタルAV機器、デジタル複合機、半導体製造装置、新型半導体、通信機器、医療機器など201品目が対象品目に加えられました。拡大ITAに参加する53メンバーは2016年7月から関税の引き下げを実施、2024年1月には55メンバー全てで関税が撤廃される予定です。

図表3-3 ITAの仕組み



3-4-1 日英税率を調べる① ～譲許表の見方～

「譲許表(日英EPAでは、表(Schedule)と表記。)」は、個別品目の関税の撤廃・削減の方法や、スケジュールが定められた表です。日本、英国それぞれに作られており、日本から輸出をする場合は英国の譲許表を確認します。

日英EPA税率を調べる場合、輸入国側の「譲許表」を参照する必要があります。譲許表は関税撤廃・削減スケジュールをまとめた表で、日英EPAでは「附属書2-A 関税の撤廃及び削減」に掲載されています。なお、日英EPAの附属書2-A(和文)には、一般的注釈(第1編)及び日本の譲許表(第3編)のみが記載されています。英国の譲許表(Schedule of the United Kingdom)(第2編)は、英文版にのみ記載されています。

英国の譲許表に記載のある事項は図表3-4のとおりです。左からみると、まず関税分類(HS2017)を示す①HSコード(関税品目)の記載があり、その横に当該コードが示す②品目名(Description)が記載されています。その横に関税削減の基準となる③基準税率(ベースレート: Base Rate)が掲載されています。

次に記載のあるのが対象品目の関税撤廃・削減スケジュールを示す④区分(Category)です。日本、英国の区分は異なりますが、英国については「附属書2-A 関税の撤廃及び削減」の「第二編 英国による関税の撤廃及び削減(Tariff elimination and reduction – the United Kingdom)」の「第A節 英国の表についての注釈(Notes for the Schedule of the United Kingdom)」で定義が示されています(細かい区分については28ページを参照)。

区分の右横は⑤注釈欄(Note)です。日英EPAでは一部の品目につき注釈欄に「PIC-○」と記載があり、日EU・EPAで設定された関税割当ての利用残の範囲内で事後的に日EU・EPAの関税割当てと同じ税率を適用する仕組みの対象品目と位置付けられています(関割利用残を活用する制度については37ページ参照)。右端は区分に従った日英EPA発効後に適用される各年の⑥日英EPA税率です。

ここで説明する日英EPAの譲許表や注釈は以下の外務省Webページで公開している協定テキストで確認できます。

和文：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001186.html

英文：https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page24e_000270.html

●英国側譲許表についての注釈

Annex 2-A Part2 Section A: Notes for the Schedule of the United Kingdom

●英国側譲許表：

Annex 2-A Part2 Section B: Schedule of the United Kingdom

図表3-4 例：英国側譲許表(HS8711；モーターサイクル、補助原動付き自転車、サイドカー)

①HSコード (関税品目)	②品目名	③基準税率 (ベースレート)	④区分 (カテゴリー)	⑤注釈	⑥ステージング税率		
CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	1st year	2nd year	3rd year
8711	Motorcycles (including mopeds) and cycles fitted with an auxiliary motor, with or without side-cars; side-cars						
8711 10 00	- With reciprocating internal combustion piston engine of a cylinder capacity not exceeding 50 cm ³	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %
8711 20	- With reciprocating internal combustion piston engine of a cylinder capacity exceeding 50 cm ³ but not exceeding 250 cm ³						
8711 20 10	-- Scooters	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %
	-- Other, of a cylinder capacity						
8711 20 92	--- Exceeding 50 cm ³ but not exceeding 125 cm ³	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %
8711 20 98	--- Exceeding 125 cm ³ but not exceeding 250 cm ³	8.0 %	B5		5.3 %	4.0 %	2.7 %

①HSコード (関税品目) 輸出入時の商品分類番号。まずはこの番号を特定し、関税率や原産地規則を調べます。日英EPAではHS2017の関税分類を使用しています。

②品目名 関税分類の品目が記載されています。

③基準税率 (ベースレート) 関税の撤廃又は削減の基準となる税率です。

④区分 (カテゴリー) 品目の関税の撤廃又は削減がどのように行われるかを示します。

⑤注釈 その他従うべき事項が記載されています。

⑥ステージング税率 区分に従った、それぞれの年の関税率が記載されています。何年後に関税撤廃ができるのかを確認することができます。

3-4-2

日英EPA税率を調べる② ～「区分」の確認方法～

譲許表における区分(カテゴリー)を調べる際には、一般的注釈(General Notes)を参照する必要があります。注釈には、特殊な規定が記載されている場合もありますので、HSコード、基準税率及び区分の内容と定義は、必ず確認するようにしましょう。

日本、英国の区分は、譲許表の日本側及び英国側の注釈に定義が定められています。英国の区分は、「第A節 英国の表についての注釈(Notes for the Schedule of the United Kingdom)」に、各区分の細かな定義が記載されています(図表3-5)。この区分は、日EU・EPAの譲許表の区分を基に、日英EPAでの削減税率が追い付く形(次頁で説明)で設定されています。

図表3-5 英国側譲許表と注釈

CN 2017	Description	Base rate	Category	Note
70	CHAPTER 70 - GLASS AND GLASSWARE			
7002	Glass in balls (other than microspheres of heading 7018), rods or tubes, unworked			
7002 20	- Rods			
7002 20 10	-- Of optical glass	3.0 %	B3	
7002 20 90	-- Other	3.0 %	B3	
7019	Glass fibres (including glass wool) and articles thereof (for example, yarn, woven fabrics)			
	- Slivers, rovings, yarn and chopped strands			
7019 19	-- Other			
7019 19 10	--- Of filaments	7.0 %	B5	

PART 2

Tariff elimination and reduction – the United Kingdom

SECTION A

Notes for the Schedule of the United Kingdom

For the purposes of Article 2.8, the following categories indicated in Column "Category" in the Schedule of the United Kingdom in Section B apply:

(a) customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B3" shall be eliminated as follows:

(i) on the date of entry into force of this Agreement, the customs duties shall be half of the base rate; and

(ii) the customs duties shall be eliminated from the level calculated, without rounding, in subparagraph (i) in two equal annual instalments beginning on 1 February of the second year, and these originating goods shall be duty-free as from 1 February of the third year;

(b) customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B5" shall be eliminated as follows:

(i) on the date of entry into force of this Agreement, the customs duties shall be two thirds of the base rate; and

(ii) the customs duties shall be eliminated from the level calculated, without rounding, in subparagraph (i) in four equal annual instalments beginning on 1 February of the second year, and these originating goods shall be duty-free as from 1 February of the fifth year;

- 409 -

3-4-3

日英税率を調べる③ ～英国側の区分～

区分には、日本と英国で同様の計算方法が定められたものと、それぞれ固有に設定されたものがあります。日本から輸出する際には、英国の譲許表に記載される区分を読み解く必要があります。

(1) 日英EPAの発効年数の数え方

日英EPAでは、協定が発効してからの年数を計算する方法について、発効日から次の削減までを1年目と数えます。英国側は協定が発効した日から最初の1月31日までを1年目とし、その後は毎年2月1日に削減されます。他方、日本側は協定が発効した日から最初の3月31日までを1年目とし、その後は毎年4月1日に削減されます。

従って、2021年1月1日に協定が発効したため、英国側は1か月後の同年2月1日に、日本側は3か月後の同年4月1日に、それぞれ2回目の削減を行います。

※英国側と日本側では発効年数の起算日が異なります。また2021年1月1日に協定が発効した後、両国側で2021年中に2回(2年分)の削減が行われるため、協定上の年と暦上の年にズレが生じる点に留意が必要です。

(2) 関税が即時撤廃される品目

原則として日英双方の譲許表には、日英EPA発効時に関税が即時撤廃される品目は記載がありません。英国の譲許表に記載がなく、且つMFN税率が有税の品目は、日英EPAによって関税が即時撤廃される品目となります。

(3) 実施区分が「X」の品目

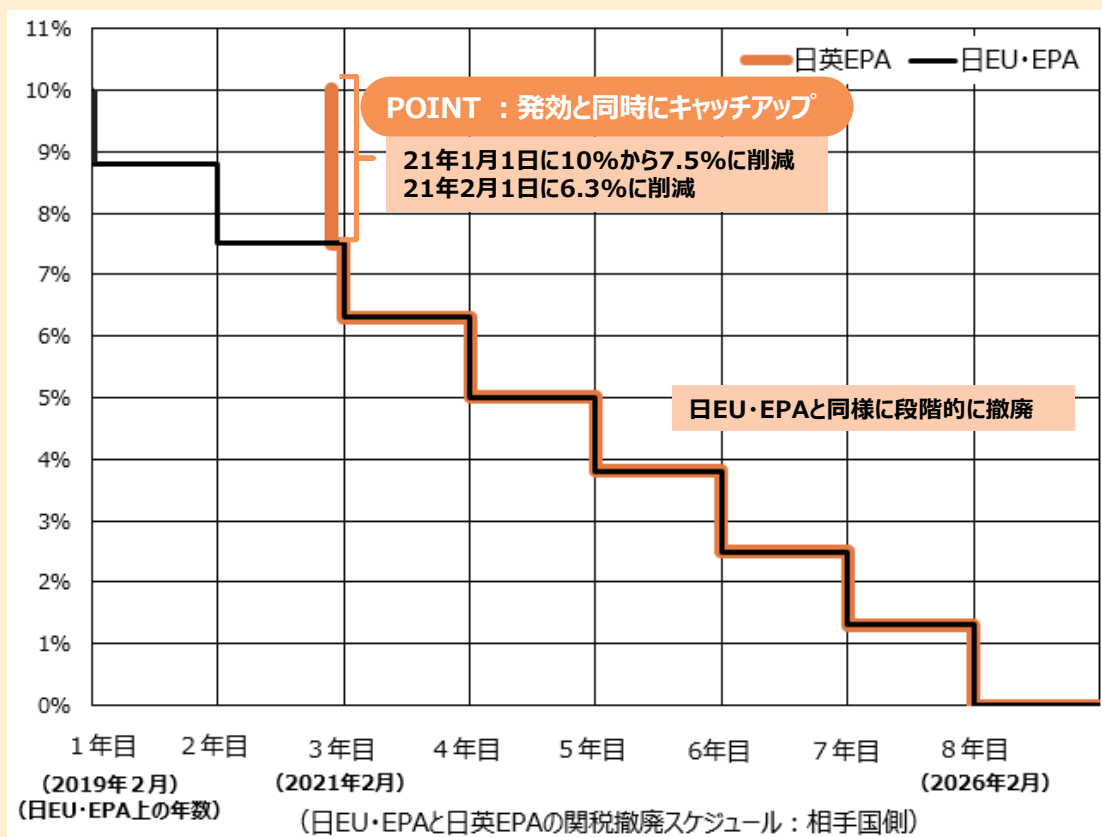
実施区分が「X」の品目は、この協定において関税撤廃・削減されない品目を指します。

【参考】キャッチアップについて

日英EPAでは、全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で関税削減・撤廃を行うことが約束されました（いわゆる「キャッチアップ」）。これにより、日EU・EPAの下で適用されていた英国への市場アクセスが維持されます。

例えば、日EU・EPAの下でEUの「乗用車」に対する10%の関税は、段階的な引き下げを通して、同協定の発効から8年目の2026年2月に撤廃されます（図表3-6）。日英EPAでは、この日EU・EPAの関税撤廃期間と連動して、英国の同品目に対する関税削減・撤廃が進められます。つまり、英国側の関税は日EU・EPAの下で2年目の削減税率まで、日英EPAが発効した2021年1月1日に一度に削減され、2021年2月以降（日英EPAの発効2年目、日EU・EPAの発効3年目）は日EU・EPAと同じペースで関税削減を進めていくことになります。

図表3-6 日EU・EPAと日英EPAにおける乗用車の関税率・撤廃期間（相手国側）

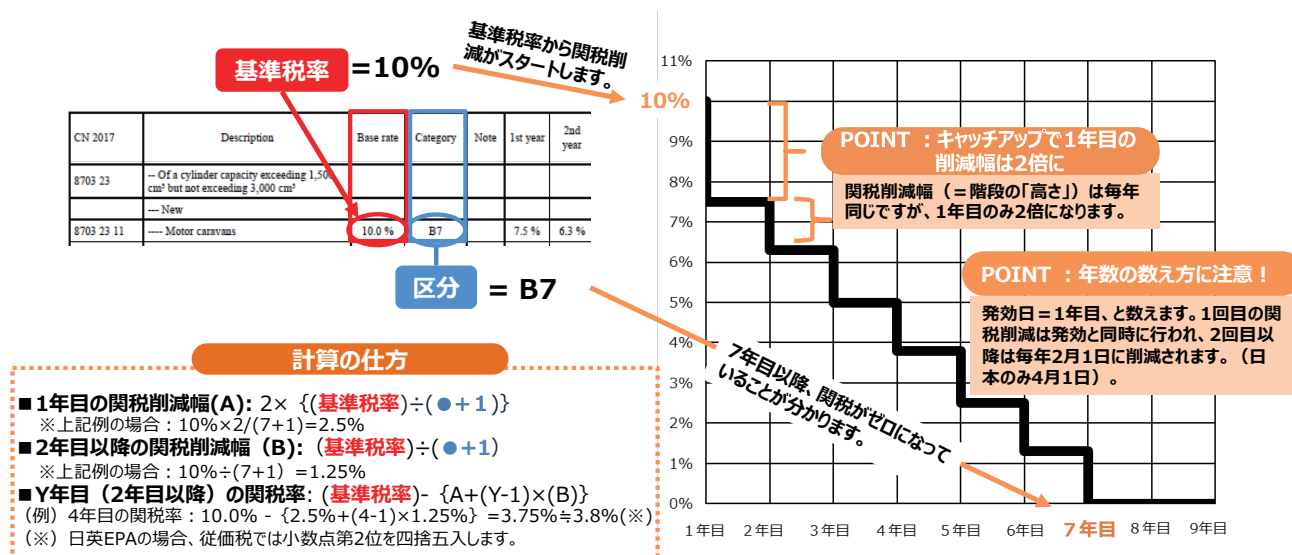


(4) 区分が「B●」の品目

図表3-7の事例では、英国の「HS8703.23.11：シリンダー容量が1,500cm³以上3,000cm³以上のキャラバン」を取り上げています。この事例では、基準税率(ベースレート)が10.0%、区分は「B7」とあります。日英EPAでは「B●」は「協定発効から●年目に関税撤廃される品目」であることを示します。具体的には発効から1年目に基準税率のうち2/(●+1)分を削減し、2年目以降は●-1回の毎年均等な関税引き下げにより関税が撤廃されます。同じ「B●」の記載でも、日EU・EPAの区分と定義が異なりますので注意が必要です(注)。

(注)例えば、日EU・EPAでは、B7というカテゴリーの場合、8回にわたり均等に関税を引き下げ、8年目に関税が撤廃となります。

図表3-7 例：英国譲許表(HS8703.23.11：シリンダー容量が1,500cm³以上3,000cm³以下のキャラバン)



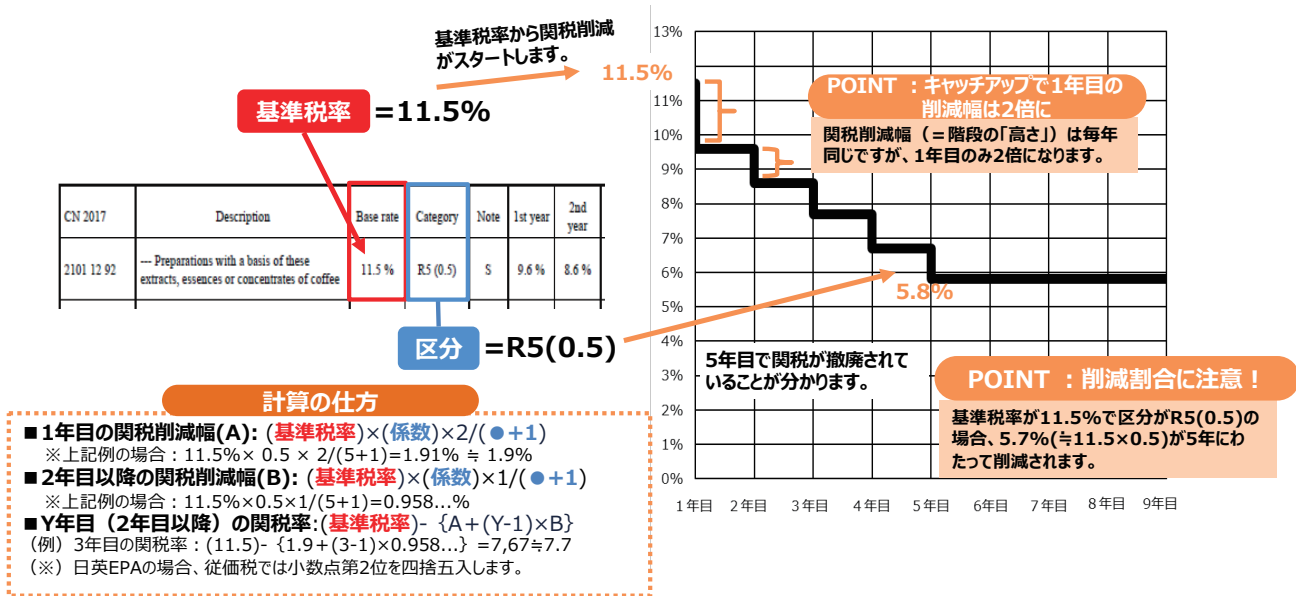
図表3-8 「B●」の区分一覧

カテゴリー	内容
B3	1年目に1/2を削減。2年目以降、2年にわたり均等(1/4ずつ、合計2回)に関税引き下げ。3年目に撤廃。
B5	1年目に1/3を削減。2年目以降、4年にわたり均等(1/6ずつ、合計4回)に関税引き下げ。5年目に撤廃。
B7	1年目に1/4を削減。2年目以降、6年にわたり均等(1/8ずつ、合計6回)に関税引き下げ。7年目に撤廃。
B10	1年目に2/11を削減。2年目以降、9年にわたり均等(1/11ずつ、合計9回)に関税引き下げ。10年目に撤廃。
B12	1年目に2/13を削減。2年目以降、11年にわたり均等(1/13ずつ、合計11回)に関税引き下げ。12年目に撤廃。
B15	1年目に1/8を削減。2年目以降、14年にわたり均等(1/16ずつ、合計14回)に関税引き下げ。15年目に撤廃。

(5) 区分が「R●」の品目

図表3-9の事例では、英国の「HS2101.12.92：コーヒーのエクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品」を取り上げています。この事例では、基準税率(ベースレート)が11.5%、区分は「R5(0.5)」とあります。日英EPAでは「R●(★)」は「協定発効から●年目に、基準税率に係数★をかけた分の関税が削減される品目」であることを示します。

図表3-9 例：英国譲許表(HS2101.12.92：コーヒーのエクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品)



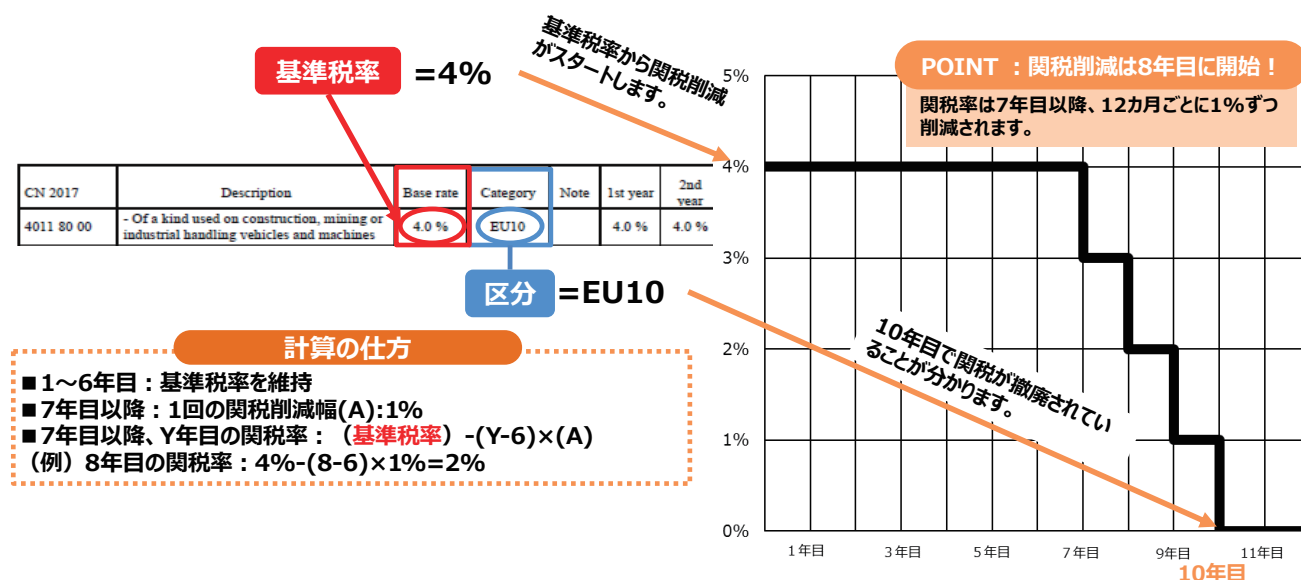
図表3-10 「R●」の区分一覧

カテゴリー	内容
R5(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目に基準税率の1/3に係数★をかけた分の関税を引き下げる。 ・2年目以降、4年にわたり均等(基準税率の1/6に係数★をかけた分ずつ、合計4回)に関税引き下げ。 ・5年目までに基準税率に係数★をかけた分の関税を削減する。
R7(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目に基準税率の1/4に係数★をかけた分の関税を引き下げる。 ・2年目以降、6年にわたり均等(基準税率の1/8に係数★をかけた分ずつ、合計6回)に関税引き下げ。 ・7年目までに基準税率に係数★をかけた分の関税を削減する。
R10(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目に基準税率の2/11に係数★をかけた分の関税を引き下げる。 ・2年目以降、9年にわたり均等(基準税率の1/11に係数★をかけた分ずつ、合計9回)に関税引き下げ。 ・10年目までに基準税率に係数★をかけた分の関税を削減する。

(6) 区分が「EU10」の品目

図表3-11の事例では、英国の「HS4011.80.00：建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のゴム製の空気タイヤ」を取り上げています。ここでは、基準税率(ベースレート)が4%、実施区分は「EU10」とあります。日英EPAでは「EU10」は「1～6年目までは基準税率を維持。7年目以降毎年、4回の均等な関税引き下げにより、関税撤廃される品目」とあります。なお、「EU10」は、図表3-11の1品目しか存在しません。

図表3-11 例：英国譲許表(HS4011.80.00：建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のゴム製の空気タイヤ)



図表3-12 「EU10」の区分

カテゴリー	内容
EU10	1～6年目までは基準関税を維持。7年目以降、4年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。協定発効から、10年目に関税撤廃。

(7) 区分が「Entry Price」の品目

図表3-13の事例では、英国の「HS0702.00.00：トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り）」を取り上げています。この事例では、基準税率（ベースレート）、実施区分がともに「Entry Price」とあります。これらの品目では日英EPAの発効と同時に、英国が定めるEntry Price（参入価格）のうち従価税の部分のみ、即時撤廃されることが約束されています。従量税部分は引き続き維持されます。

図表3-13 例：英国譲許表(HS0702.00.00：トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り）)

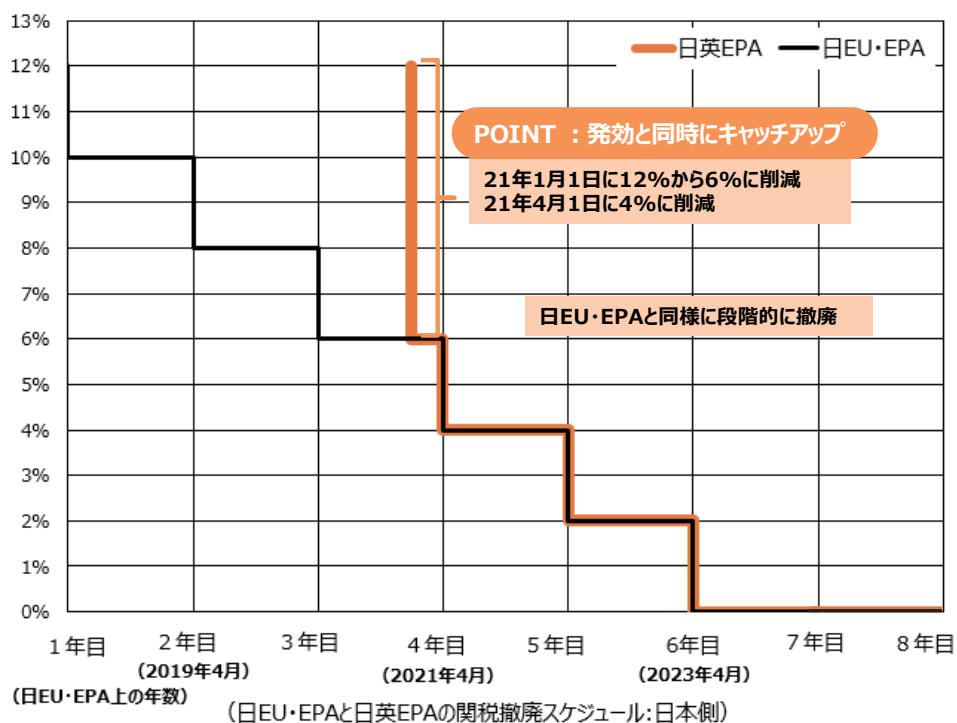
CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	1st year	2nd year
0702 00 00	Tomatoes, fresh or chilled	Entry price	Entry price		Entry price	Entry price
0707 00	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled					
0707 00 05	- Cucumbers	Entry price	Entry price		Entry price	Entry price

基準税率 =Entry Price
区分 =Entry Price

<日本側のキャッチアップ>

なお、日本側もキャッチアップにより日EU・EPAと連動して英国からの輸入品に対する関税削減を進めます。図表3-14は日EU・EPAと日英EPAにおける紅茶(HS:090230.010)の関税率とその撤廃期間を示しています。日英EPAが発効した2021年1月1日に日EU・EPAの下での3年目の削減税率まで、一度に削減し、2021年4月以降(日英EPAの発効2年目、日EU・EPAの発効4年目)は日EU・EPAと同じペースで関税削減を進めていきます。

図表3-14 日EU・EPAと日英EPAにおける紅茶(HS:090230.010)の関税率・撤廃期間(日本側)



3-4-4

日英税率を調べる④ ～関税率の計算方法～

関税には、①物品の価格に応じて一定割合が課されるもの（従価税）、②価格にかかわらず、輸入品の個数、重量等によって課されるもの（従量税）、の2種類があります。

日英EPA税率には、一般の関税率と同じように、価格に比例して関税額が算出される従価税と、数量を基準として関税額が算出される従量税の両方があります。

端数が発生する場合、従価税の場合には、小数点第2位以下を四捨五入する方法で統一されています。他方、従量税の端数の計算方法については、小数点第3位以下を四捨五入する方法が採られています。

従価税の基準となる課税標準は、原則的に輸入貨物の取引価格をベースに算出されます。日本、英国はともに海上輸送と航空輸送いずれの場合も、課税標準として保険料・運賃込み価格(CIF価格)を採用しています(注)。

(注) 課税標準の詳細な算出方法は、各国の関税評価制度を参照してください。

POINT：従価税と従量税とは？

■従価税

「●%」のように割合で示され、輸入品の「価格」に比例して関税額が算出されるものです。

■従量税

「1kg当たり●円」のように金額で示され、輸入品の個数、容積、重量などの「数量」を基準として関税額が算出されるものです。

【参考】物品貿易に関するその他の留意点

■修理及び変更された製品の再輸入時の扱い：

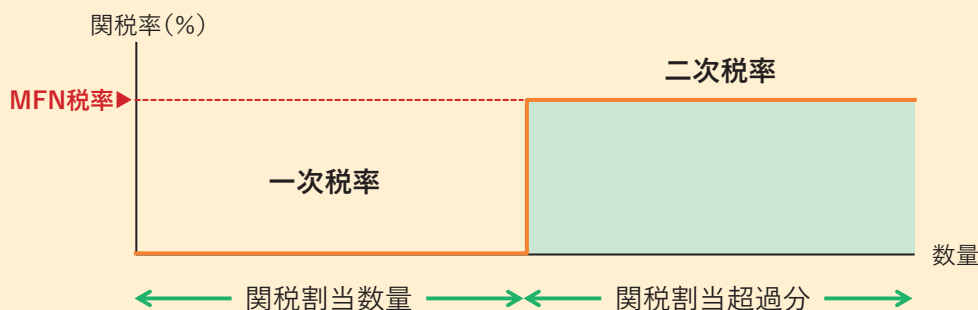
日本(あるいは英国)から英国(あるいは日本)に修理または変更のために輸出された後、当該製品が締約国の法令に定める期間内に再輸入される製品については、関税が課されることはありません。この場合において、当該修理または変更の結果、当該製品の価額を増加させたかどうかを問われません。

ただし、修理または変更は製品の本来の機能の回復を伴う形で、欠陥の是正や物的損害の回復などを目的とします。そのため、1) 製品の本質的な性質を失わせる、あるいは新しい、商業的に異なる製品を作る、2) 未完成品を完成品にする、3) 製品の機能を変更する、といった作業または工程はこれに該当しません。

■関税割当(Tariff Quota)とは：

関税割当制度とは、特定の品目について、一定数量以内の輸入品に限り、無税または低税率(一次税率)の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の提供を確保する一方、この一定数量を超える輸入分については比較的高関税(二次税率)の関税を適用することによって、国内生産者の保護を図る制度です(図表3-15)。日英EPAでは、日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けていません(注)。

図表3-15 関税割当二次税率一次税率関税率(%)



(注)ただしソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の利用残が生じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設けています。

■農林水産省 日英包括的経済連携協定(日英EPA) 農林水産品に関する合意の内容

➡ https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/attach/pdf/jpuk_epa-2.pdf

【参考】EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に低税率を適用する仕組みについて

日EU・EPAで関税割当が設定された25品目のうち10品目(図表3-16)について、関税割当の利用残が生じた場合に限り、その範囲内で、英国からの輸入品に対しても、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ特惠税率を適用する仕組みを設けています。

■ 利用方法(図表3-17参照)

- ①年度内に税関に対して輸入申告及び輸入許可前の貨物の引取(BP)申請※を行い、MFN税率相当の担保を税関に提供した上で貨物を国内に引き取ります。
(※関税法第73条に規定している「輸入許可前貨物の引取り制度」を利用。)
- ②次年度の4月※※に、農林水産省に対して日英特惠輸入証明書の発給を申請します。
(※※申請期間、申請書類等については、下記ウェブサイトでご確認ください。)
- ③前年度の日EU・EPAの関税割当に利用残が生じた場合は、その範囲内で、4月下旬に農林水産省から証明書が発給されます。
- ④証明書を6月末までに税関に提出し、EPA特惠税率に基づく関税の納付を行い、輸入許可を受けます(証明書が発給されない場合は、MFN税率での関税の納付を行い、輸入許可を受けます)。併せて担保が解除されます。

■ 農林水産省 日英特惠輸入証明書の発給手続等に関する情報

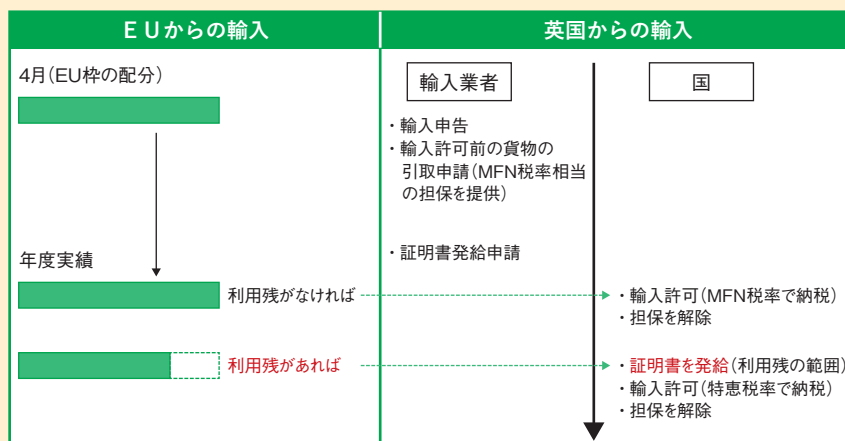
本件に関する照会先：農林水産省国際部国際経済課 連絡先03-3502-5909

➔ https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/pic.html

図表3-16 対象10品目一覧

対 象 品 目		日EU・EPAで対応するTRQ分類
PIC-1	小麦製品	TRQ-1
PIC-2	混合物及び練り生地並びにケーキミックス	TRQ-2
PIC-3	主として小麦で作られた調製食料品	TRQ-3
PIC-4	大麦又は裸麦の調製食料品	TRQ-8
PIC-5	コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	TRQ-11
PIC-6	調製食料品	TRQ-12
PIC-7	調製食料品(しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)及びココア粉	TRQ-15
PIC-8	ココアを含有する調製食料品	TRQ-19
PIC-9	ココアを含有する調製食料品(チョコレートの製造用のものに限る。)	TRQ-20
PIC-10	チーズ	TRQ-25

図表3-17 EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に低税率を適用する仕組みの概要



【参考】「World Tariff」の使い方

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

ジェットロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。

登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます。

輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。

下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率（③参照）が表示されます。

図表3-18 「World Tariff」画面イメージ

①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方へ ← ユーザー登録はこちらからお願いします

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

詳しく見る

登録ユーザーの方 ← ログインはこちらからお願いします

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。
「利用方法」をご確認ください。

[検索画面へ](#)

②ログイン後の検索画面

乗用車 (HSコード: 8703) を検索した場合

輸出先を選択

類 (HSコード上2桁) を選択

項 (HSコード上4桁) を選択

HSコードを選択して検索

テキストで検索

HSコードを入力して検索

HSコード	品目の詳細 (Description)	単位	MFN税率
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:		
8703.10.01	-- With an electric motor, other than those falling under subheading 8703.10.02	piece	15%
8703.10.02	-- Golf carts	piece	15%
8703.10.99	-- Other	piece	15%
8703.21.01	--- Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 cc: Three-wheeled motorcycles, with differential and reverse gears, of the type known as all-terrain vehicles	piece	15%
8703.21.02	--- Used, other than those of subheading 8703.21.01	piece	50%
8703.21.99	--- Other	piece	20% +
8703.22.01	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc: Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02	piece	20% +

クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

1,000cc以上、1,500cc以下の乗用車(HSコード: 8703.22.01)を選択した場合

原産国毎の最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20% +	MFN Applied
Japan	Free	MFN Applied

日本から輸出する場合

注釈及び各年のEPA税率を表示

原産地規則を表示

Commodity Description

8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:

8703.22 -- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:

8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

Mexico Rules of Origin

8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

Commodity Description

MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:

8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free

Free - with quota

関税撤廃のカテゴリ

JP-MX 87

基準税率

Year	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Rate	25.7%	21.4%	17.1%	12.9%	8.6%	4.3%	Free

各年のEPA税率

Quota: Within a quota of vehicles classified under the previous year's tariff

The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.

例えば日本から輸出をする場合は、Japanを参照します。

最も低い関税率が表示され、右欄にその関税率の内容 (MFN税率適用か、既存のFTA/EPA税率適用か) が示されます。さらに書類マークをクリックすることで、原産地規則や関税率に関する注釈、各年のFTA/EPA税率などが表示されます。

4 原産地規則

日本から英国への製品の輸出に際し、日英EPAの特恵関税を利用するためには、輸出しようとする製品が、協定上で定められた基準を満たし、日本で生産された原産品としての資格を取得する必要があります。日英EPAの原産地規則では、規定された原産地基準と救済規定の中から事業者が利用しやすいものを選択し、原産品であることを申告することが可能です。本章では日英EPAの原産地規則の内容について分かりやすく解説します。

4. 原産地規則

日本から英国への製品の輸出に際し、日英EPAの特恵関税を利用するためには、輸出しようとする製品が、日本で生産された原産品であることが必要です。製品が原産品であるかどうかを決定する規則が、原産地規則です。基本的な構成は、日本がこれまで締結してきた既存のEPA・FTAと同じです。特に、日英EPAでは、これまで日EU・EPAを利用していた事業者への利便性を確保するため、全体の構成に加え、原産品とみなすための基準や原産品を証明する手続についても基本的には日EU・EPAと同一のものが採用されています。また、同じ目的で、EU産の材料や生産工程を日本や英国のものとみなす拡張累積(4-3-1)が新しく導入されています。他方で、一部品目については、日EU・EPAとは異なる品目別原産地規則(PSR)が定められています(4-1-7)。どのような製品が原産品と認められるのかについて、そのルールを解説します。

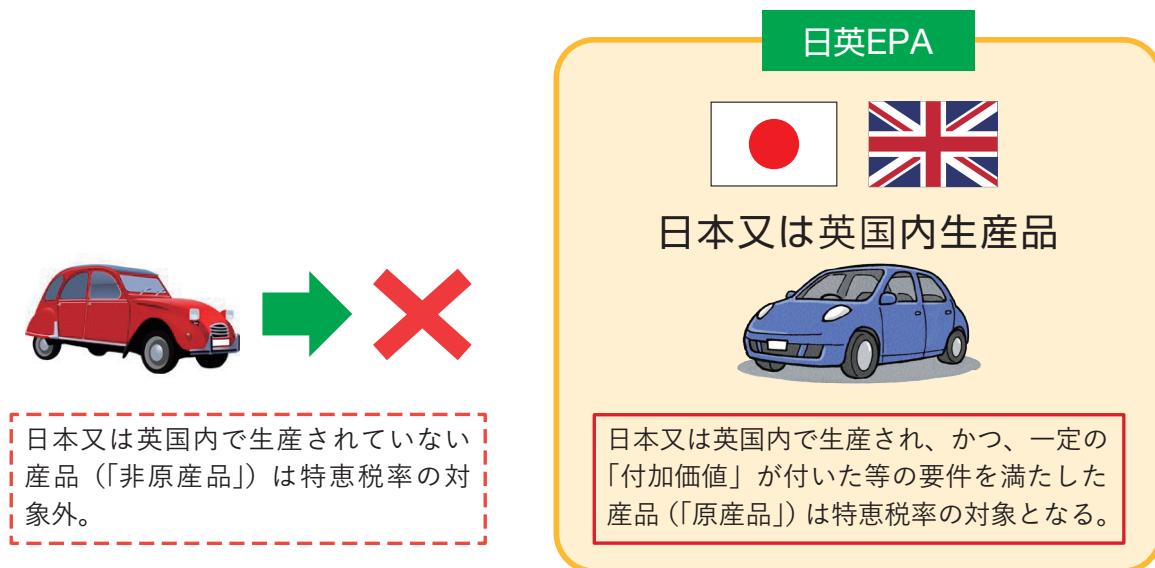
4-1-1 原産地規則の概要

原産地規則とは、輸出入される製品が当該締約国の原産品として認められるための規則。

日本又は英国で完全に得られる製品や、日本又は英国以外の非締約国から輸入した材料を使用して生産された製品であって、品目ごとに定められた品目別原産地規則(PSR: Product Specific Rules of Origin)を満たした「原産品(originating product)」が、日英EPAで定める特惠税率の対象となります。

原産地規則には、日本および英国以外の国で生産された製品が、不当に日英EPAによる特惠税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもあります(迂回防止)。

図表4-1 原産地規則の概要



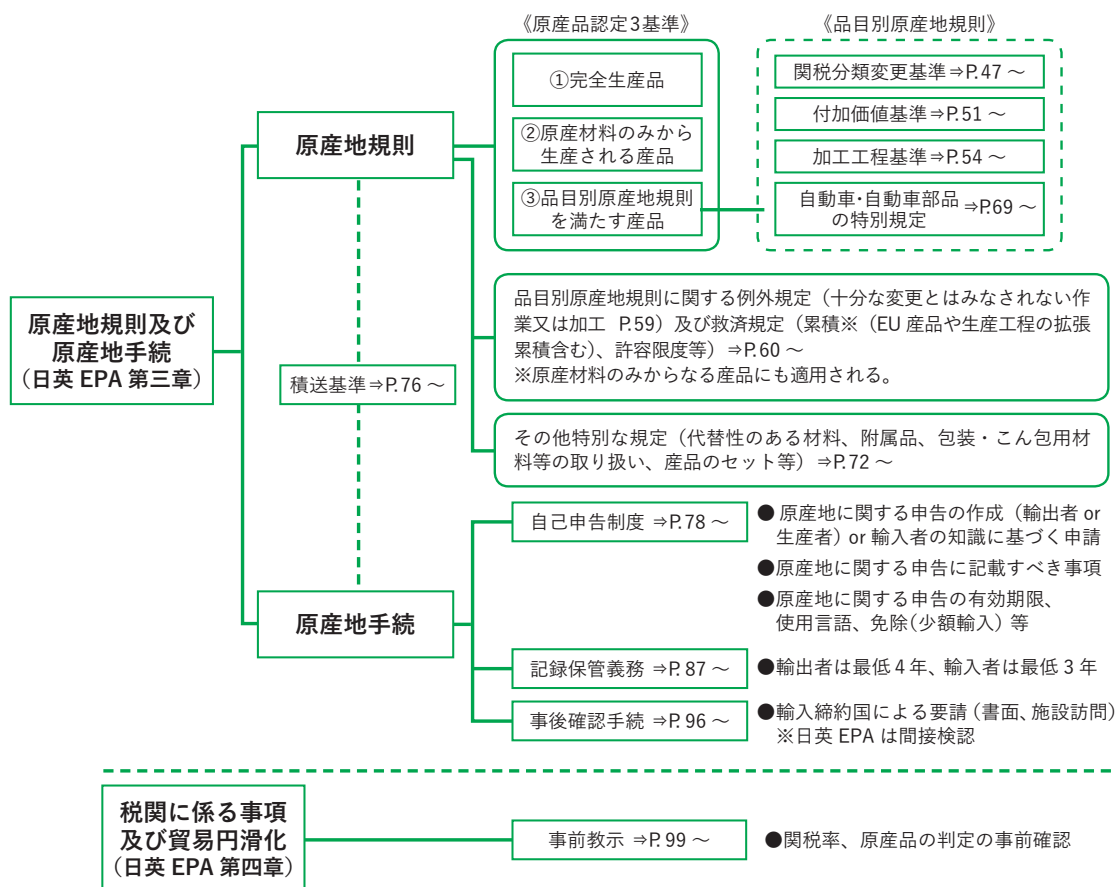
一例として、右側の自動車は、日本又は英国で一定の「付加価値」を付けて生産された(品目別原産地規則(PSR)に定められた要件を満たした)ため、日英EPAの特惠税率が適用される原産品として認められます。

他方、左側の自動車は、日本、英国以外の非締約国で生産されたため、特惠税率の対象外である非原産品として扱われます。

4-1-2 原産地規則の全体像

ここでは、日英EPAにおける原産地規則および原産地手続の全体像をまとめています。日英EPAの原産地規則は、他のEPA・FTAと同じように、原産品であるかどうかの判断基準である原産地規則と、それを証明するための手続面のルールである原産地手続とで構成されています。また、原産品であるかどうか等について事前に輸入国税関に回答を求める事前教示制度が、第4章「税関に係る事項及び貿易円滑化」に規定されていますが、原産地規則に密接に関連する制度です。本書では、原産地規則については本項で、原産地手続については「5. 原産地手続」で、事前教示については【巻末「その他：英国の事前教示制度」】で説明しています。

図表4-2 原産地規則の全体像



前頁の図では、日英EPAにおける原産地規則および原産地手続の構成を示しています。まず、原産地規則には、大きく3種類の原産性の判断基準があります(①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③品目別原産地規則(PSR)を満たす製品)。そして、③PSRを満たす製品には、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準等の要件が規定されています。さらに日英EPAでは、自動車・自動車部品の原産地規則について特別な規定を設けています。

また、日本もしくは英国、又はEU加盟国で生産、加工を行う際の累積の規定や、原産品を輸送する際の規則である積送規準(変更の禁止)があります。

原産地手続は自己申告制度が採用されており、日英EPAを利用する事業者自身により製品が原産地規則を満たす原産品であることを証明します。これに対し、輸入国税関は、製品の原産性について確認する権限があり、輸出国税関を通じた書面又は輸出国税関による施設訪問による確認が入る場合があります。

4-1-3 日英EPAにおける原産性の判断基準

他のEPA同様、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③非原材料を使用し附属書の品目別原産地規則(PSR)を満たす製品は、協定上の原産品となります。

以下で、完全生産品、原産材料のみから生産される製品、品目別原産地規則(PSR)を満たす製品のそれぞれについて、具体的なイメージを解説しています。農産品や鉱物資源については完全生産品、工業製品についてはPSRを満たす製品の基準を採用することが多く、原産材料のみから生産される製品は加工食品等や部品点数の少ない鉱工業製品で用いられることが多い基準です。

①完全生産品

日本国内(英国原産の場合は英国内)で完全に得られ、又は生産される製品は、原産品となります。具体的には農水産品(動植物・魚介類等)、鉱物資源などが該当します。

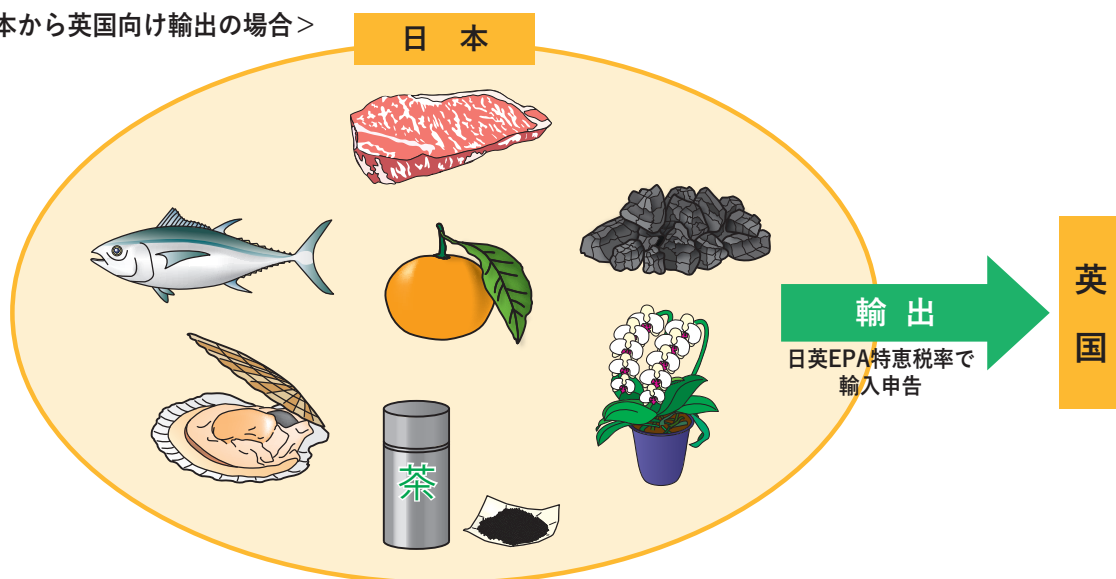
《完全生産品の具体的品目》

- 締約国内で収穫等された植物等
- 生きている動物であって、締約国内で生まれ、かつ成育されたもの
- 生きている動物から得られる製品
- 締約国内で生まれ、生育され、とさつされた動物から得られる製品
- 締約国内で狩猟、漁ろう等により得られる動物
- 締約国内で養殖によって得られる製品
- 締約国内で抽出・採掘された鉱物等
- 締約国の船舶(※)により特定の条件を満たす領海外の海等で採捕された魚介類等
- 締約国の工船(※)上で前項に規定される製品のみから生産される製品
- 特定の条件を満たす締約国外の海底又はその下から得られる製品(国際法に基づく)

- 締約国における生産から生ずる廃品又はくず
 - 特定の条件を満たす原材料の回収のみに適する廃品又はくず
 - これら上記に規定される産品又はこれらの派生物のみから生産される産品
- ※一定の要件を満たすEU加盟国の船舶又は工船も含まれます。

図表4-3 完全生産品

<日本から英国向け輸出の場合>

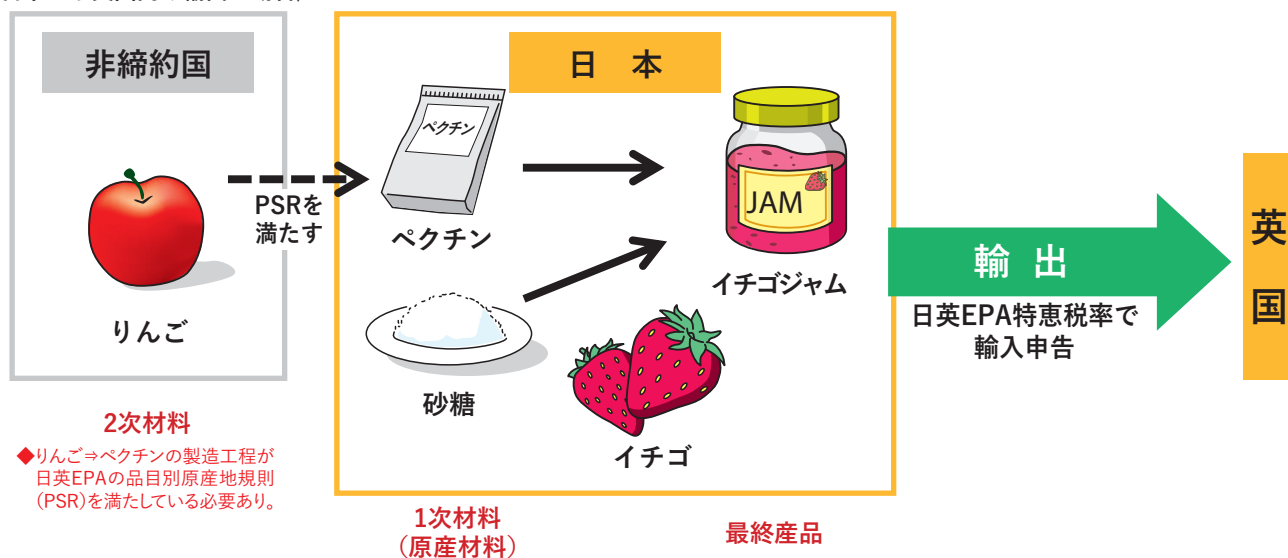


②原産材料のみから生産される産品

- 生産に直接使用された材料(一次材料)のすべてが原産材料であるもの。
- 直接使用される材料(一次材料)の生産に使用される材料(二次材料)の中に、非原産材料(日本又は英国以外の非締約国で得られた材料)が含まれていても、当該一次材料が次に解説する品目別原産地規則(PSR)を満たしていればよいこととなっています。

図表4-4 原産材料のみから生産される産品

<日本から英国向け輸出の場合>



③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、締約国内での加工等の結果として、当該材料に実質的変更があった場合、その産品を原産品と認めるもの。
- 実質的変更の基準を定めたものがPSRであり、PSRは関税分類(HSコード)ごとに基準が定められています。
- その基準には、以下の3基準があります。
 - ①関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
 - ②付加価値基準：非原産材料に、一定以上の付加価値を付加すること。
 - ③加工工程基準：非原産材料に特定の加工(例：化学品の化学反応)がなされること。
- PSRで基準が選択できるよう定められている場合には、そのうちのいずれかを満たせばよいこととなっており、事業者が各産品で満たしやすい(証明しやすい)基準を選択できます。ただし、PSRにおいて複数の要件を同時に満たすことが求められている場合もあります(例：HS31類肥料、HS42類革製品、HS64類履物、HS76類アルミニウム製品など)。

図表4-5 PSRを満たす産品



【参考】品目別原産地規則(PSR)

品目別原産地規則は、日本側、英国側共通です。以下リンクよりご参照ください。

「附属書 3-B 品目別原産地規則」(和文、960ページ～)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf>

「Annex 3-B : PRODUCT SPECIFIC RULES OF ORIGIN」(英文、716ページ～)

<https://www.mofa.go.jp/files/100111412.pdf>

日EU・EPAより変更になったPSRについては、4-1-7をご参照ください。

◆HSコード上4桁(「CTH」=“Heading、項”)の変更の例

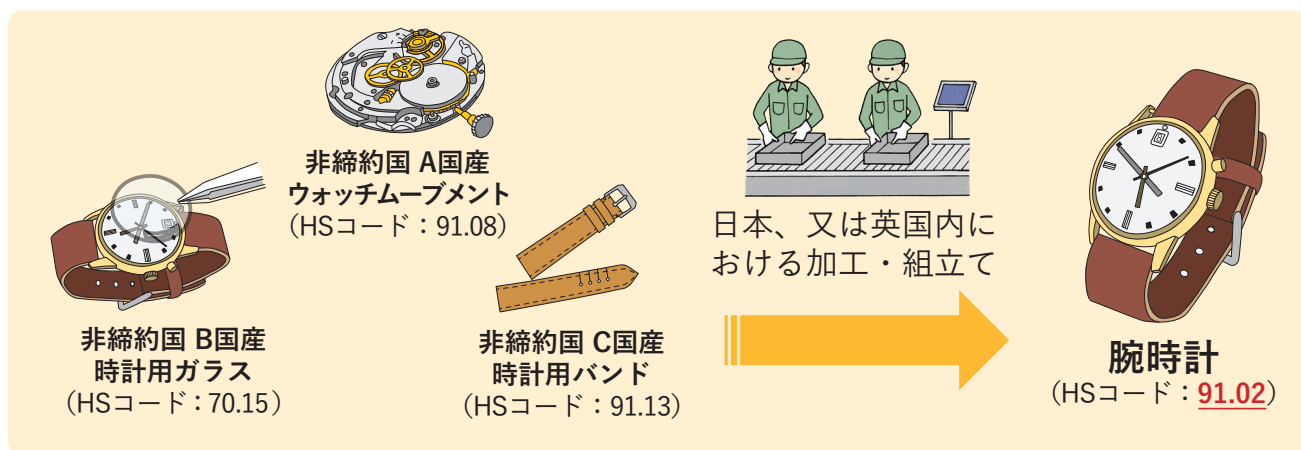
腕時計(HS91.02) 製造のため、加工・組立てを日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「CTH」とある(注)。

腕時計の部品は、たとえばウォッチムーブメント(HS91.08)、時計用ガラス(HS70.15)、バンド(HS91.13)。非締約国A国産ウォッチムーブメント、非締約国B国産時計用ガラス、非締約国C国産革バンドは、すべて非原産材料だが、日本又は英国での加工・組立てによって、HSコードの上4桁での変更がある。従って、項レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

(注)腕時計(HS91.02)のPSRは、関税分類変更基準もしくは付加価値基準の選択制。

図表4-8 HSコード上4桁の変更の例



◆HSコード上6桁(「CTSH」=“Subheading、号”)の変更の例

宝飾用ダイヤモンド(HS7102.39) 製造のため、加工を日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「CTSH」とある。

原料となるダイヤモンドの原石(HS7102.31)は、非原産材料だが、日本国内での加工によって、HSコードの上6桁での変更がある。

従って、号レベルでの変更があるため、原産品と認められる。

図表4-9 HSコード上6桁の変更の例



◆例外として、変更が認められない場合に注意

アルコール飲料(HS22.03~22.06)を日本で製造し、英国向けに輸出する場合

品目別原産地規則(PSR)は、以下となっている。

「CTH(①第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く)。

ただし、次のすべての要件を満たすことを条件とする。

- ②生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
- ③生産において使用される第4類の非原産材料の重量が製品の重量の40%を超えないこと。
- ④生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が製品の重量の40%を超えないこと。」

図表4-10 アルコール飲料で、変更の除外項目となっているもの/非原産材料の重量割合に制限があるもの

【アルコール飲料で、変更の除外項目となっているもの】

22.07	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかなを問わない。)
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料

【アルコール飲料で、非原産材料の重量割合に制限があるもの】

0806.10	ぶどう(生鮮のもの)	すべての材料が日本又は英国内で完全に得られるものであること
2009.61	ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)(ブリックス値が30以下のもの)	
2009.69	ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)(その他のもの)	
第4類	乳製品、卵、天然はちみつ等	非原産材料の重量が製品の重量の40%を超えないこと
17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	非原産材料の総重量が製品の重量の40%を超えないこと
17.02	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル	

750ml(重量換算750gとする)のワインの場合、日本原産品と認められるために、以下すべてを満たす必要がある。

- 生産に使用される非原産材料は、「項」レベルでHSコードの変更があること。
- ただし、生産に使用されるエチルアルコールについては、すべて日本国内産であること。
- 材料に含まれるぶどう及びぶどう搾汁については、すべて日本の完全生産品(注)であること。
- 材料に含まれる糖類のうち、非締約国産の糖類の重量は、製品(ワイン)の重量(750g)の40%以内、すなわち300g以内であること。

(注)EUの完全生産品も許容される(附属書3-A注釈)。

同軸ケーブル (HS8544.20) 製造のため、加工・組立てを日本国内で行う場合

品目別原産地規則(PSR)には、「CTH、MaxNom50%(EXW)、又はRVC55%(FOB)」とある(注)。

ただし、「CTH」の後ろに括弧書きで「74.08、74.13、76.05、76.14からの変更は除く」と記されている。

関税分類変更基準の適用を選択する場合、括弧書きに記述された品目からの変更は認められない。すなわち、これらの品目は日本又は英国原産でなければならないことを意味する。

(注)同軸ケーブル(HS8544.20)のPSRは、関税分類変更基準又は付加価値基準の選択制。

図表4-11 同軸ケーブルで、変更の除外項目となっているもの

74.08	銅の線
74.13	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)
76.05	アルミニウムの線
76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)

【参考】工作機械 (HS84.56~84.65)

工作機械を一部の非原産部品(固定機材、ねじ切り機材等)から組み立てて製造する場合、日EU・EPAでは単なる「組立て」として原産性が付与されない除外項目が存在していましたが、日英EPAでは当該規定が緩和され、この場合でも原産とみなすことが可能となりました。

4-1-5 品目別原産地規則(PSR)による 原産性判定方法②付加価値基準

日本又は英国で付加された価値により原産性を証明する方法です。
一定の付加価値が日本国内(又は英国内)で付加された場合に、**原産品**と認める基準です。

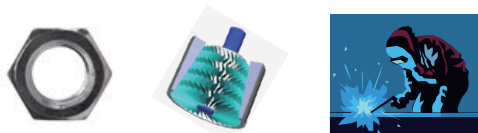
図表4-12 付加価値基準の概念

(参考) 産業用ロボット (HS8479.50) の品目別原産地規則(PSR)

産業用ロボットについて、控除方式(次頁参照)による付加価値基準を用いる場合は55%。

域内原産割合 (RVC) = $(150 - 65) / 150 = 57\% \geq 55\% =$ **原産品**

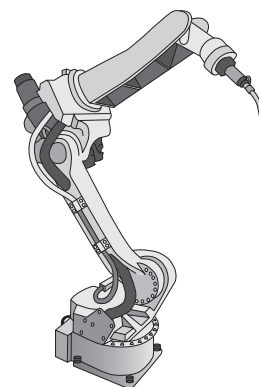
例：日本国内の付加価値85万円



非締約国の付加価値65万円



製品価額150万円



産業用ロボット (HS8479.50) のPSRでは、控除方式による付加価値基準を用いる場合は55%以上の域内原産割合(Regional Value Content; RVC)が必要となっています。

上図のように、日本国内での付加価値が85万円、非締約国での付加価値が65万円となる場合、製品価額150万円に占める域内原産割合は57%で、55%以上であるため、原産品として認められます。

◆付加価値基準の計算方式

日英EPAでは、品目別原産地規則(PSR)で定める付加価値基準について、事業者が2つの計算方式、すなわち①控除方式の域内原産割合(RVC)、②非原産材料の最大割合(Maximum value of non-originating materials; MaxNOM)のうち、より有利な計算方式を選択できる仕組みが採用されています。

図表4-13 付加価値基準の計算方式

計算方式A 控除方式の域内原産割合(RVC)

$$\frac{(\text{産品の本船渡しの価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額(VNM)})}{\text{産品の本船渡しの価額(FOB)}} \times 100 \geq \text{閾値}$$

計算方式B 非原産材料の最大割合(MaxNOM)

$$\frac{\text{非原産材料の価額(VNM)}}{\text{産品の工場渡しの価額(EXW)}} \times 100 \leq \text{閾値}$$



原産品

◆控除方式の域内原産割合(RVC)の具体例

控除方式では、域内原産割合を、産品の価額から非原産材料価額(VNM)を差し引く方法で割り出し、産品の価額に占める域内原産価額の割合が、品目別原産地規則(PSR)で定められた割合以上である場合に、原産品と認められます。

非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含みます。

控除方式の域内原産割合の場合、産品の価額は「本船渡し価額(FOB)」をベースとします。

図表4-14 控除方式による付加価値基準の例

産業用ロボット(HS8479.50)の例

控除方式による付加価値基準を用いる場合は**55%以上の域内での付加価値が必要**。



【公式】

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{150\text{万円} - 65\text{万円}}{150\text{万円}} \times 100 = 57\% \geq 55\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはRVCが55%以上のため、原産品と認められる。

◆非原産材料の最大割合(MaxNOM)方式の具体例

非原産材料の最大割合(MaxNOM)方式では、製品の価額に占める非原産材料価額(VNM)の割合が、品目別原産地規則(PSR)で定められた割合以下である場合に、原産品と認められます。

非原産材料の最大割合方式の場合、製品の価額は「工場渡しの価額(EXW)」をベースとします。

図表4-15 非原産材料の最大価額方式による付加価値基準の例

産業用ロボット (HS8479.50) の例

非原産材料の最大価額方式を用いる場合は、工場渡しの価額に占める非原産材料の価額の割合が**50%以下である必要**。



【公式】

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料価額}}{\text{EXW価額}} \times 100 = \frac{65\text{万円}}{145\text{万円}} \times 100 = 45\% \leq 50\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはMaxNOMが50%以下のため、原産品と認められる。

なお、「本船渡しの価額(FOB)」に含まれ、「工場渡しの価額(EXW)」に含まれない価値として、港までの輸送費や、保険などが挙げられます。日英EPAでは、RVC方式とMaxNOM方式で、多くの品目で共通に割合の差(5%)を設けていますが、これらのコストは工場から港までの距離など、製品の状況によって様々であることから、各事業者はより有利な方式を選択することが可能です。

※ 間接材料は、日英EPA第 3.13 条で「中立的な要素」と定義され、産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、原産品としての資格を決定する必要はないとされている。中立的な要素は、①燃料、エネルギー、触媒及び溶剤、②当該産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品、③手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品、④機械、工具、ダイス及び鋳型、⑤設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、⑥生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コンパウンド材その他の材料、⑦産品に組み込まれない他の材料であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に証明することができるものを指す。

4-1-6

品目別原産地規則(PSR)による 原産地判定方法③加工工程基準

非原産材料に対し、日本又は英国において、品目別原産地規則(PSR)で定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準です。化学品や繊維製品などのPSRで採用されています。

◆化学品の加工工程基準の例

品目別原産地規則(PSR)でどのような加工工程を経れば原産品として認められるかが定められており、例えばHS27～39類の化学品については、「化学反応」、「精製」、「混合及び調合」、「粒径の変更」などが規定されているものがあります。

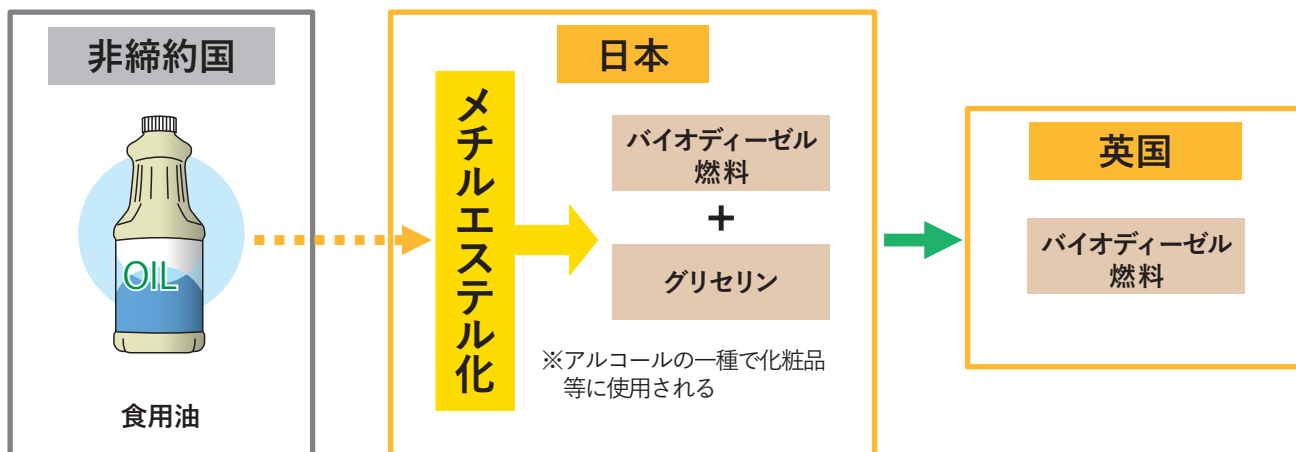
下の図の例では、材料である食用油を非締約国より輸入し、日本においてメタノールを加えてバイオディーゼル燃料を製造しています。

この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応(エステル化反応)が施されていることから、バイオディーゼル燃料は加工工程基準(この例の場合、エステル化を経ていること)を満たし、日本の原産品と認められます。

(参考) バイオディーゼル(HS38.26)のPSR

「生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること」

図表4-16 バイオディーゼル(HS38.26)のPSR



化学品に用いられる加工工程基準の例

(1)「生物工学的工程」

- ①微生物(細菌、ウイルス(ファージを含む。)等)又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養(細胞培養を含む。)、交配又は遺伝子の改変
- ②細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製(例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド)又は発酵

(2)「粒径の変更」

製品の粒径の意図的なかつ制御された改変(破碎又は圧縮のみによるものを除く。)であって、当該変更の結果として生ずる製品の用途に関係する特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品を生ずるもの

(3)「化学反応」

分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものを含む。)

ただし、①水その他の溶媒への溶解、②溶媒(溶媒水を含む。)の除去、③結晶水の追加又は除去は、化学反応とはみなさない。

(4)「蒸留」

- ①常圧蒸留(蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの)。石油の蒸留により生産される製品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。
- ②減圧蒸留(常圧よりも低い気圧で行われる蒸留(分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。))。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣(ざんさ)油を生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料(石油に含まれる重質留分等)の蒸留に使用される。

(5)「異性体分離」

異性体の混合物からの異性体の単離又は分離

(6)「混合及び調合」

専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(分散を含み、希釈剤の添加を除く。)であって、その結果として、製品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるもの

(7)「標準物質の生産」

分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産

(8)「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

◆繊維及び繊維製品の原産地規則

糸 (Yarn)、生地 (Fabrics) や衣類などの繊維製品では、主に加工工程基準が採用されており、満たすべき基準を品目別原産地規則 (PSR) で品目ごとに規定しています。他方、繊維 (Fibre) については、原則として関税分類変更基準を採用しています。

基本的な考えとして、日EU・EPAや日本が締結してきた多くのFTA/EPAと同様、多くの品目で①「紡ぐ」、②「織る／編む」、③「裁断・縫製」のうち、2つ以上の工程を原則として日本又は英国において行うことを求める「二工程ルール」が採用されています。ただし、日英EPAでは、「二工程ルール」に加え、一定の付加価値基準を満たせば(※)、これらの工程のうち1つの工程のみ行えば原産性を付与することも可能となっています。また、日EU・EPAでは、加工工程基準および関税分類変更基準について、繊維製品を構成するすべての部分(袖、胴回り表地、裏地、ポケット等)で満たす必要がありましたが、日英EPAでは、主要構成部分のみが基準を満たしていれば原産性が付与されます。さらに、日英EPAでは、織物類や繊維製品(第59類)の「メリヤス編み若しくは不織布の形成」も対象工程に加えられています。

(※) 衣類および衣類付属品(第61類、第62類)の一部品目の品目別原産地規則(PSR)では、(1)「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組み合わせ」又は(2)「なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む)」又は(3)「製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする)」と定められています。

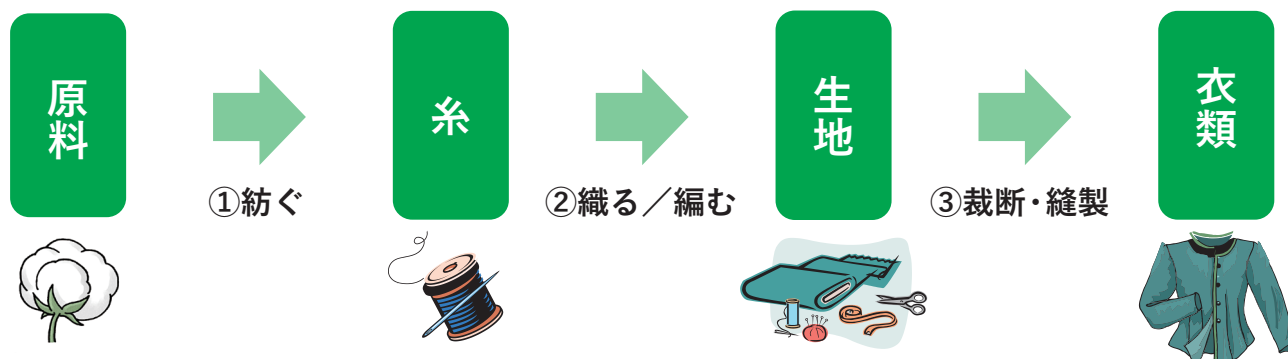
糸や生地 (Fabrics) の染色も、「二工程」のうちの一工程としてカウントします。糸 (Yarn) については、綿などの原料を非締約国から輸入する場合、原則として締約国域内で紡績されることが原産性を満たす要件となっています。

なお、PSRにて非原産材料の最大限の割合が規定されている製品については、繊維・繊維製品(第50類～第63類)以外の非原産材料の価額を考慮する必要があります。

各品目におけるPSRの内容は、次ページを確認ください。

さらに、繊維・繊維製品については、PSRを満たさない場合の許容限度(デミニマス)を別途詳細に規定しています(63ページ参照)。

図表4-17 繊維・繊維製品の一般的な工程



これらの工程のうち、品目ごとにPSRが定める工程の組み合わせを、日本又は英国で行う必要がある。

4-1-7

日EU・EPAから品目別原産地規則(PSR)を
変更した品目および変更の内容

図表4-18 日EU・EPAからPSRが変更された主な品目

HSコード	品目	PSRの内容又は日EU・EPAからの主な変更点
【農産品】		
1902	うどん、パスタ等	「CC」に変更。(詳細は図表4-19参照)
1905	ビスケット、米菓等	「CTH」に変更。(詳細は図表4-20参照)
【鉱工業品】		
59.01、59.02、59.03、 59.04、59.09-59.11	紡織用繊維の織物類及び工業用 の紡織用繊維製品	「メリヤス編み若しくは不織布の形成」を追加。
第61類	衣類及び衣類付属品(メリヤス編 み又はクロセ編みのものに限る。)	「メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること(布の裁断を含む)との組み合わせ又は製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする。)」 ※下線部を追加。
第62類	衣類及び衣類付属品(メリヤス編 み又はクロセ編みのものを除く。)	「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組み合わせ、なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)又は製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする)」 ※下線部などを追加。
84.12	その他の原動機	RVC55%から50%に5%緩和。
84.14-84.15	ファン、エアコン	RVC55%から50%に5%緩和。
84.56~84.65	工作機械	84.66からの変更を除外する規定を撤廃し、輸入部品からの組立てであっても原産品と見なすことが可能となった。
85.02	発電機	85.03からの変更を除外する規定を撤廃し、輸入部品からの組立てであっても原産品と見なすことが可能となった。
85.25~85.27	テレビカメラ、デジタルカメラ等、 ラジオ用受信機器等	85.29からの変更を除外する規定を撤廃し、輸入部品からの組立てであっても原産品と見なすことが可能となった。
87.01、87.06 (付録3-B-1参照のこと)	トラクター、原動機付シャシ	RVC60%から55%に5%緩和。

図表4-19 うどん・パスタ (HS1902)

<日本から英国向け輸出の場合>

変更前：「CC。ただし生産に使用される2,3,16類の非原産材料は製品の重量の10%を、10.01項の非原産材料は製品の重量の90%を、10.06項及び11.01項～11.08項の非原産材料は製品の重量の10%を超えないこと」

変更後：「CC」(生産に使用される非原産材料の使用制限を撤廃)



図表4-20 ビスケット・米菓 (HS1905)

<日本から英国向け輸出の場合>

変更前：「CTH。ただし生産に使用される4類の非原産材料は製品の重量の10%を、10.03項、10.06項及び11.01項～11.08項の非原産材料は製品の重量の10%を、17.01項及び17.02項の非原産材料は製品の重量の30%を超えないこと」

変更後：「CTH」(生産に使用される非原産材料の使用制限を撤廃)



4-2 品目別規則に関する例外規定 十分な変更とはみなされない作業又は加工(ミニマルオペレーション)

締約国における製品の生産において、非原産材料に対して以下の1又は2以上の作業又は加工のみが行われる場合には、品目別原産地規則(PSR)を満たしていたとしても十分な変更とはみなされず、当該製品は原産品と認められません。

- (a) 輸送又は保管の間に当該製品を良好な状態に保つことを確保することのみを目的とする保存のための工程(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する工程
- (b) 改装
- (c) 仕分
- (d) 洗浄、浄化又は粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去
- (e) 紡織用繊維及びその製品のアイロンがけ又はプレス
- (f) 塗装又は研磨の単純な工程
- (g) 穀物及び米について、殻を除き、一部若しくは全部を漂白し、研磨し、又は艶出しする工程
- (h) 砂糖を着色し、これに香味を付け、若しくはこれを角砂糖とするための工程又は固体の砂糖の一部若しくは全部を粉砕する工程
- (i) 果実、ナット又は野菜の皮、核又は殻を除く工程
- (j) 研ぐこと、単純な破碎又は単純な切断
- (k) ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程(物品をセットにする工程を含む。)
- (l) 瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の全ての単純な包装工程
- (m) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (n) 産品の単純な混合(異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。)(※)
(※) この条の規定の適用上、産品の単純な混合には、砂糖の混合を含む。
- (o) 単に水を加えること、希釈、脱水又は産品の変性(※)
(※) この条の規定の適用上、変性には、特に、毒性を有する物質又はひどい味の物質の添加による食用に適しない産品の製造を含む。
- (p) 完成した物品若しくは統一システムの解釈に関する通則2の規定に従って完成したものとして分類される物品とするための部品の単純な収集若しくは組立て又は産品の部品への分解
- (q) 動物のとさつ

4-3 品目別規則に関する救済規定

品目別原産地規則(PSR)に規定された基準を満たさない場合でも、各種救済規定を活用することにより、原産地規則を満たすことが可能になることもあります。日英EPAでは、日EU・EPAと同様、デミニマスなど従来のFTAでも導入されていた規定に加え、原産地規則の達成をサポートする複数の新たな救済規定が盛り込まれています。

4-3-1 累積・拡張累積(第3.5条)

日英EPAでは、いずれか1カ国では品目別原産地規則(PSR)を満たせずに非原産品となってしまう場合でも、日本及び英国の付加価値や生産工程を累積することによりPSRを満たし、原産品として認められやすくなる、累積ルールが採用されています。

日英EPAでは、生産に使用された材料の累積のみならず、材料に対して日本又は英国で施された加工などによる付加価値や加工工程も累積に含めることができる、「生産行為の累積」が認められる完全累積制度が採用されています。

また、日・英・EUにまたがるサプライチェーンにおいても日英EPAの特恵関税が活用できるよう、EU産材料の「拡張累積」を認める規定が新たに導入されています。「拡張累積」とは、EU産の材料を使用して生産する場合やEU域内で施された加工による付加価値や加工工程がある場合、当該EU産材料やEU域内で施された加工による付加価値や加工工程を日本又は英国の原産材料又は加工による付加価値や加工工程とみなす規定です。EU産の材料を日英の原産とみなすための判断基準は、日英EPAの原産地規則を用いることになっています。全ての鉱工業品が対象となるほか、対象となる産品は附属書3-C(第3.5条に規定する産品)に定められています。

当該拡張累積は、日英間の貿易においてEU産の材料やEUでの生産を考慮するものです。

一方で、英EU間の貿易において日本産の材料、日本での工程、また、日EU間の貿易において英国産の材料や英国での工程を累積対象として考慮するためには、それぞれのEPA / FTAにおいて拡張累積とすることにつき合意することが必要になります。この点、日英EPAでは、日、英それぞれが、EUと締結するEPA / FTAにおいて互いに他の国を拡張累積の対象とすることを追求することができ、更にその交渉結果を日英EPAに反映するために交渉することができるとされています。

原産地証明方法については、拡張累積も含む累積で原材料の原産地を証明するために、サプライヤーからの宣誓書を用います(詳細は5-6の③～⑤参照)。

■日英EPA附属書3-C

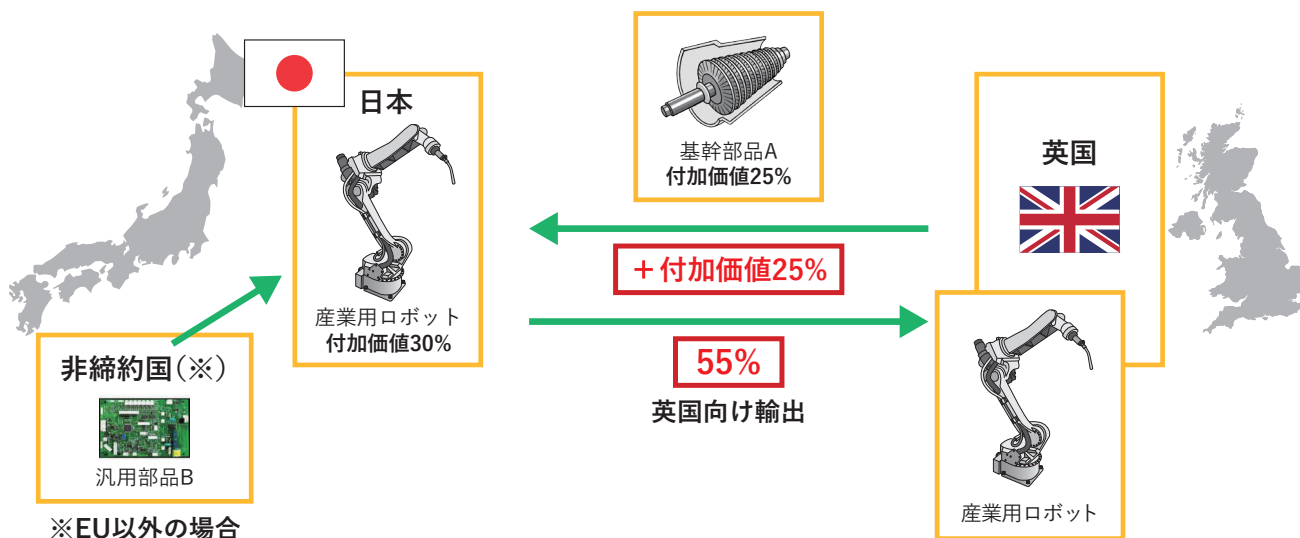
➡ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf> (和文、1,053ページ～)

➡ <https://www.mofa.go.jp/files/100111412.pdf> (英文、796ページ～)

材料の累積の具体例

一方の締約国で得られた材料を他方の締約国の原産品とみなすことが認められます。例えば、日本で生産する産業用ロボットに英国のメーカーから輸入した基幹部品Aを組み込んで英国向けに輸出する場合、当該産業用ロボットとの関係で、英国原産の材料価額を日本における付加価値にカウントすることが可能になります。

図表4-21 産業用ロボット (HS8479.50) の例

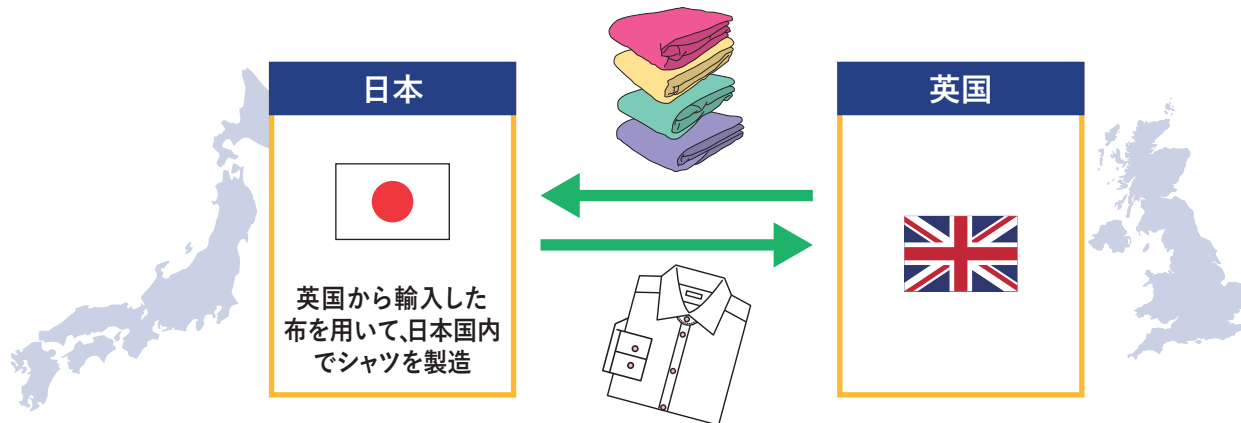


生産行為の累積の具体例

一方の締約国における付加価値・加工工程を他方の締約国の生産行為とみなすことが認められます。例えば、英国のメーカーから輸入した生地を用いて日本で男性用シャツを製造し、英国向けに輸出する場合、加工工程基準を満たしているかどうかの判断において、英国で行われた加工工程も含めて判断することが可能になります。

図表4-22 男性用シャツ (HS62.05) の例

HS62.05の品目別原産地規則(PSR)は、(1)「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組み合わせ」又は(2)「なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む)」又は(3)「製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする)」



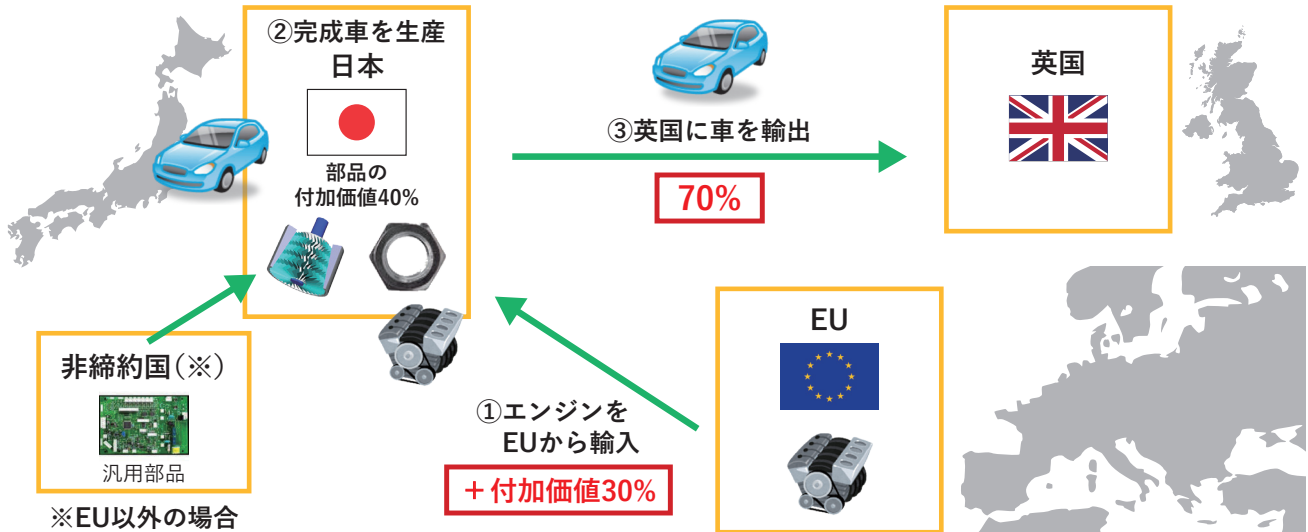
英国で「製織」工程を行い、日本国内で「製品にすること」の工程を行ったことで、HS62.05のPSRのうち、(1)の基準を満たしたことになり、図の男性用シャツを英国向けに輸出する際には日英EPAの特恵税率が適用されます。

EUとの拡張累積の具体例

●EUとの材料の累積の具体例

下の図の例ではEUから自動車用エンジンを日本に輸出し、それを使用して日本で完成車を製造し、英国に輸出する場合、当該エンジンの価額を日本原産の付加価値として累積することが可能になり、日本原産の完成車のRVCの基準を満たし、日英EPAの特恵税率が適用されます。

図表4-23 自動車 (HS87.03) の例

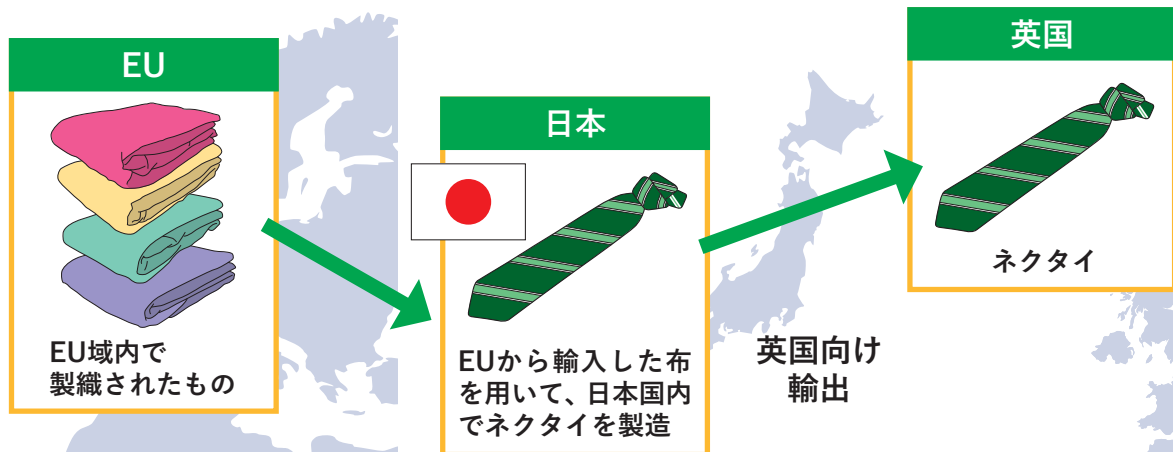


●EUとの生産行為の累積の具体例

EUにおける付加価値・加工工程を日本・英国の生産行為とみなすことが認められます。例えば、EUのメーカーから輸入した非原産の生地 (EUで製織) を用いて日本でネクタイを製造し、英国向けに輸出する場合、EUで行われた加工工程を、当該ネクタイを日本原産と判定するにあたって考慮することが可能になります。

図表4-24 ネクタイ (HS62.15) の例

HS62.15項のPSRは、(1)「製織と製品にすること(布の裁断を含む)との組み合わせ」、(2)「なせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む)」又は(3)「製品にすること(布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする)」。



EUで「製織」工程を行い、日本国内で「製品にすること」の工程を行ったことでHS62.15のPSRのうち、(1)の基準を満たしたことになり、図のネクタイを英国に輸出する際、日英EPAの特恵税率が適用されます。

4-3-2 デミニマスルール

デミニマス／デミニミスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されますが、輸出産品(繊維以外)の取引価額の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料として無視できるというルールです。日英EPAでは、「許容限度」という名称で第3.6条に規定されています。

本ルールは、主に関税分類番号変更基準を用いる際の利用が想定されています。

具 体 例

非締約国産(EU産以外)の輸入部品(クラッチの部品2品)を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ(HS8708.93)を生産し、日英EPAの特恵税率を適用して英国向けに輸出する場合。

- クラッチの品目別原産地規則(PSR)は、「CTH」(関税分類(HSコード)の「項」の変更又は域内原産割合55%の付加価値基準。
- 輸出する商品と同じ「項」(HS8708.93)に分類される輸入部品(非原産材料)を2個使用するため、PSRに定められた「CTH」(項の変更)を満たすことができない。
- しかし、当該クラッチ部品の輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である(25÷300=8.33%)。よってデミニマスルールを適用することで、当該クラッチは原産品となる。

4-3-3 繊維および繊維製品のデミニマスルール

繊維および繊維製品(第50類～第63類)については、以下の二通りのデミニマスルールが規定されています。

1. 重量によるデミニマスルール(附属書3-A注釈七)

以下の二つの要件を満たす場合にデミニマスルールが適用され、ごく僅かな非原産材料として、その非原産材料を無視することができます。(附属書3-A注釈七2)

- (1) 産品が二以上の「基本的な紡織用繊維」(図表4-25)を含むこと。
- (2) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用されるすべての基本的な紡織用繊維の総重量の10%を超えないこと。

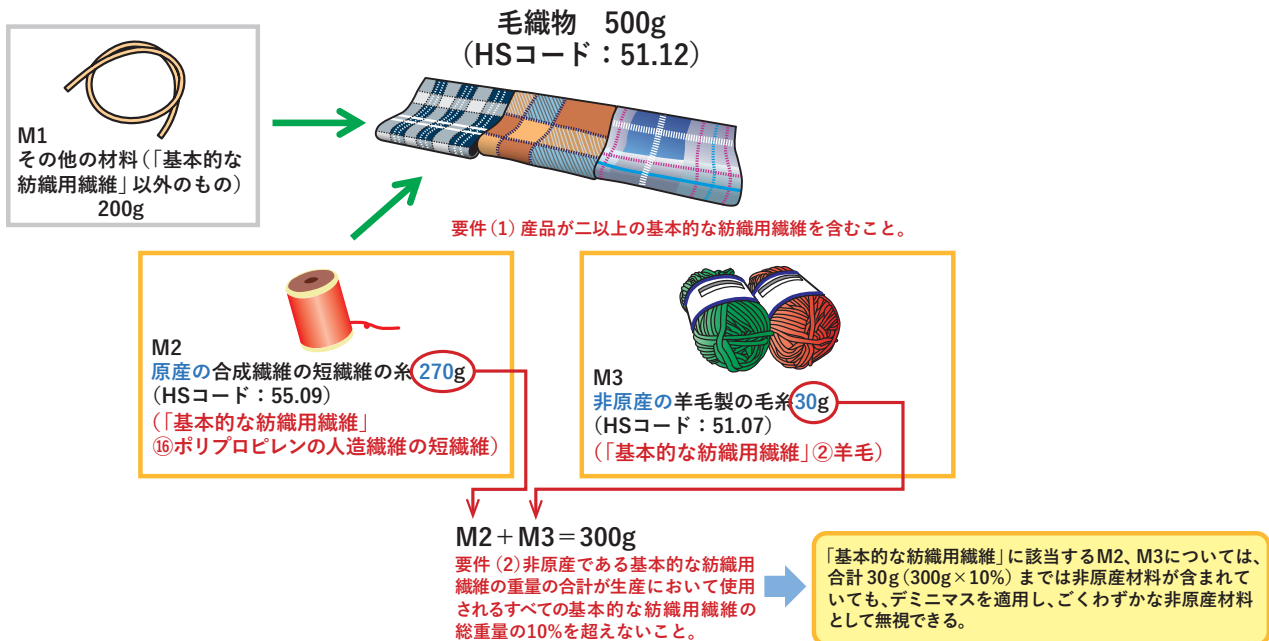
図表4-25 日英EPAで定義される「基本的な紡織用繊維」(附属書3-A注釈七1)

① 絹	⑳ ポリイミドの人造繊維の短繊維*
② 羊毛	㉑ ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維*
③ 粗獣毛	㉒ ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維*
④ 織獣毛	㉓ ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維*
⑤ 馬毛	㉔ その他の人造繊維の短繊維*
⑥ 綿	㉕ ビスコスレーヨンの人造繊維の短繊維**
⑦ 製紙用原料及び紙	㉖ その他の人造繊維の短繊維**
⑧ 亜麻	㉗ ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸 (ジンプヤーンであるかないかを問わない。)
⑨ 大麻	㉘ ポリエステルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸 (ジンプヤーンであるかないかを問わない。)
⑩ ジュートその他の紡織用靱皮繊維	㉙ アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。)から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたものを組み込んだ第56.05項(金属を交えた糸)の産品
⑪ サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維	㉚ 第56.05項のその他の産品
⑫ ココやし、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用繊維	㉛ ガラス繊維
⑬ 人造繊維の長繊維*	㉜ 金属繊維
⑭ 人造繊維の長繊維**	
⑮ 導電性の長繊維	
⑯ ポリプロピレンの人造繊維の短繊維*	
⑰ ポリエステルの人造繊維の短繊維*	
⑱ ポリアミドの人造繊維の短繊維*	
㉑ ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維*	

* 合成繊維のものに限る

** 再生繊維又は半合成繊維のものに限る。

図表4-26 重量によるデミニマスルールの具体例(附属書3-A注釈七2) 具体例



さらに、特定の製品については、より詳細なデミニマスルールが設けられています。

図表4-27 特定の製品のデミニマスルール

- 獣毛又は綿を原料とする糸(51.06～51.10、および52.04～52.07)
非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することが可能。ただし、当該人造繊維の総重量が製品の重量の40%を超えないことが条件。
(附属書3-A注釈七5)
 - 非原産の「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸(ジンプヤーンであるかないかを問わない)」を含む場合、同材料は繊維総重量の20%を限度として使用可能(注)。
(附属書3-A注釈七3)
 - 非原産の「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない)から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの中に挟まれたもの」を含む場合、同材料は繊維総重量の30%を限度として使用可能(注)。
(附属書3-A注釈七4)
- (注)ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については、10パーセントを超えてはならない。

2. 価額によるデミニマスルール(附属書3-A注釈八)

第61類、第62類、第63.01項～第63.06項の製品の生産にあたり、以下の二つの要件を満たす場合にデミニマスルールが適用され、ごく僅かな非原産材料として、その非原産材料を無視することができます。ただし、本規定は「裏地及び芯地」を対象外としているため、裏地及び芯地は原産材料であることが求められます。

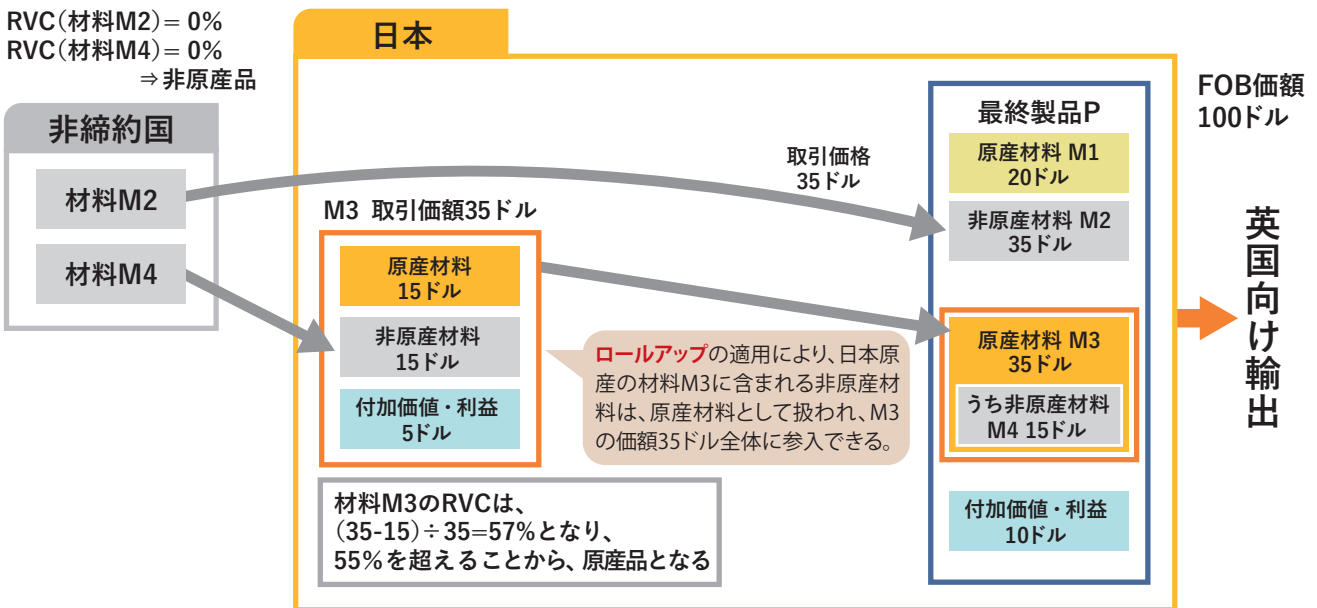
- (1) 品目別原産地規則(PSR)を満たさない非原産である紡織用繊維が、製品の「項」(HS4桁レベル)以外の項に分類されること。
- (2) PSRを満たさない非原産である紡織用繊維が、製品の価額の8%(EXW及びFOB)を超えないこと。

4-3-4 ロールアップ

非原産材料を用いて生産された産品が日英EPA上の原産品として認められる場合であって、その産品が他の産品の生産に材料として使用される場合には、材料として使用される産品の生産に使用された非原産材料は、原産材料として取り扱うことができます。

非締約国から非原産材料M4 (15ドル) を輸入し、日本で日本原産材料 (15ドル)、付加価値 (5ドル) を加えて原産材料M3 (FOB価額35ドル) に加工します。原産材料M3には15ドルの非原産材料M4が用いられていますが、M3の生産工程は日英EPAの品目別原産地規則 (PSR) の基準 (RVCが控除方式で55%以上) を満たします。したがって、ロールアップを適用してM3のすべての価額 (35ドル) を原産材料の価額とみなすことができるため、M3に含まれる非原産材料の価額 (15ドル) を最終製品Pの非原産材料の価額として計上する必要はありません。

図表4-28 ロールアップ



※M1～M4及びPの品目別規則はRVC (控除方式) 55%以上であるとする。

	ロールアップ	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1 (日本)	材料M2 (非締約国)	材料M3 (日本)	合計		
方式1	非適用	0ドル	35ドル	15ドル	50ドル	50%	×
方式2	適用	0ドル		0ドル	35ドル	65%	○

ロールアップを適用すれば、内製部材M3に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M3の価額を100%原産材料扱いできる。

4-3-5 トレーシング

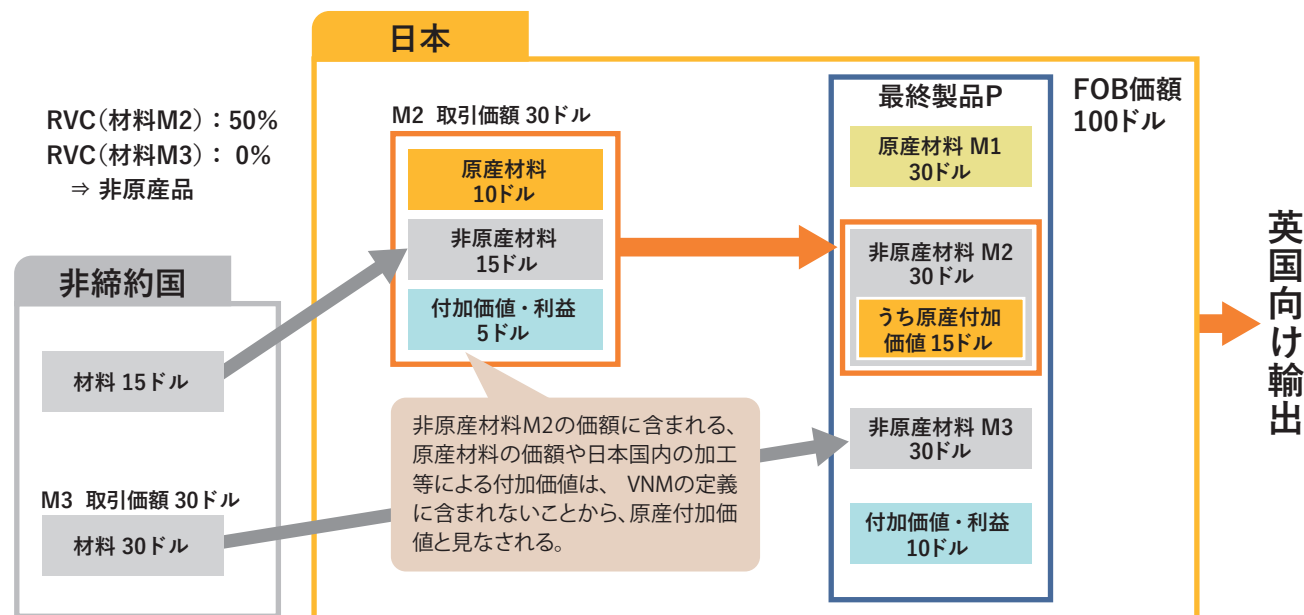
非原産材料であっても、①日本国内において行われた当該非原産材料の加工に係る価額、②当該非原産材料に含まれる日本原産材料の価額は、他の製品の生産に材料として使用される場合には、当該製品の原産割合の一部として算入できます。

日英EPAでは、非原産材料の価額 (VNM) について、以下のように定義されています (附属書3-A注釈四(f))。

「『VNM』とは、製品の生産において使用される非原産材料の価額(輸入の時の当該非原産材料の課税価額)をいい、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することができない場合には、いずれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。」

日英EPAで定義されるVNMに含まれるのは、「輸入時の当該非原産材料の課税価額」であるため、輸入後に当該非原産材料に対して日本国内で行った加工等により付加された価値を、VNMに含める必要はありません。

図表4-29 トレーシング



※M1～M3及びPの品目別規則はRVC(控除方式)55%以上であるとする。

	トレーシング	非原産材料価額				RVC	原産判定
		材料M1 (日本)	材料M2 (非締約国)	材料M3 (非締約国)	合計		
方式1	非適用	0ドル	30ドル	30ドル	60ドル	40%	×
方式2	適用	0ドル	15ドル		45ドル	55%	○

トレーシングを適用すれば、非原産材料M2に含まれる原産付加価値を、原産割合の一部として算入できる。

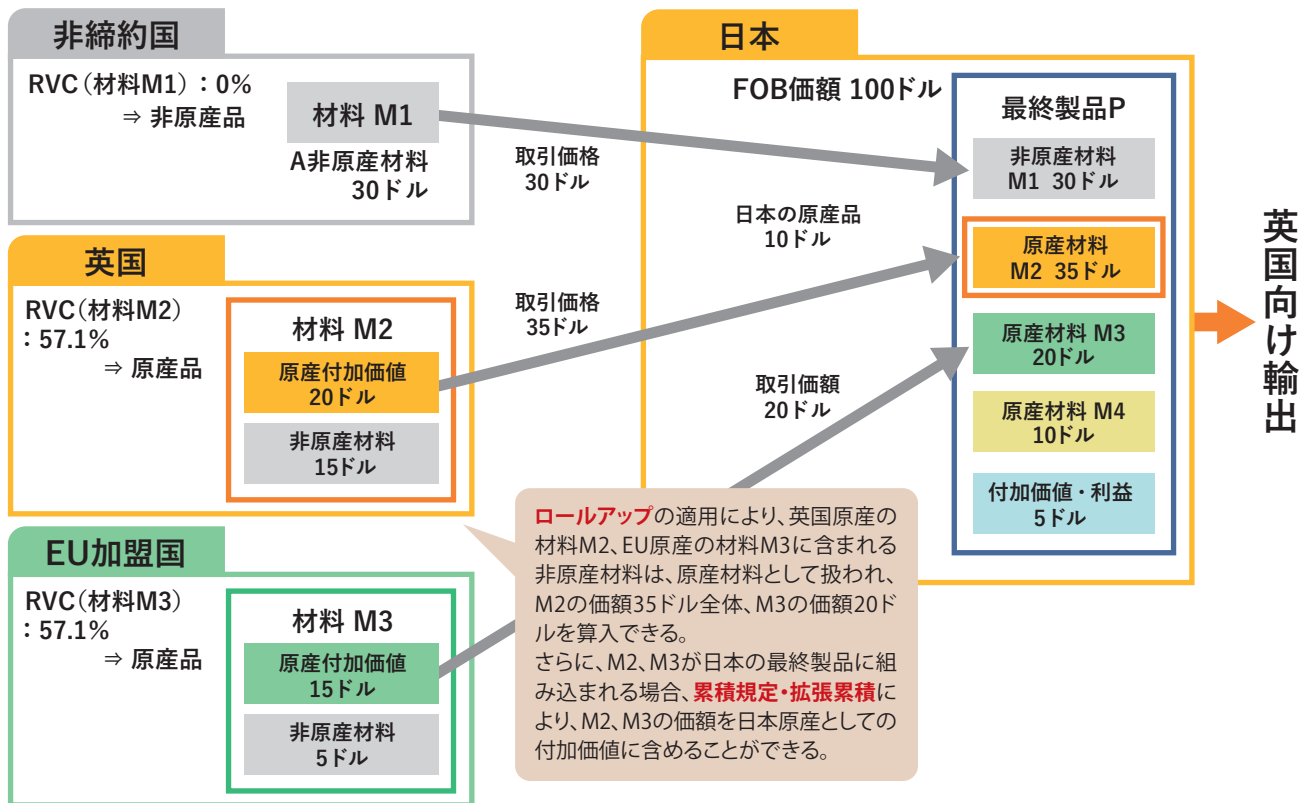
ロールアップ・トレーシングと累積・拡張累積を組み合わせることで、さらに日英EPA上の原産品と認められやすくなります

ロールアップ(4-3-4)、トレーシング(4-3-5)および累積(4-3-1)を組み合わせることで、さらに日英EPAの特恵適用を受けやすくなります。

以下の図は、英国原産の材料M2、EU原産材料M3を日本の最終製品Pに組み込み、英国向けに輸出する場合に、英国原産の材料M2及びEU原産材料M3に対しロールアップを適用することで、M2・M3に含まれる非原産材料が原産材料として扱われるケースです。

同様に、日本で生産される最終製品に組み込む英国原産の材料・英国での付加価値を含む非原産材料に対して、トレーシングを適用することも可能です。その場合、附属書3-Dの規定に従う必要があります。

図表4-30 ロールアップと累積・拡張累積の組み合わせ



※M1～M4及びPの品目別規則はRVC(控除方式)55%以上であるとする。

	ロールアップ・累積・拡張累積	非原産材料価額					RVC	原産判定
		材料M1 (非締約国)	材料M2 (英国)	材料M3 (EU)	最終製品P (日本)	合計		
方式1	非適用	30ドル	15ドル	5ドル	0ドル	50ドル	50%	×
方式2	適用		0ドル	0ドル		30ドル	70%	○

ロールアップを適用し、100%英国原産材料扱いとなった材料M2の価額35ドルとEU原産材料扱いとなったM3の価額20ドルを、累積を適用して日本の最終製品Pの付加価値に含める。

4-3-6 自動車・自動車部品の原産地規則

日英EPAでは、日EU・EPA同様、自動車および自動車部品について、品目別原産地規則(PSR)のほかに付録3-B-1で、以下の特別な原産地規則の規定が設けられています。

◆供給者(サプライヤー)による宣誓

英国向けに輸出する自動車の特定の部品(HS84.07、84.08および87.01-87.08に分類されるもの)のサプライヤーは、原産性にかかる根拠資料(価格情報等)を提示するかわりに、「供給者による宣誓」によりその原産性を申告する旨、協定上で明記されています。

◆付加価値基準の暫定的な緩和

日英EPAでは、日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形(キャッチアップ)で関税削減・撤廃が行われ、完成車(乗用車)、自動車部品の一部についても、日EU・EPAの削減スケジュールに合わせて関税が段階的に撤廃される扱いとなっています。そのため、日EU・EPAと同様に、協定発効後の一定期間において、付加価値基準を緩和する規定も設けられています。関税撤廃が進むにつれて、付加価値基準が段階的に厳しくなり、最終的に品目別原産地規則(PSR)に記載された基準となります。

図表4-31 付加価値基準の暫定的な緩和

〈完成車(乗用車)〉

HSコード	英国側譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第2節)		
			2021年1月1日～ 22年1月31日	22年2月1日～ 25年1月31日	25年2月1日～
8703	7年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	MaxNOM55% 又は RVC50%	MaxNOM50% 又は RVC55%	MaxNOM45% 又は RVC60%

〈自動車部品〉

HSコード	品名	英国側譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第2節)	
8407及び 8408	ガソリンエンジン、 ディーゼルエンジン	即時撤廃 (一部3年目撤廃)	MaxNOM50% 又は RVC55%	(2021年1月1日～22年1月31日) MaxNOM60% 又は RVC45%	(22年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%
8706	原動機付きシャシ	7年目撤廃	MaxNOM50% 又は RVC55%	(21年1月1日～24年1月31日) MaxNOM55% 又は RVC50%	(24年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%
8707	自動車の車体	7年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	(21年1月1日～24年1月31日) MaxNOM55% 又は RVC50%	(24年2月1日～) MaxNOM45% 又は RVC60%
8708	自動車部品	即時撤廃 (その他のバンパーは3年 目撤廃、その他のシート ベルトは7年目撤廃)	CTH、 MaxNOM50% 又は RVC55%	(21年1月1日～22年1月31日) MaxNOM60% 又は RVC45%	(22年2月1日～) MaxNOM50% 又は RVC55%

◆特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則(PSR)

さらに、特定の部品(バンパー、車体等)については、特定の生産工程が当該締約国において行われる限りにおいてそれを用いた自動車の原産性の判断にあたり、原産材料とみなされます。

図表4-32 特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則(PSR)

HSコード	品名	譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第3節)
7007.11	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	非原産材料の焼戻し。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
7007.21	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の合わせガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
8707.10 8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ(注、次ページ参照)	自動車の車体	7年目撤廃	MaxNOM45%又はRVC60%	第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産(注、次ページ参照)
8708.10 バンパー(その部分品を除く。)	バンパー及びその部分品	即時撤廃、3年目撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が鋳造され、又はプレス加工されること。
8708.29 車体用プレス部品(その部分品を除く)扉組立て(その部分品を除く)	車体のその他の部分品及び附属品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。
8708.50 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)非駆動軸(その部分品を除く)	駆動軸及び非駆動軸並びにこれらの部分品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。 非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。

特定部品の特別な規定の実施については、協定発効から7年後、日本と英国のどちらかから要請があった場合には、規定の見直しを行うこととなっています。

◆HS8707.10 (自動車の車体) の特別な品目別原産地規則(PSR) について

HS8707.10の特別な品目別原産地規則(PSR)には、以下のように記載があります。

図表4-33 HS8707.10 (自動車の車体) の特別な品目別原産地規則(PSR)

「8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ」

(注) この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部分の組立てを含み、次のものの枠組み構造の組立てを除く。

エンジン、シャシの部分組立品及びトリム(ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等)、
可動部品(ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー)

「第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産」

(注) 関連する生産工程の基準を適用するため、

(a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。

- ① Aピラー、Bピラー及びCピラー又はこれらに相当する部品
- ② サイドメンバー又はこれに相当する部品
- ③ クロスメンバー又はこれに相当する部品
- ④ フロアサイドレール又はこれに相当する部品
- ⑤ サイドパネル又はこれに相当する部品
- ⑥ ルーフサイドレール又はこれに相当する部品
- ⑦ ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品
- ⑧ ルーフサポート又はこれに相当する部品
- ⑨ リアウォール又はこれに相当する部品
- ⑩ ファイアウォール又はこれに相当する部品
- ⑪ パンパービーム又はこれに相当する部品
- ⑫ フロアパン又はこれに相当する部品

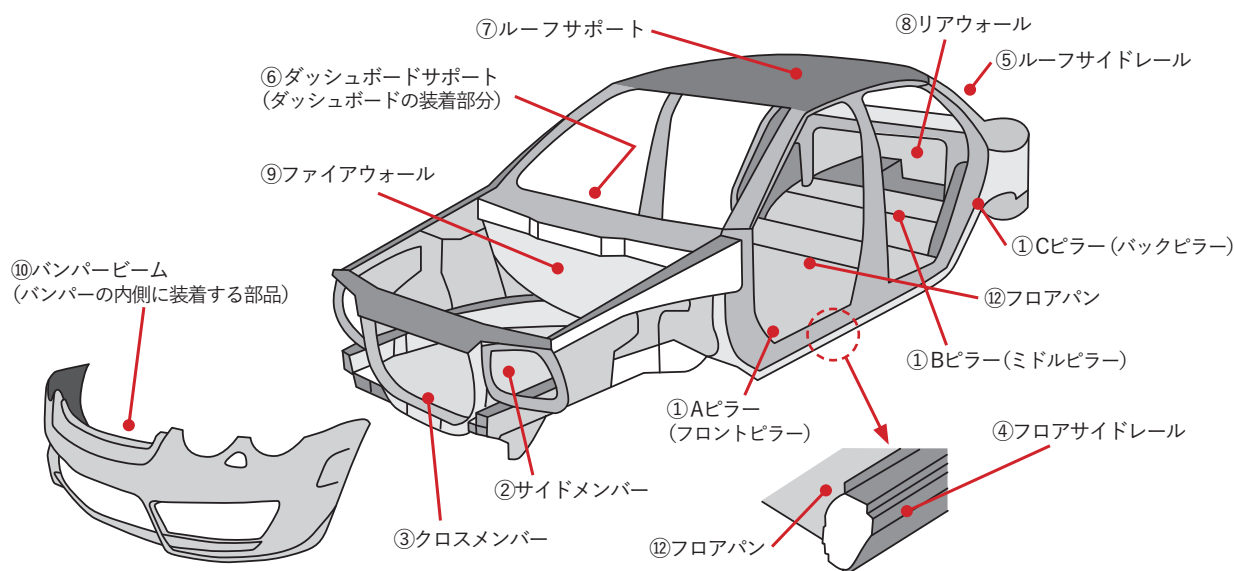
(b) 部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

鉄鋼製であることが要件とされるホワイトボディの部品を、以下に図で示します。

図表4-34 ホワイトボディの部品

関連する生産工程の基準を適用するため、

(a) 次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。



(b) 部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

4-4 その他の特別な規定

日英EPAでは、特殊な生産・加工工程を経る産品や、附属品等が付いた産品、他の産品とセットで輸出される産品について、原産性の判定方法が定められています。他にも、原産品を輸送する際を守るべきルールもあります。本項は、産品の原産性を判定する上で必要となる補足的なルールを解説します。

4-4-1 代替性のある材料(会計の分離)

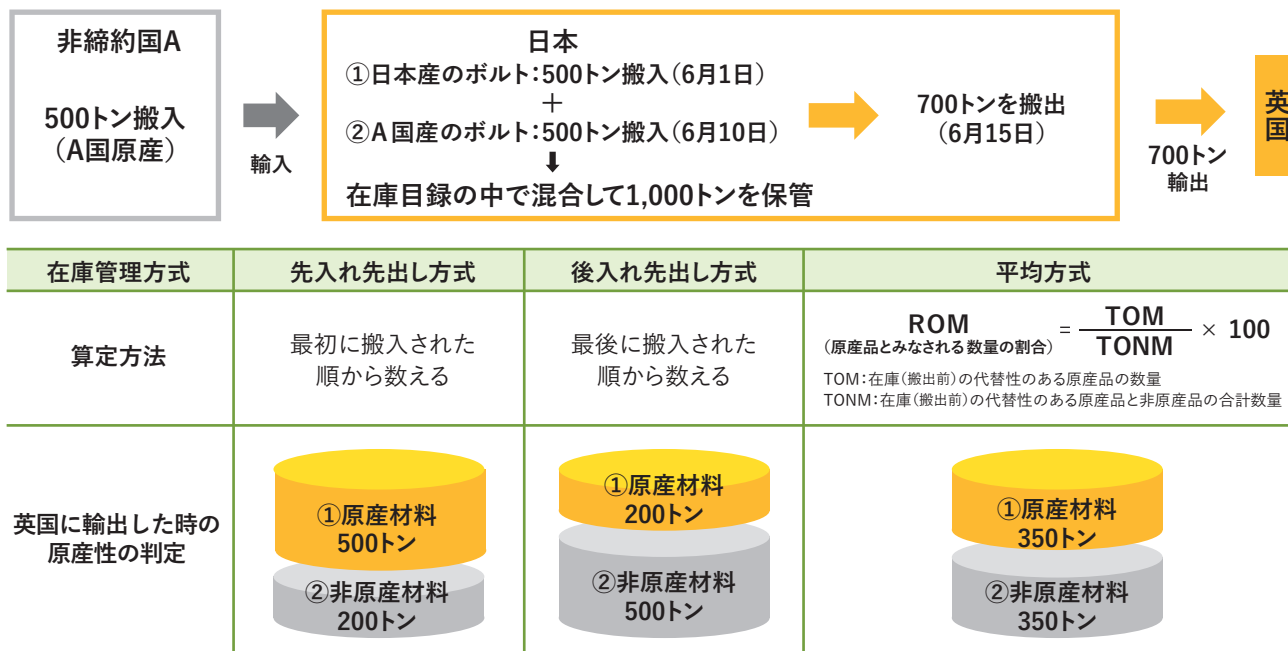
価額や品質も同一であって、一般的に原産材料と非原産材料が混在して保管されることが多い産品について、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に基づき、原産品であるかどうか判定されます。

ある産品(ボルト、とうもろこしなど)が物理的に分離して管理されている場合は、その分離に基づき原産品かどうかを判断しますが、混在して保管している場合には、分離に基づく判断が出来ません。

この場合、日英EPAでは、締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式を用いて、原産品であるかどうかの判断を行うことが規定されています。

図表4-35 代替性のある材料

混在している事例：ボルト



上記の例では、日本の倉庫において、まず6月1日に日本産のボルトを搬入。その後、6月10日に日本、英国以外の非締約国のA国から同じ性能を持つボルトを500トン搬入。合計1,000トンを保管しているところから、6月15日に搬出する700トンについて原産性を判定するケースを想定。

最初に搬入された順で数える先入れ先出し方式では、まず先(6月1日)に搬入した日本産500トンを数え、残り200トンにA国産とみなします。

最後に搬入された順で数える後入れ先出し方式では、後(6月10日)に搬入したA国産500トンを数え、残り200トンに日本産とみなします。

搬出前に搬入された原産品の数量を全体の数量で割る平均方式では、搬入の日時に関わらず、搬出前の日本産とA国産のボルトの数量の割合は1:1。同じ割合に基づき700トン搬出するので、日本産、A国産のボルトはともに350トンずつ搬出するものとみなします。

4-4-2

附属品等、小売用又は輸送用の こん包材料及びこん包容器の扱い

品目別原産地規則(PSR)のうち付加価値基準を選択した場合、**製品とともに取引される附属品・予備部品・工具・マニュアル**や**小売用のこん包材料及びこん包容器の価額は域内原産割合(RVC)の計算に加える必要があります**。関税分類変更基準を選択した場合は、これらの原産性を考慮する必要はありません。

一般的にEPA・FTAでは、製品とともに取引される附属品などが、事業者が採用した品目別原産地規則(PSR)上の基準に応じて製品の原産性に影響する場合があります。日英EPAにおいて注意が必要なのは、製品とともに取引される附属品・予備部品(スペア)・工具・マニュアルと**小売用のこん包材料・こん包容器**となります。

これらについて、PSRの付加価値基準に基づき原産性の判定を行う際に、域内原産割合(RVC)又は非原産材料の最大価額割合(MaxNOM)の計算にこれら製品とともに取引されるものの価額を加算する必要があります。

PSRで関税分類変更基準や加工工程基準を用いる場合や、完全生産品の場合は考慮する必要はありません。

また、**輸送用の**こん包材料・こん包容器については、原産性を判断する基準に関らず、考慮は不要です。

なお、附属品・予備部品・工具・マニュアルについては、以下の要件を満たすことが上記の取り扱いを行うための要件となります。

- 原産資格を有する製品本体と共に納品され、インボイス(仕入書)が製品と別立てにされていない場合
- 附属品等の種類や数量および価額が、製品が通常販売される上で慣習的(常識的)な範囲である場合
(極端に高価な附属品が入っていると慣習的とみなされない)

図表4-36 附属品等、小売用又は輸送用のこん包材料及びこん包容器の扱い

原産地規則 ○：右記を原産地規則の判定の際に考慮する ×：// しない	附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	こん包材・容器 (小売用)	こん包材・容器 (輸送用)
完全生産品、原産材料のみから生産される製品	×	×	×
関税分類変更基準	×	×	×
品目別原産地規則(PSR)を満たす製品			
付加価値基準	○	○	×
加工工程基準	×	×	×

例

(リングケース(非原産品)：500円)

銀の指輪
(HS：7113.11)
10万円
(うち、非原産材料5,000円)

事例：銀の指輪

- 製品価額は10万5000円
 - HS7113.11の品目別原産地規則(PSR)
- ①付加価値基準：域内原産割合(RVC)55%以上
 $(105,000 - (5,000 + 500)) / 105,000 \times 100 = 94.5\% \rightarrow$ **原産品と認められる**
- ②関税分類変更基準：CTH(4桁レベルの変更)
 こん包容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

4-4-3 製品のセット

製品が複数の製品からなる「セット」である場合、以下の条件を満たせば原産品と認められます。

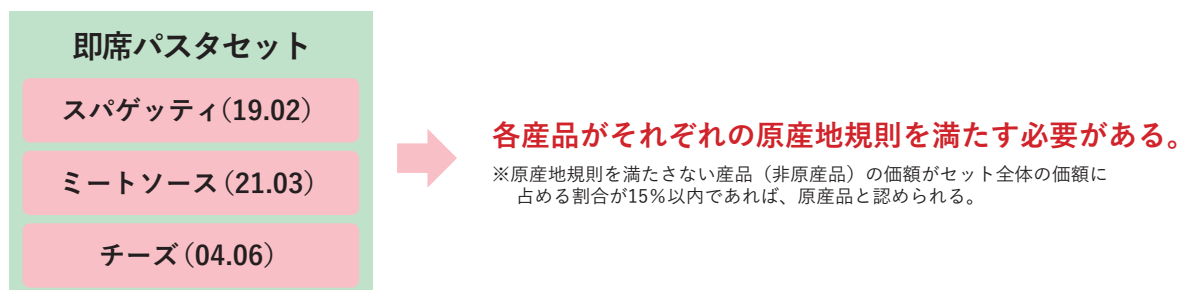
- (1) 統一システムの解釈に関する通則3(b)又は(c)の適用により分類されるセットの場合、各製品がそれぞれの原産地規則を満たすこと。
- (2) 原産品と非原産品が混在する場合、非原産品の価額が当該セットの価額の15%以下であること。

以下、パスタセットの例では、通則3(b)の適用により、分類が決定されます。この場合、セットを構成する各製品が原産地規則を満たさないと、セットを原産品とみなすことは出来ません。

ただし、非原産品である構成要素の価額が占める割合が15%以内であれば、その要素を無視することができます。

図表4-37 製品のセット

通則3(b)および(c)の適用により分類されるセット



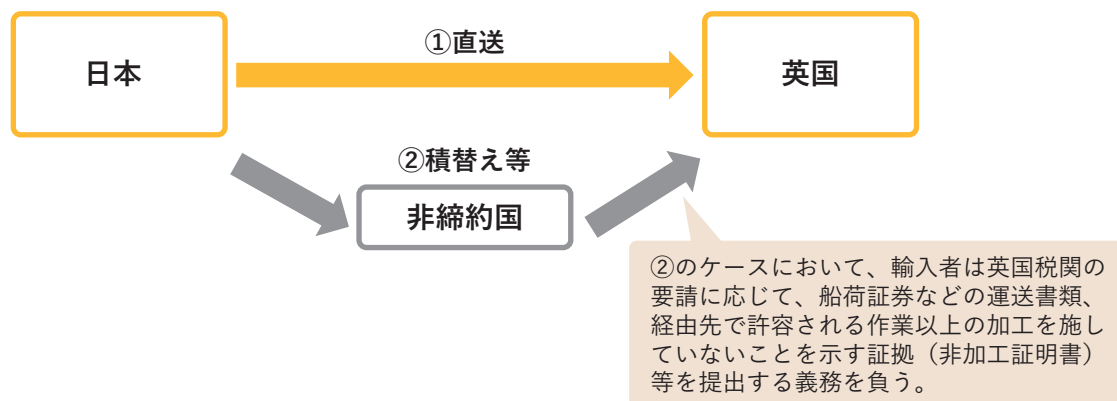
4-4-4 積送基準(変更の禁止)

日英EPAでは、原産品を相手国に輸送する場合に原産性が維持される基準が定められています。日本、英国以外の非締約国(EU域内を含む)を経由する際も、許容されている作業以上の加工を加えておらず、当該非締約国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなされます。

原産地規則を満たす原産品を英国向けに輸出する場合、日本、英国以外の非締約国を経由しない直接輸送(①)をすれば、原産性が維持されます。

非締約国を経由する場合(②)でも、経由先で許容されている作業以上の加工を加えず、当該産品が経由先で非締約国税関の管理下にあれば、原産性は失われることはありません。

図表4-38 積送基準(変更の禁止)



経由先で許容される作業：

- 産品の蔵置又は展示（非締約国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者による（又はその責任の下で行われる）貨物の分割（非締約国において税関の監視の下に置かれている場合）
- 輸入締約国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するため又は必要なその他の工程

5 原産地手続

日英EPAに基づく特恵関税を利用するためには、輸出者（生産者を含む）が原産地に関する申告を作成して、又は輸入者の知識に基づいて、産品が原産地規則を満たす原産品であることを証明する必要があります。また、特恵関税を利用した場合、輸入者は輸入国税関から直接的に、輸出者（生産者を含む）は輸出国税関を経由して間接的に、産品の原産性を確認するために関連書類の提出などを求められることがあります。本章では、原産地に関する申告文や関連書類の作成・保存方法、輸入国税関から確認要請があった際の対応など、日英EPA活用に必要な原産地証明手続について解説します。

5. 原産地手続

日英EPAでは自己申告制度が採用されており、輸出者又は生産者が自ら原産地に関する申告を作成、又は輸入者がその知識に基づいて申告します。また、輸入国の税関からの確認要請に直接又は間接的に対応するために、関連書類の作成、保管などを行う必要があります。本項では、原産地証明に必要な手続、必要な保存書類などについて解説します。

5-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

日英EPAでは、日EU・EPAと同様に、輸出者(注)自らが原産地に関する申告(statement on origin)を作成、又は輸入者が自らの知識(Importer's knowledge)に基づいて輸入申告時に必要情報を提供する、**自己申告制度**(一般に、自己証明制度とも呼ばれています)を採用しています。

(注) 日英EPAでは「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの(原産地に関する申告を作成する者に限る。)を指します。つまり「輸出者」には、原産地に関する申告を作成する生産者が含まれます。以下同様です。

日本が締結したEPAのほとんどは、指定発給機関である日本商工会議所が、事業者からの申請に基づき原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用しています。この場合、原産性を判定するのは日本商工会議所であり、事業者はそのために必要な情報を商工会議所に提出します。

これに対し、日英EPAでは、日EU・EPAと同じように、第三者機関を経ずに輸出者が自ら原産地に関する申告を作成、又は輸入者がその知識に基づいて輸入申告時に必要情報を提供する「自己申告制度」が採用されています。日本は、日オーストラリアEPAで初めて自己申告制度を採用しています(同EPAでは第三者証明制度との選択制)。TPP11でも同様に、輸出者もしくは生産者、又は輸入者が自ら原産地証明書を作成する自己申告制度が採用されています。

図表5-1 日本のEPA/FTAにおける証明制度

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度(自己証明制度) ← 日英EPA

生産者もしくは輸出者、又は輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日英EPAの関税上の特惠待遇を要求するための方法

税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

申請方法は以下の2パターン：

A「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))

又は

B「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

日本のEPA/FTAにおける証明制度

EPA/FTA/ 貿易協定	発効時期	第三者 証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	○	—	—
日メキシコ	2005年4月	○	○	—
日マレーシア	2006年7月	○	—	—
日チリ	2007年9月	○	—	—
日タイ	2007年11月	○	—	—
日インドネシア	2008年7月	○	—	—
日ブルネイ	2008年7月	○	—	—
日ASEAN	2008年12月	○	—	—
日フィリピン	2008年12月	○	—	—
日スイス	2009年9月	○	○	—
日ベトナム	2009年10月	○	—	—
日インド	2011年8月	○	—	—
日ペルー	2012年3月	○	○	—
日オーストラリア	2015年1月	○	—	○
日モンゴル	2016年6月	○	—	—
CPTPP(TPP11)	2018年12月	—	—	○
日EU	2019年2月	—	—	○
日米	2020年1月	—	—	○(輸入者のみ)
日英	2021年1月	—	—	○

5-2-1 特惠待遇の要求

輸入者は、(1) 輸出者が作成した原産地に関する申告、又は(2) 輸入者の知識のいずれかに基づいて、輸入国の税関に対して日英EPAの税率に基づく関税上の特惠待遇の要求を行います。

日英EPAによる特惠待遇の要求を行うのは、輸入者です。輸入者は、(1) 輸出者が作成した原産地に関する申告、又は(2) 輸入者の知識のいずれかに基づいて、輸入国の税関に対して日英EPAの税率に基づく関税上の特惠待遇の要求を行います。また(3)「小型貨物の輸送」については、輸出者が作成した原産地に関する申告を提出しなくても特惠税率の適用が可能です。

輸入国の税関当局は、原産地に関する申告の他に必要に応じて原産品であることを明らかにするその他の根拠書類の提出を輸入者に求めることができます。その場合、輸入締約国の税関当局は、輸入者が提供することができる範囲において、根拠書類を輸入申告の一部として、又は輸入申告に添付して、輸入者に対し、当該説明を行うよう要求することができます。

(1) 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請

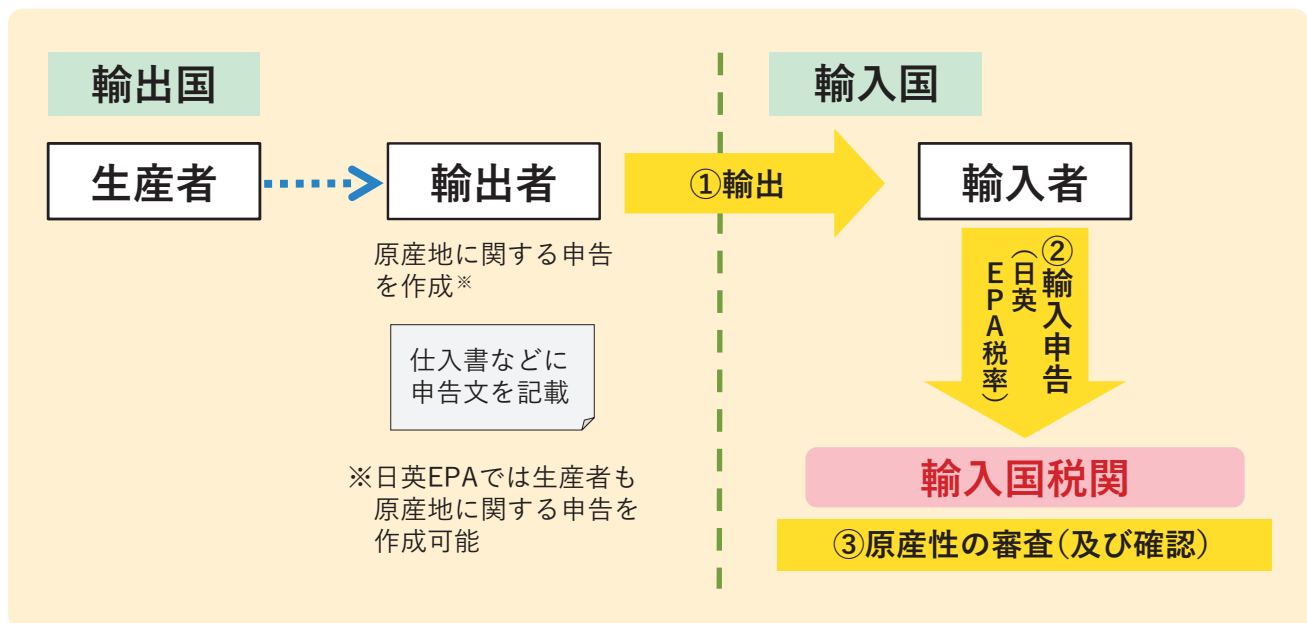
申告時に輸入者は、仕入書（インボイス）やその他商業上の文書に、原産地に関する申告文（附属書3-E）（図5-4参照）が記載されたものを提出します。

協定上、原産地に関する申告は協定の定義に基づく「輸出者」（注）が作成可能です。「輸出者」は輸出された製品にかかる原産地に関する申告文および提供する製品が原産性を満たすことを示す全ての記録を保管する必要があります（5-4参照）。なお、原産地に関する申告を作成する生産者も協定上の「輸出者」に含まれます。

（注）第3.1条(c)「輸出者」とは、締約国に所在する者であって、当該締約国の法令に定める要件に従い、原産品を輸出し、又は生産するもの（原産地に関する申告を作成する者に限る。）をいう。

日本からの輸出に際し、日本の輸出者の原産地に関する申告を代理者（日本の通関業者など）が作成することは、最終的には英国税関の取扱いによるものの、申告の作成作業を代行することは可能と考えられます。その場合、申告文には輸出者の氏名が記載されることとなるため、申告の正確性等の説明責任は輸出者にあることに変わりはありません。

図表5-2 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請



輸出者(生産者又は貿易事業者)が日本国内に所在する一方で仕入書を発行する貿易事業者が第三国で設立されている場合、第三国の貿易事業者が発行した文書上に日本国内の「輸出者(生産者又は貿易事業者)」が原産地に関する申告文を記載することはできません。しかし、日本国内に所在する「輸出者」により発行された商業上の文書(デリバリーノート等)上には当該申告文を記載することが可能です。

仕入書やその他商業上の文書とは別の文書(例えば無地のものや企業名レターヘッド入りのもの)に当該申告を記載することも可能です。この場合、以下の方法により仕入書や商業上の文書と当該別紙を関連づける必要があります。

- ①仕入書、その他商業上の文書に当該別紙との関連を明記する 又は
- ②当該別紙に仕入書、その他商業上の文書との関連を明記する

関連を明記する場合の記載例

①の場合：仕入書、その他商業上の文書に以下文言を記載の上、文書番号XXX-XXXの別紙を添付する。

The statement on origin is made out on an attached document No. XXX-XXX

②の場合：別紙上に以下の文言、及び関連づける仕入書番号や仕入書発行日を記載する

The separate document is an attachment to the following invoice :

No. YY-YYY-YY DATE. ZZ. ZZ. 20ZZ

日本への輸入申告時に日本税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)については、税関ホームページに掲載の「日英EPA自己申告及び確認の手引き」を参照してください。

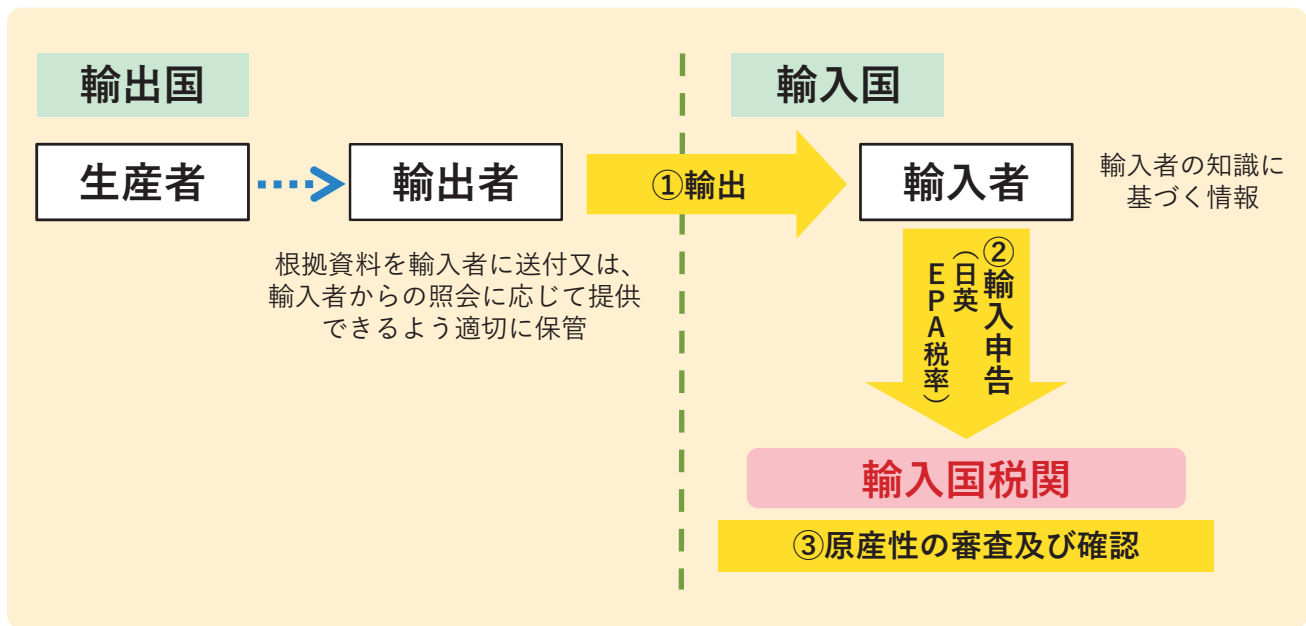
(2) 「輸入者の知識」に基づく申請

輸入申告時に輸入者が、輸入産品が原産品であり、協定第3章に定める要件を満たすことを示す根拠書類を、輸入国税関の要求に従って提供します。原産性を証明する根拠書類は(1)でカバーされる情報と同等と見込まれますが、輸入国税関の確認を受けるのは輸入者のみであるため、輸入者は輸出者又は生産者から必要な情報の提供を受けている必要があります。

輸入者の知識に基づく申請では、原産地に関する申告文は用いられません。

原産性を証明する書類は、日本から輸出する場合において輸入国税関から原産性の確認のための要請がない限り提出する必要はありませんが、後述のとおり適切に保管する義務があります。

図表5-3 「輸入者の知識」に基づく申請



(3) 「小型貨物の輸送」における特惠待遇の適用

個人の小型貨物の輸送は、輸入する産品の価額が以下の場合、原産地に関する申告を作成・提示しなくても特惠関税の適用を受けることができます。

輸入者の知識に基づく申請では、原産地に関する申告文は用いられません。

- 英国への輸入：英国において原産地に関する申告の税関への提出が免除されるのは課税価格の総額が1,000英ポンド以下の貨物となります。
- 日本への輸入：日本において原産地に関する申告の税関への提出が免除されるのは課税価格の総額が20万円以下の貨物となります。

※商業目的の場合は、産品の価額に関わらず原産地に関する申告が必要です。

5-2-2 特恵待遇の要求 原産地に関する申告の記載事項

日英EPAでは、原産地に関する申告文の記載文言が協定上に定められています。輸出者は協定上定められた定型文に従って、申告文を作成する必要があります。

日英EPAでは、原産地に関する申告文の記載文言が協定上に定められています(附属書3-E)。輸出者は附属書3-Eに従って、フォームの文言をインボイスその他の商業上の文書に転載(注1)した上、空欄に必要な事項を記入し、さらに該当する記号を入力する必要があります。

具体的には、①申告適用期間、②輸出者参照番号(注2)、③原産地(日本又は英国のいずれか)、④原産地判定基準、⑤場所および日付(文書自体に含まれる場合省略できる)、⑥輸出者名が記載事項として明記されています。

原産地に関する申告は、日本語又は英語で作成することができます。ただし原産品であるかどうかについての確認への対応の可能性を考慮すると、英語での作成が推奨されます。

申告適用期間は、同一品目について複数回の輸入申告が想定される場合に、原産地に関する申告の作成の時から12か月を超えない範囲で設定することが可能です。その場合、原産地に関する申告の作成は1回目の輸入申告のみ必要となり、2回目以降の輸入申告では1回目に作成した原産地に関する申告を使用することが可能です。英国への輸出の場合は、英国向け輸入申告の中に、1回目の輸入申告で原産地に関する申告文を記載したインボイス等への言及(インボイス番号など)が要求されます。

ただし、申告適用期間中であっても、当該産品に適用される原産性の基準など申告内容に変更が生じた場合は、同じ原産地に関する申告は有効となりません。

なお、日英EPAでは、日EU・EPAと異なり、1回みの輸送に際しての申告適用期間について、英国への輸出の場合のみ、英国が独自に指定する12か月を超える申告期間が適用されます。

(注1)「注1～5」の文言そのもの(例:「注1 原産地申告が…」)を再掲する必要はありません。「その他の商業上の文書」とは具体的には仕入書の他にプロフォーマインボイス、船積書類(パッキングリスト、デリバリーノート)等が該当します。

(注2)日本の輸出者であれば、日本の法人番号。輸出者が登録番号を有しない場合は、空欄のまま問題ありません。英国の輸出者は英国の法令に従って割り当てられた番号(EORI番号)の記載が必須となります。

図表5-4 原産地に関する申告文 日本語(附属書3-E)

①協定が定める申告文及び注釈の内容(日本語)

(期間 : から まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号 (注2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 (注3) が特恵に係る原産地であることを申告する。
(用いられた原産性の基準 (注4))

.....

(場所及び日付) (注5)

.....

(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

.....

- 注1 原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12ヵ月を超えてはならない。すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注2 輸出者が特定される参照番号を記入する。英国の輸出者であれば、英国の法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注3 製品の原産地、英国もしくは日本のいずれかを記入する。
- 注4 場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。
 「A」・第3.2条第1項(a)で言及する製品(すなわち完全生産品)の場合
 「B」・第3.2条第1項(b)で言及する製品(すなわち原産材料のみから生産される製品)の場合
 「C」・第3.2条第1項(c)で言及する製品(すなわち品目別原産地規則を満たす製品)の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること
 「1」 関税番号変更基準
 「2」 非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準
 「3」 加工工程基準
 「4」 附属書三-B-1第三節(すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則)の規定を適用する場合
 「D」・第3.5条に規定する累積
 「E」・第3.6条に規定する許容範囲(Tolerances)
- 注5 場所および日付は、当該情報が(申告文に記載する)文書自体に含まれる場合、省略できる。

■日英EPA附属書3-E ➡ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf> (和文、1,057ページ〜)
 ➡ <https://www.mofa.go.jp/files/100111412.pdf> (英文、799ページ〜)

②協定に基づく記載例(英語)

作成した申告文を今回の輸送のみに適用する場合には、期間の記載は不要

(Period: from 1 March 2021 to 1 March 2022)
The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No 000000000) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin.
(Origin criteria used) C1, E
(Place and date) 1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 March 2021

日本の輸出者の場合は、日本の法人番号

(Printed name of the exporter) JETRO Electronics Co., Ltd.

申告文に記載するインボイス等に場所及び日付の記載がある場合は、省略可

用いられた原産性の基準を、すべてコードで記載
 「A」 完全生産品 (→ P.44参照)
 「B」 原産材料のみから生産される製品 (→ P.45参照)
 「C1」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、関税分類変更基準を満たす製品 (→ P.47~参照)
 「C2」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、付加価値基準を満たす製品 (→ P.51~参照)
 「C3」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、加工工程基準を満たす製品 (→ P.54~参照)
 「C4」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、特定部品に関連する生産工程を通じた自動車のPSRを満たす製品 (→ P.69参照)
 「D」 累積 (→ P.60参照)
 「E」 許容限度 (デミニマスルール) (→ P.63参照)

※上記はあくまでも協定に基づく一般的な記載の例です。

5-2-3 締約国内で行われた非原産材料への生産および加工を付加価値に含める場合

締約国内で非原産材料について行われた生産工程を付加価値として算入する場合(4-3-1 P.60「累積」参照)であって、輸出者が作成する原産地に関する申告に基づく関税上の特惠待遇の要求を行うときには、輸出者は、以下の情報をサプライヤーから入手し、原産地に関する申告に含める必要があります(附属書3-D)。

- (1) 供給される产品及び当該製品の生産において使用された非原産材料の品名及び統一システムの関税分類番号
- (2) 価額方式が品目別原産地規則(PSR)の規定に従って適用される場合には、供給される产品及び当該製品の生産において使用された非原産材料の単位数量当たりの価額及び総額
- (3) 特定の生産工程がPSRの規定に従って要求される場合には、使用された非原産材料に対して行われた生産工程の説明
- (4) (1)から(3)までに規定する情報の要素が正確かつ完全なものであることについての供給者による申告、当該申告が提出された日付並びに当該供給者の氏名又は名称及び住所(活字体によるもの)

5-3 軽微な誤り、表現の相違の取扱い

日英EPAでは、輸入国税関当局は、軽微な誤りや表現の相違によって原産地に関する申告を否認してはならないと定められています。

ただし、原産地に関する申告の正確性に影響を及ぼす重大な誤りがある場合は、原産地に関する申告が無効となる可能性があります。

日英EPAでは、輸入国税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤りもしくは表現の相違を理由として、又は仕入書が非締約国において発給されたことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない(第3.17条3)と規定していますが、どのような誤りや表現の相違が「軽微」かについて協定上は具体的な規定はありません。

日本では、以下の通り、原産地証明にどの程度の不備があれば無効になるかが明記されています。

また、HSコードの不備など重大な誤りがある場合でも、輸入者が関連書類に基づき原産性を証明できる場合や、事前教示制度を用いた産品である場合は、有効な原産地に関する申告と扱うことができるケースもあります。

図表5-5 日本税関・関税法基本通達に基づく日本での基準

参考：日本税関・関税法基本通達に基づく日本での基準



- 取るに足りない事項の相違や脱落
- 語句不足
- 印字の誤り
- 記載欄からのはみ出し
- 仕入番号等などの不備
※複数不備がある場合は原産地調査官と協議

➡ これらの不備があっても、
原産性は保たれる。



- HSコードの不備
- ➡ これらの不備で、原産地に関する
申告が無効となるおそれがある。

※事前教示を用いている場合、同一の貨物であれば、上記の不備があっても原産品と認められるケースがある。

(参考) 税関ホームページ： 不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い

➡ https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

5-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務

日英EPAでは、関税上の特惠待遇の要求を行った場合の記録の保管義務が、輸入者、輸出者(自己申告を行った生産者を含む。)についてそれぞれ明記されています。輸入国の税関からの問い合わせに備えて関連書類を保管する必要があります。記録は電子的様式(PDFファイルなど)で保管することができます。

協定上、記録の保管義務は、輸入者は産品を輸入した日から最低3年間。輸出者は原産地に関する申告を作成した日から最低4年間と定められています。

原産地に関する申告文を複数の輸入申告に適用する場合、保存期間の起算日は、申告適用期間の最終日からとなります。

ただし、日本の輸入者は、国内法令上、輸入者の書類保存義務は5年、輸出者の書類保存義務は4年と定められていることから、日英EPAに基づき産品を輸入した輸入者は5年間の書類保管が求められます。英国の国内法令上の書類保存義務は、輸入者、輸出者ともに4年間(犯罪捜査に係る場合には10年間)の書類保管が求められます。

図表5-6 書類保存に関する義務

特惠関税適用の申請方法	輸入者が保管義務を負う書類	輸出者が保管義務を負う書類
A 輸出者又は生産者による自己申告の場合	輸出者が作成した原産地に関する申告 (第 3.19 条 1 (a))	原産地に関する申告の写しおよび産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録 (第 3.19 条 2)
B 輸入者の知識に基づく申告の場合	産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録 (同項 (b))	— (※)

※輸入者の知識に基づく申告の場合、輸出者の記録保管義務は、協定上は明記されていません。しかし、輸入者からの問い合わせに備え、輸入者の知識に基づく申告による場合でも、輸出者は関連書類を保管しておくことが望ましいです。

5-5 原産地証明の根拠

原産品であることを証明する根拠資料は、原産地に関する申告の作成、輸入者の知識に基づく場合のいずれでも原則として共通です。採用する原産性の判断基準(完全生産品、原産材料のみから生産される産品、品目別原産地規則(PSR))に応じて根拠資料は異なります。原産地に関する申告の作成者が生産者でない輸出者である場合、産品が原産品であることについて、輸出者が有する産品についての情報、又は生産者が作成した宣誓書・誓約書に基づいて、原産地に関する申告を作成することができます。

原産地証明の根拠となる資料は、事業者が採用した原産性の判断基準によって異なります。

例えば、完全生産品においては、国内で生産したことが客観的に判断できる、生産者が作成した資料等が根拠書類となります。原産材料のみから生産される産品においては、国内又は英国の原産品(EU拡張累積を活用する場合はEUの原産品も含む)であることが客観的に判断できる、材料供給者からの資料、又は国内の自社で生産した材料(内製品)が原産品であることを証明した資料、日英EPAの原産地に関する申告文の写し等が根拠資料となります。

また、関税分類変更基準では非原産材料と産品の間でHSコードが変更されていることを示す「対比表」を作成する必要があるのに対し、付加価値基準では産品が品目別原産地規則(PSR)で規定されている域内原産割合(RVC)を上回ること又は、非原産材料の価額が工場渡し価格に占める割合の最大値(MaxNOM)を下回ることを示す「計算ワークシート」を作成する必要があります。同時に、それらの書類の根拠となる裏付資料が必要となります。

図表5-7 原産地証明の根拠資料の例

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例	付加価値基準の場合の根拠資料の例
<p>対比表</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 非原産材料の関税分類番号(HSコード)と輸出する産品のHSコードが変更していることを示す資料(詳しくはP.86参照) 	<p>計算ワークシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規定の域内原産割合を上回ることを示す資料(詳しくはP.87～88参照)
<p>裏付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 総部品表 <input type="checkbox"/> 製造工程フロー図 <input type="checkbox"/> 生産指図書(委託生産の場合) <input type="checkbox"/> 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など) 	<p>裏付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 総部品表 <input type="checkbox"/> 製造工程フロー図 <input type="checkbox"/> 生産指図書(委託生産の場合) <input type="checkbox"/> 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)
<p>材料の原産性を示すための根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> サプライヤーからの情報(国内調達) <input type="checkbox"/> 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入) 	<p>材料の原産性を示すための根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> サプライヤーからの情報(国内調達) <input type="checkbox"/> 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原産地に関する申告文を記載した輸出産品のインボイス <input type="checkbox"/> 船荷証券等の船積書類の写し 	<p>控除方式 MaxNOM方式</p> <ul style="list-style-type: none"> - 材料の調達価額を証明する資料 <input type="checkbox"/> 輸入時のインボイスなど <input type="checkbox"/> 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原産地に関する申告文を記載した輸出産品のインボイス <input type="checkbox"/> 船荷証券等の船積書類の写し

生産者でない輸出者が原産地に関する申告を作成する場合、生産者が作成した宣誓書・誓約書があるなど、生産者が有する情報に基づいて原産地に関する申告を作成することもできます。

また、輸入者の知識に基づく場合は、輸出者又は生産者から提出された裏付けとなる書類に基づいて申告することができます。

5-6 根拠書類の一例

①対比表の例

品目別原産地規則 (PSR) のうち関税分類変更基準を用いる場合、原産地に関する申告の根拠書類として、対比表を作成する必要があります。

対比表では、生産に用いた非原産材料と完成した製品のHSコードがPSRの要件を満たす桁数で変更していることを示します。

以下の例をみると、金属成形用の金型 (HS8540.41) のPSRは4桁の変更基準なので、非原産材料のHSコードが上4桁で完成した金型と異なっていることを示す必要があります。

一方、原産材料のHSコードの変更は証明する必要がなく、HSコード自体を記載しなくても問題ありませんが、原産地 (国内産、又は英国産) を記載し、その原産性を示す書類を明示しなければなりません。

「原産材料」とした場合には原産性の証明書類を保管する必要があります。原産材料であっても、HSコードが変更されている場合は、書類上ではあえて「非原産材料」としてHSコードを記載することで、証明書類は必要なくなります。

図表5-8 対比表の例

HS8480.41 金属又は金属炭化物の成形用の型で射出式または圧縮式のもの の品目別規則：
CTH (関税番号 4 桁変更)、MaxNOM50%またはRVC55%→CTH を採用したと仮定

作成日：〇年〇月〇日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産情報等
非原産材料は、 HSコードが変更されていることを確認。	金属成形用の金型	7215	スプルーブッシュ用炭素鋼鋼材	<ul style="list-style-type: none"> ・非原産とした材料については、取引書類も原産性に係る書類も必要なし。 ・必要なHSコードの変更が確認できない場合、締約相手国の原産品であることが証明できれば、原産材料とみなすことができる。
		7208	固定側型板用炭素鋼鋼材	
		7208	コアー用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側取付板用炭素鋼鋼材	
		7208	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	
原産材料は、 HSコードの変更の有無の確認は不要。	金属成形用の金型	8480.41	六角孔付きボルト	原産(英国) 英国EPA原産地申告文
			ロケートルング用炭素鋼鋼材	原産(英国) 英国EPA原産地申告文
			ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	原産(英国) 英国EPA原産地申告文
			ガイドピン	原産(英国) 英国EPA原産地申告文
			可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(英国) 英国EPA原産地申告文
	(7208)	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	
	(7215)	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	
	(7208)	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)	

原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要のため、HSコードの記載は原則不要。

資料を提出したサプライヤーも、納入部品に関する同様の対比表や計算ワークシート(P.●～)を作成する。

【対象製品】生産国：日本、製造場所：〇〇株式会社、仕向地：英国
【協定名】日英EPA
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH(4桁「項」の変更)

②計算ワークシートの例

品目別原産地規則 (PSR) のうち付加価値基準を用いる場合、原産地に関する申告の根拠書類として、計算ワークシートを作成する必要があります。計算ワークシートでは、付加価値基準の各方式に応じて、製品のEXW (MaxNOM方式) 又はFOB (RVC方式) 価額、原産材料価額、非原産材料価額、製造経費、労務費、販売促進費・輸送費、利益等を明記することで、製品の域内原産割合又は非原産材料の割合がPSRの基準を上回ることを示します。

以下の事例は、ワイヤーハーネス (HS8544.30) が非原産材料の最大限の割合 (MaxNOM) で50%以内あるいは、控除方式の域内原産割合 (RVC) で55%以上であることをそれぞれ示しています。

図表5-9 MaxNOMを採用した場合の計算ワークシートの例

HS8544.30(00.89) 点火用配線セットその他の配線セット (その他のもの) の品目別規則 :

CTH (関税番号 4 桁変更、ただし特定の項の材料からの変更を除く)、MaxNOM50%または RVC55%

→MaxNOM を採用したと仮定

作成日 : ○年○月○日

HSコード	製品名	EXW価額 (工場出し価額)	EXW価額 (円換算)	付加価値	非原産材料の価額	原産資格割合	対応	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	£40.40	¥5,600	¥4,200	¥1,400	25%	≦	50%

原材料等の構成 (※HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産	単価	控除方式の域内原産割合 (RVC)、 非原産材料の最大割合 (MaxNOM) いずれの場合も、原産材料の価額は 計算に必要なため、原産材料単価の 根拠を示す資料は不要。	価額情報
(8443)	Tape cartridge	原産 (英国)	¥ . . .		
(8501)	モーター	原産 (日本)	¥ . . .		
(8505)	フェライトコア	原産 (EU)	¥ . . .		
(8532)	LED	原産 (日本)	¥ . . .		
(8544)	銅線	原産 (日本)	¥ . . .		
		原産材料価額合計	¥1,100		
(3917)	プラスチック製管	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3923)	プロテクター	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3926)	Drive gear	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(4016)	ワッシャー	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(5901)	織物製テープ	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Receptacle	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Tapping screw	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Nut	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Class fuse	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Sponge seal	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	ばね	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8310)	サインプレート	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8003)	はんだ	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8533)	電気抵抗器	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8534)	印刷回路	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8536)	接続子	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産	¥ . . .	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
		非原産材料価額合計	¥1,400		
	生産コスト・経費	-	¥2,700	製造原価明細	
	利益	-	¥400	製造原価明細	
				製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等	
		非材料費合計	¥3,100		
EXW価額		-	¥5,600	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等	
	外国為替レート 1英ポンド = ¥138.60		£40.40		

MaxNOM方式の場合、
「非原産材料」の価額1,400円を特定し、
EXW価額5,600円を分母、
1,400円を分子に、非原産材料の割合
(25%) を算出。

【対象製品】生産国：日本、製造場所：●●工場、仕向地：英国
 【協定名】日英EPA
 【適用した原産地規則】付加価値基準：MaxNOM50% (非原産材料の最大割合方式)

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

図表5-10 RVCを採用した場合の計算ワークシートの例

HS8544.30(00.89) 点火用配線セットその他の配線セット(その他のもの)の品目別規則：
 CTH(関税番号4桁変更)、MaxNOM50%またはRVC55%
 → RVCを採用したと仮定

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	FOB価額 (工場出し価額)	FOB価額 (円換算)	付加価値	非原産材料の価額	原産資格割合	対応	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	£41.85	¥5,800	¥4,400	¥1,400	76%	≧	55%

原材料等の構成(※HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産	単価	控除方式の域内原産割合(RVC)、非原産材料の最大割合(MaxNOM)いずれの場合も、原産材料の価額は計算に必要なため、原産材料単価の根拠を示す資料は不要。	価額情報
(8443)	Tape cartridge	原産(英国)	¥・・・		
(8501)	モーター	原産(日本)	¥・・・		
(8505)	フェライトコア	原産(日本)	¥・・・		
(8532)	LED	原産(日本)	¥・・・		
(8544)	銅線	原産(日本)	¥・・・		
	原産材料価額合計		¥1,100		
(3917)	プラスチック製管	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3923)	プロテクター	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(3926)	Drive gear	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(4016)	ワッシャー	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(5901)	織物製テープ	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Receptacle	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Tapping screw	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Nut	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Class fuse	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7318)	Spounge seal	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(7320)	ばね	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8310)	サインプレート	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8003)	はんだ	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8533)	電気抵抗器	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8534)	印刷回路	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(8536)	接続子	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録	
	非原産材料価額合計		¥1,400		
	生産コスト・経費	-	¥2,700	製造原価明細	
	利益	-	¥400	製造原価明細	
	輸送コスト・チャージ	-	¥200	製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等	
	非材料費合計		¥3,300		
FOB価額		-	¥5,800	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等	
	外国為替レート 1英ポンド=¥138.60		£41.85		

【対象産品】生産国：日本、製造場所：●●工場、仕向地：英国
 【協定名】日英EPA
 【適用した原産地規則】付加価値基準：RVC55%以上(控除方式)

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

計算ワークシートには、付加価値の計算に必要な製品のEXW又はFOB価額、非原産材料価額を明記する必要があります。

記載した価額情報については、それぞれ伝票、仕入書など根拠書類が必要となります。

③加工証明書類等の例

加工証明書等、食品や繊維などの産業ごとの証明書作成例については、EPA相談デスクのウェブサイトで参照可能です。

➡ <https://epa-info.go.jp/conference/>

③原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

品目別原産地規則 (PSR) で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要があります。

証明には、国内や英国のサプライヤー（また、EU拡張累積を活用する場合はEUのサプライヤーも含む）に、供給を受けた材料・部品が日英EPAにおいて原産品であることを示す宣誓書（誓約書も同義）を作成してもらうこととなります。以下は国内サプライヤーからの宣誓書のサンプルとなります。英国のサプライヤーからの材料・部品の場合、日英EPAの原産地に関する申告があればその写しを宣誓書の代わりに用いることができます。

宣誓書には、材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品、材料の名称、型番などを記載する必要があります。

図表5-11 原産材料であることのサプライヤーからの宣誓書の例

○年○月○日				
東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中			東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄	
宣 誓 書				
<p>拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日英包括的経済連携協定の品目別原産地規則に基づいた原産性確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は4年間保存し、日本、英国両政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。</p>				
敬具				
記				
品名	弊社型番	HSコード	判定基準	確認結果
リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	XY-47	7215. 50	CTH(4桁変更)	原産材料
突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215. 50	VA(基準値55%以上)	原産材料
以上				

日英EPAの協定上では、サプライヤーの宣誓書の使用が明示的に規定されているのは付録3-B-1（特定の車両及び車両の部品に関する規定）および附属書3-D（非原産材料について行われた生産行為の累積(5-2-3参照)）のみですが、それに関わらず、通常の品目別原産地規則に基づく原産地規則の根拠書類として、サプライヤーの宣誓書を用いることができます。

ただし、輸入国税関による原産性の確認が行われる際には、サプライヤーの宣誓書以外に根拠となる資料の提出が必要です。

④トレーシングを適用する際に必要なサプライヤーからの確認書類

品目別原産地規則(PSR)の付加価値基準を満たすために、救済規定のトレーシング(4-3-5参照)を域内原産割合の算定に適用する場合、適用対象となる非原産材料の域内における加工にかかる価額や非原産材料に含まれる原産材料の価額を示す根拠書類が必要となります。

図表5-12 トレーシングを適用する際に必要なサプライヤーからの確認書類の例

		○年○月○日		
東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中		東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄		
宣 誓 書				
<p>拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日英包括的経済連携協定の品目別原産地規則に基づき、非原産材料に該当しますが、その価額に原産材料および加工費20%を含むことを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は4年間保存し、日本、英国両政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。 今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。</p>				
				敬具
記				
品名	弊社型番	HSコード	確認結果	販売価額
CPUクーラー	YK-122	8414.59	非原産材料	2,500円
販売価額に占める域内原産材料及び加工費:500円				
納入個数:50個		総額:125,000円		
				以上

⑤材料の価額の確認書類

品目別原産地規則（PSR）で付加価値基準を用いる場合、計算ワークシートに記入する非原産材料の価額（単価等）を証明します。非原産材料は日本・英国外から輸入される材料、部品となりますので、輸入時に受け取る仕入書等が根拠書類となります。

図表5-13 材料の価額の確認書類の例

China Trading Co., Ltd. 15th Floor No.321, Fu Shing North Road Sec.1 China Phone:+886(2)27742437 Fax:+886(2)277442438		Date: _____			
INVOICE		Invoice No. : MES-1215YK			
BUYER: Kasumigaseki Manufacturing Co., Ltd. Akasaka 1-12-32, Minato-ku Tokyo, Japan 107-6006 Shipped per: "Ocean Blue"		Contract No.: CBCKN-00382H Payment: Irrevocable Letter of Credit No.THK-00257H at sight in favor of us issued by China Bank, Shanghai Branch			
From Shanghai, China to Tokyo, Japan					
Case Mark & Nos.	Description	HS	Q'ty	Unit price	Amount
					CIF Tokyo
JETRO	Plastic Tube	3917.10	1,200	¥250-	¥300,000-
TOKYO	Protector	3923.10	1,000	¥200-	¥200,000-
JTOTM-00186X	Washer	4016.93	800	¥200-	¥160,000-
CASE No.1-3	Electrical resistors	8533.10	600	¥150-	¥90,000-
MADE IN CHINA	Slide fasteners	9607.11	500	¥100-	¥50,000-
					Total: Japanese yen ¥800,000.-
"Freight Prepaid"					
China Trading Co., Ltd.					
Pong Ming Hai Managing Director E.&O.E.					

⑥その他救済事項(1) ～許容限度(デミニマス)～

品目別原産地規則 (PSR) の関税分類変更基準を満たす目的で、救済規定の「許容限度(デミニマス) (4-3-2)」を適用することがあります。

その際、デミニマスの適用対象となる(関税分類変更基準を満たさない)非原産材料の価額が製品価額全体に占める割合が10%以下であることを示す必要があります(繊維分野に対するデミニマスは重量に占める割合: 4-3-3参照)。

これを証明するためには、対比表において該当する非原産材料の価額情報を記載します。
非原産材料の価額情報の根拠書類として、輸入時の仕入書などの根拠書類も用意します。

図表5-14 デミニマスを証明するための非原産材料の価額情報の例

HS 9403.40

台所において使用する種類の木製家具の品目別規則:
CTH (関税分類4桁変更)、MaxNOM50%またはRVC55%
→ CTHを採用したと仮定

デミニマス適用のため、価額情報を記載。
その他の非原産材料は関税分類変更基準を満たすため、価額情報の記載は不要。

作成日: ○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	価額	原産地	原産情報等	
9403.40	木製ベッド	4410.11	パーティクルボード		非原産	域外国A	
		4411.92	繊維板		非原産	域外国A	
		9403.90	家具部品(金属製)	500	非原産	域外国A	輸入時のインボイスなど
		9403.90	家具部品(木製)	500	非原産	域外国A	輸入時のインボイスなど
			製材		原産(英国)	日英EPA協定原産地申告文	
			合板		原産(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ木材)	
			
						価額を証明するために、輸入時のインボイスなどが必要。	
FOB価額	9403.05	-	30,000	-		取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等	

(※EXW価額でも可)

【対象産品】生産国: 日本、製造場所: ●●株式会社、仕向地: 英国
【協定名】日英EPA
【適用した原産地規則】関税分類変更基準: CTH (4桁「項」の変更)

$(500+500) / 30,000 \times 100 = 3.3\%$
→ 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品(木製台所用棚)の価額に占める割合は10%以下。よって、デミニマス規定に基づき、これらの非原産材料は無視してよい。

⑦その他救済事項(2) ～代替性のある材料～

原産品と非原産品が混在して保管されている代替性のある材料(ボルトなど)を用いる場合、原産品として判定を受けるには一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿を作成、保存する必要があります。

図表5-15 一般的な会計原則に基づいて記録した在庫管理簿の例

商品有高帳

日付	摘要	受入高				払出高				残高			
		数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考	数量	単価	金額	備考
6/1	日本ボルト (日本)	500	2,000	1,000,000	日本産					500	2,000	1,000,000	日本産
6/10	Best Bolt Ltd. (非締約国A)	500	1,000	500,000	A国産					500	2,000	1,000,000	日本産
6/15	Pump Manufacturing Co. (英国)					500	2,000	1,000,000	日本産	500	1,000	500,000	A国産
6/30	日本ボルト	300	2,000	600,000	日本産	200	1,000	200,000	A国産	300	1,000	300,000	A国産
7/5	Pump Manufacturing Co.					300	1,000	300,000	A国産				
9/10	Best Bolt Ltd.	100	1,000	100,000	A国産					100	2,000	200,000	日本産
										100	1,000	100,000	A国産

先入れ先出し方式に沿って、原産国(単価)が異なる製品ごとに管理簿に記録

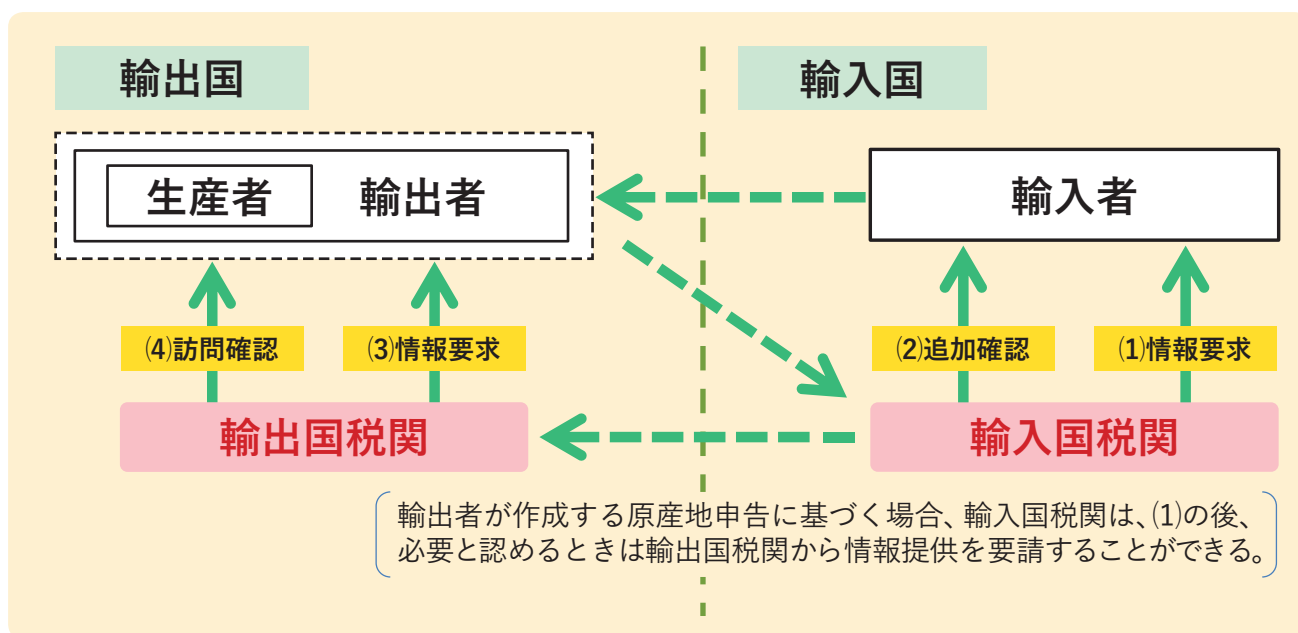
先に在庫に入った日本原産(単価: 2,000円)のボルト500トン、残り200トンA国産(単価: 1,000円)から払い出す

5-7 原産性の確認手続

輸入国税関から原産品であるかどうかの確認の要求があった場合、輸出者、生産者、輸入者は、要求内容に応じて直接又は間接的に対応する必要があります。

輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、輸入国税関は、情報提供を求めることができます（いわゆる検認制度）。

図表5-16 確認要求と対応の流れ



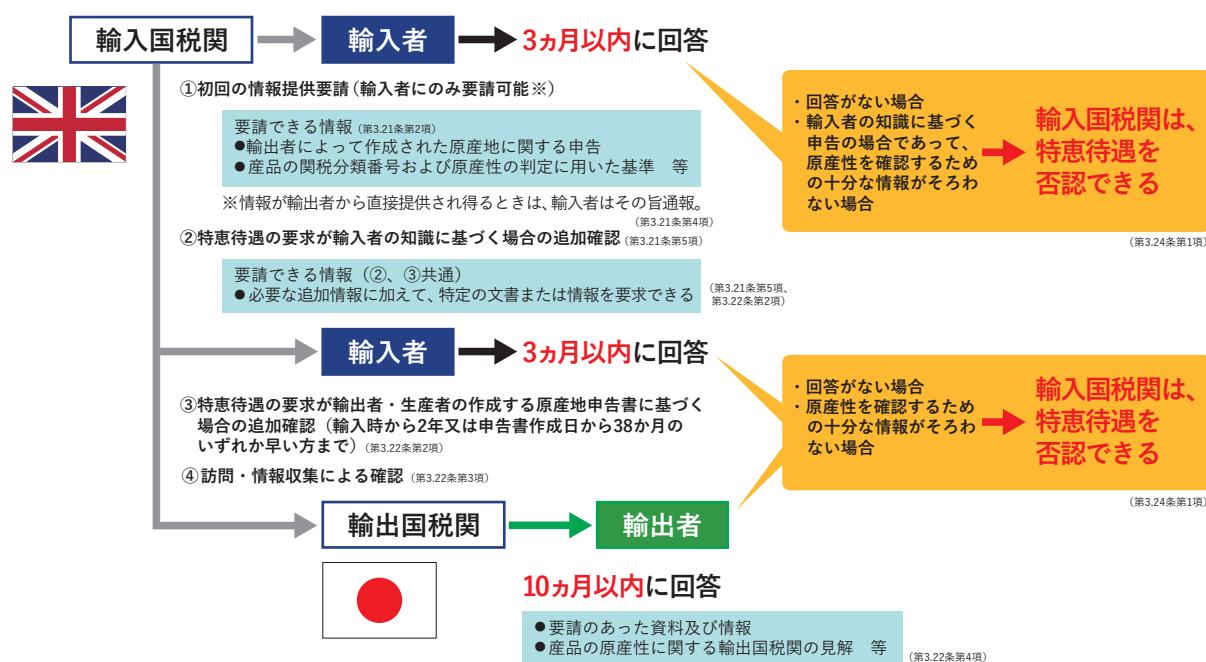
- 初回の情報提供要求(輸入者にのみ要求可能)(輸入申告時、産品の引取り前又は引取り後)
 <図表5-16 (1)> (第3.21条1)
 初回の確認は、輸入国税関が、輸入者に対してのみ要求することができます(ただし、輸出者の作成する原産地に関する申告に基づく特惠待遇の要求の場合、情報が輸出者から直接提供され得るときは、輸入者はその旨を輸入国税関に通報します。)。確認の対象となる産品は無作為抽出を含むリスク評価方法により選定されます。
- 特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づく場合の追加確認<図表5-16 (2)>
 輸入税関当局は、初回の確認後、追加の情報が必要であると認めるときには、輸入者に対して特定の(specific)文書および情報の提供を要求することができます。(第3.21条5)
- 特惠待遇の要求が輸出者又は生産者の作成する原産地に関する申告に基づく場合の追加情報要請・訪問確認(輸入時から2年又は申告作成日から38か月のいずれか早い方まで)<図表5-16 (3)、(4)> (第3.22条2及び3)

日本国税関からの情報提供の要求に対応すればよく、輸入国税関からの直接照会を受けない間接的な検認制度となっています。

輸出国の税関当局は、自国の法令に従い、輸出者に対して証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができます。

日本から英国への輸出を想定して、原産性の確認手続の概要をまとめると以下の図のようになります。

図表5-17 原産性の確認手続の概要まとめ



5-8 秘密の取扱い・行政上の措置および制裁

原産性の確認のために輸入国税関が入手した情報の秘密は保持されることが定められています。

また、輸出国の税関は、協定の規定に基づき入手した協定に掲げられている情報を、輸出者が秘密のものと認める場合には、輸入国の税関当局に提出してはならないことが定められています。

他方、日英EPAでは原産地手続に違反した場合の行政上の措置及び制裁に関する規定も定められています。

図表5-18 秘密の取扱い・罰則

- ◆ 原産性の確認などを通じて輸入国が入手した情報は当局のみが使用し、他者に渡ることはない。確認手続により輸出者から入手した業務上の秘密は非開示。
- ◆ 原産地証明に関する違反に対しては、「自国の法令に従って行政上の措置をとり、及び適当な場合には制裁を科する」(第3.26条)可能性がある。
- ◆ 対象となる当事者は、関税上の特惠待遇を得るために提供された文書であって不正確な情報を含むものを作成し、または作成させた者(記録の保管に関する義務を遵守していない場合、または輸出国税関による確認のための請求に対して証拠を提供しない、もしくは輸出国税関による確認のための輸出者の施設訪問を拒否する者に限る)。

〈参考：「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」における罰則規定〉

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者

第十二条 第七条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

【参考】英国側関連情報

英国政府：歳入関税庁(HM Revenue and Customs：HMRC)への問い合わせ先

➔ <https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/contact/customs-international-trade-and-excise-enquiries>

◆その他：英国の事前教示制度

図表5-19 英国の事前教示制度概要

事前教示制度(Advance Rulings)とは？

輸入者やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物の関税分類や原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。

利用の仕組み

- 利用者：輸入国にいる輸入者、輸出国にいる輸出者、生産者、代理人を通じて利用可。ただし、申請にあたっては、英国の事業者登録・識別(EORI)システムでEORI番号(※)を取得している必要がある。
 - 申請方法：歳入関税庁(HMRC)のウェブサイト内の申請フォームに記入し、電子申請。
 - 期間：歳入関税庁(HMRC)は、要請受領後、原則最長**120日**以内に、事前教示を行う。
- ※グレートブリテン向けの輸出は「GB」で始まるEORI番号、北アイルランド向けの輸出は「XI」で始まるEORI番号。

メリット

- 発出した回答(教示)内容は、原則3年間、税関の輸入申告審査時に尊重される。
- 費用は原則無料。ただし、原産性判定の場合、特定費用(分析、専門家からの報告費用、サンプルの返送費用等)が請求される場合もある。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠関税の適用の可否等を事前に知ることができ、(適用される税率が事前に分かることから)輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなる。

英国の事前教示制度

英国の事前教示制度には、関税分類および原産地規則を満たしているかを確認する2つの制度がある。グレートブリテン向けの輸出と北アイルランド向けの輸出の場合で、それぞれ制度が異なる。北アイルランドの場合は、EUの事前教示制度に基づく。

◆関税分類

- ①グレートブリテン：「関税分類の事前認定(Advance Tariff Ruling)」
- ②北アイルランド：「拘束的関税分類情報(Binding Tariff Information: BTI)」

◆原産地規則手続に基づく原産性判定

- ①グレートブリテン：「原産品の事前認定(Advance Origin Ruling)」
- ②北アイルランド：「拘束的原産情報(Binding Origin Information: BOI)」

英国の事前教示制度①：関税分類

図表5-20 関税分類

関税分類

①グレートブリテン向けの輸出：「関税分類の事前認定(Advance Tariff Ruling)」

- ◆ある製品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者からの書面による要請に対して当局が約120日以内で回答。
- ◆申請は製品ごとに個別に行わなければならない。
- ◆申請・決定受領は電子上で行われる。

〈Advance Tariff Rulingガイダンス・申請先(HMRC)〉

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-tariff-ruling>

②北アイルランド向けの輸出：「拘束的関税分類情報(Binding Tariff information: BTI)」

- ◆EUの事前教示制度に基づく。EUの専用ポータル(Customs Trader Portal)へのアクセス権を確保の上、申請が必要。
- ◆歳入関税庁(HMRC)がアクセス権を付与する(電子メールで申請)。
- ◆申請は製品の種類ごとに個別に行わなければならない。
- ◆申請・決定受領は電子上で行われる。

〈BTIガイダンス・申請先(HMRC)〉

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-tariff-information-decision>

①グレートブリテン向けの輸出：関税分類事前認定の画面



(出所) 英国・歳入関税庁

②北アイルランド向けの輸出：BTIの画面



英国の事前教示制度②：原産性判定

図表5-21 原産性判定

原産地規則手続に基づく原産品認定

①グレートブリテン向けの輸出：「原産品の事前認定(Advance Origin Ruling)」

- ◆ある製品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が書面で回答(3年間有効)
- ◆申請は製品ごとに個別に行わなければならない。
- ◆申請に必要な情報は以下ガイダンスを参照のこと。以下サイトより申請フォームをオンラインで記入の上、電子メールで提出。

〈Advance Origin Rulingガイダンス・申請先(HMRC)〉

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-origin-ruling>

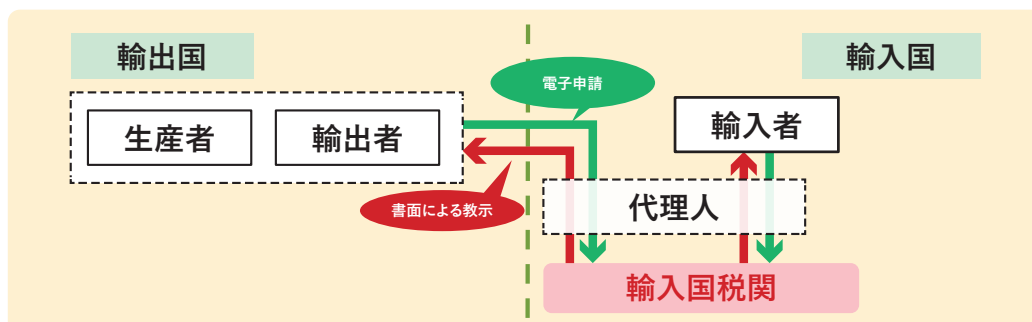
②北アイルランド向けの輸出：「拘束的産産情報(Binding Origin Information: BOI)」

- ◆EUの事前教示制度に基づく。
- ◆ある製品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が約45日で書面で回答(3年間有効)
- ◆申請は製品の種類ごとに個別に行わなければならない。
- ◆申請に必要な情報は以下ガイダンスを参照のこと。以下サイトより申請フォームをオンラインで記入の上、電子メールで提出。

〈BOIガイダンス・申請先(HMRC)〉

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-origin-information-decision>

〈原産品の事前認定の仕組み〉



日英EPA解説書 日英EPAの特恵関税の活用について

作成 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部海外調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5544 Fax. 03-3582-5309

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ご質問・お問い合わせ

■EPA・海外展開窓口

本部(東京)

大阪本部

Tel. **03-3582-5651** Tel. **06-4705-8606**

受付時間：平日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分
または最寄のジェトロまで、ご連絡ください。

■ウェブによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html>